

狛江市地域防災計画

(平成30年修正)

<資料編>

狛江市防災会議

＜資料編＞ 目次

例 規

1	狛江市防災会議条例	1
2	狛江市防災会議運営規程	3
3	狛江市災害対策本部条例	4
4	狛江市災害対策本部条例施行規則	5
5	狛江市災害対策本部運営要綱	14
6	狛江市街頭消火器設置取扱基準	19
7	狛江市災害見舞金支給規則	20
8	狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例	22
9	狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	27

協 定

1	調布市・狛江市消防相互応援協定	1
2	調布市と狛江市との間の災害時における情報の提供及び交換に関する協定書	3
3	川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定	5
4	震災時等の相互応援に関する協定（東京都市町村）	7
5	震災時等の相互応援に関する協定の実施要領（東京都市町村）	10
6	災害時における相互応援協定書（世田谷区）	11
7	災害時における相互応援に関する実施細目（世田谷区）	13
8	災害時における相互応援に関する協定書（静岡県三島市）	15
9	狛江市・石巻市 災害時における相互応援に関する協定書	17
10	災害時における相互応援に関する協定書（山梨県上野原市、山梨県北都留郡小菅村）	20
11	災害時における相互応援に関する協定書（熊本県宇土市）	23
12	都立狛江高校における避難所施設利用に関する協定書	26
13	都立狛江高校の広域避難場所指定に関する協定書	28
14	防衛省狛江スポーツセンターの広域避難場所指定に関する協定	30
15	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定（狛江こだま学園）	33
16	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定（狛江みずほ幼稚園）	36
17	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定（子鹿幼稚園）	39
18	災害時における福祉避難所に関する協定書（こまえ苑）	42
19	災害時における福祉避難所に関する協定書（こまえ正吉苑）	45
20	災害時における福祉避難所に関する協定書（こまえ正吉苑二番館）	48
21	災害時における施設使用等に関する協定（東京都）	51
22	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書（狛江市社会福祉協議会）	53

23	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準（狛江市社会福祉協議会）	56
24	非常通信の運用に関する協定書（狛江消防署）	57
25	震災時における情報収集活動に関する協定書（狛江消防署、各新聞販売店）	59
26	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書 （調布市、クライシスマップーズ・ジャパン）	61
27	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	64
28	災害時における災害情報の放送等に関する協定書（ジェイコムイースト世田谷局）	66
29	防災情報サービスに関する覚書（ジェイコムイースト）	68
30	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー）	71
31	狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書（東京瓦斯）	73
32	狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書（東京電力パワーグリッド）	75
33	広告付災害時集合場所等電柱看板に関する協定書 （東電タウンプランニング株式会社多摩総支社）	77
34	災害時の医療救護活動等に関する協定書（狛江市医師会）	80
35	災害時の医療救護活動等実施細目（狛江市医師会）	83
36	災害時の救護活動についての協定書（狛江市薬剤師会）	92
37	災害時の救護活動実施細目（狛江市薬剤師会）	95
38	災害時の歯科医療救護活動についての協定書（狛江市歯科医師会）	103
39	災害時の歯科医療救護活動実施細目（狛江市歯科医師会）	106
40	災害時における動物救護活動に関する協定書 （東京都獣医師会、狛江市獣医師会）	108
41	災害時における緊急医療救護所に関する協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院、調布市）	111
42	災害時における井戸の使用に関する協力協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院、調布市）	114
43	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（アルフレッサ 調布支店）	117
44	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（スズケン 府中支店）	119
45	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（メディセオ）	121
46	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（酒井薬品 三鷹営業所）	123
47	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （東邦薬品 東京営業所 立川・府中営業所）	125
48	災害時における飲料水等の提供に関する協定書 （ピーシーエムシー（アクアクララメトロポリタン））	127
49	災害時における米穀の供給に関する協力協定書（狛江市米穀商組合）	130
50	災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書（京王ストア）	132
51	災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書（小田急商事）	134
52	災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書（三和）	136
53	災害時における物資の供給に関する協力協定書（大和紙器）	138
54	災害時における物資供給の協力に関する協定（ユニリビング）	140
55	災害時における畳の提供等に関する協定書	

	(「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会)	143
56	災害時における畳の提供等に関する協定書(狛江市畳工業組合)	146
57	災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書 (東京都宅地建物取引業協会 調布狛江支部)	149
58	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書(株式会社ゼンリン)	151
59	災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書(狛江市建設業協会)	154
60	災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書(狛江造園組合)	156
61	災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書(狛江市管工事組合)	158
62	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定(東京都下水道局、 多摩地域29市町村、東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合)	160
63	災害時における復旧支援協力に関する協定(日本下水道管路管理業協会)	167
64	災害時における応急対策業務協力に関する協定書(東京土建一般労働組合狛江支部)	169
65	災害時における応急活動の協力に関する協定 (一般社団法人東京都自動車整備振興会調布多摩川支部)	172
66	災害時における応急燃料供給業務に関する協定書(大久保商事)	175
67	災害時における応急燃料供給業務に関する協定書(東京コスモ石油協同組合)	177
68	災害時における応急燃料供給業務に関する協定書(ニシヤマ)	179
69	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書(調布狛江LPガス商工組合)	181
70	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書(ニシヤマ)	184
71	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書(野村燃料店)	187
72	災害時における緊急輸送業務に関する協定(東京都トラック協会多摩支部)	190
73	災害時における緊急輸送業務に関する協定書(赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部)	193
74	災害時における輸送等の協力に関する協定書(小田急バス株式会社狛江営業所)	196
75	災害時における輸送等の協力に関する協定書(武州交通興業)	199
76	災害時における輸送等の協力に関する協定書(イースタンモータース調布)	202
77	災害時における輸送等の協力に関する協定書(グリーンキャブ)	205
78	災害時における協力に関する協定書(ジェイアール東日本物流狛江物流センター)	208
79	災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書(加藤商事)	211
80	災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書(日本衛生興業)	214
81	災害時における避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書 (東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部)	217
82	災害時における協力に関する協定書(東京多摩葬祭業協同組合)	223
83	防災用品のあっせんに関する協定書(社会福祉法人東京コロニー)	226

参考資料

1	狛江市防災会議委員名簿	1
2	地下施設及び要配慮者施設の名称及び所在地	2

3	災害救助法施行細則 抜粋	3
4	気象庁震度階級関連解説表	6
5	狛江市災害対策備蓄倉庫	10
6	主要災害対策用備蓄品一覧表	11
7	罹災証明申請書	13
8	狛江市防災マップ	14
9	狛江市地震ハザードマップ（建物の倒壊割合マップ）	15
10	狛江市洪水ハザードマップ（多摩川はん濫版）	16
11	狛江市洪水ハザードマップ（集中豪雨版）	17
12	水防工法の種類	18

その他

用語解説

狛江市防災会議条例

昭和39年10月 5 日条例第30号

改正

昭和49年 2 月26日条例第 7 号

昭和62年 3 月31日条例第12号

平成11年12月10日条例第18号

平成24年10月 4 日条例第24号

平成25年 3 月29日条例第 4 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、狛江市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 狛江市地域防災計画を作成し、及びその実施の推進をすること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) この条例に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織し、会長は市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 東京都知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 狛江市消防団長
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 前項の委員の総数は30名以内とする。

6 第4項第6号及び第7号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、東京都知事の部内の職員、狛江市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- 3 専門委員は、専門事項に関する調査が終了したときをもって解嘱又は解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、狛江市の職員のうちから市長が任命する。

- 3 幹事は、会長の命を受け、防災会議の事務を処理する。

(会議の運営等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年2月26日条例第7号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月31日条例第12号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成11年12月10日条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成24年10月4日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

狛江市防災会議運営規程

昭和39年10月 5 日規程第11号

改正

昭和62年 3 月31日規程第 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、狛江市防災会議条例(昭和39年条例第30号)第6条の規定に基づき、狛江市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(議事の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席した委員の職名および氏名
- (3) 議事の件名および概要ならびに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(委任)

第5条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門委員は、調査の結果を報告するため、会議に出席することができる。

付 則

この規程は、公布の日から適用する。

付 則(昭和62年 3 月31日規程第 9 号)

この規程は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

狛江市災害対策本部条例

昭和39年10月 5 日条例第31号

改正

平成19年 7 月 5 日条例第15号

平成24年10月 4 日条例第23号

平成25年 3 月29日条例第 4 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、狛江市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 部長は、上司の命を受け部の事務を掌理する。

4 本部員は、上司の命を受け本部の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、上司の命を受け、その部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年 7 月 5 日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年10月 4 日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年 3 月29日条例第 4 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

狛江市災害対策本部条例施行規則

昭和39年10月 6 日規則第10号

改正

昭和46年 7 月22日規則第18号

昭和47年 2 月14日規則第 3 号

昭和47年 8 月 1 日規則第26号

昭和47年11月 1 日規則第42号

昭和49年 3 月29日規則第16号

昭和56年 9 月10日規則第27号

昭和58年 2 月 7 日規則第 5 号

昭和62年 3 月 2 日規則第 4 号

平成 2 年 3 月14日規則第 6 号

平成 5 年 6 月23日規則第25号

平成 6 年 3 月31日規則第17号

平成 8 年 3 月29日規則第22号

平成 9 年 1 月21日規則第 2 号

平成10年 4 月17日規則第17号

平成13年 6 月29日規則第29号

平成16年 3 月31日規則第 8 号

平成17年 3 月31日規則第11号

平成19年 3 月30日規則第15号

平成20年 3 月28日規則第 4 号

平成21年 4 月13日規則第29号

平成22年 3 月31日規則第14号

平成24年 3 月28日規則第18号

平成24年 3 月30日規則第20号

平成26年 3 月31日規則第17号

(本部長室の所掌事務)

第1条 本部長室は、次の事項について狛江市災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難の勧告又は指示に関する事。
- (4) 災害救助法の適用に関する事。
- (5) 激甚災害の指定に関する事。
- (6) 東京都及び他区市町村との相互応援に関する事。
- (7) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
- (8) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。

- (9) 部長会議及び本部員会議の招集に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第2条 本部長室は次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第3条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

- 2 狛江市災害対策本部条例（昭和39年条例第31号）第3条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序による。

(本部員)

第4条 本部員は、企画財政部長、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、児童青少年部長、環境部長、都市建設部長、教育部長、議会事務局長、安心安全課長及び消防団長をもって充てる。

(部の名称、組織及び分掌事務)

第5条 部の名称、部を構成する組織及び分掌事務は、別表1のとおりとする。

(本部の部の編成)

第6条 部に部長、副部長、部員をおく。

- 2 本部の部の編成は、別表2のとおりとする。
- 3 部に属すべき本部の職員は別表2に定める者のほか、狛江市の職員のうちから市長が任命する。

(応援体制)

第7条 本部長は、特定の事務を重点的に実施する必要があると認めたとき、又は災害の状況、応急対策の推移等により特定の部の事務量が多大になったと認めたときは、別表1分掌事務欄に示す応援事務以外に、他の部に応援を命じることができる。

- 2 部長は、自ら分掌する事務について特定の事務を重点的に実施する必要があると認めたとき、又は災害の状況、応急対策の推移等により特定の課の事務量が多大になったと認めたときは、別表1分掌事務欄に示す応援事務以外に、担当部内の他の課に応援を命じることができる。

(班の編成)

第8条 本部長は、特定の事務を重点的に実施するため必要があると認めたときは、班を設置することができる。

- 2 前項に規定する班に班長をおく。
- 3 前項に規定する班長は、原則として班の行う事務の所管課長とし、本部長が任命する。
- 4 本部長及び部長は、班の要員に不足があると認めたときは、前条第1項及び第2項の規定に準じて応援を命じることができる。

(部長会議)

第9条 本部長は災害対策の推進をはかるため、必要があると認めたときは部長会議また

は本部員会議を招集することができる。

(雑則)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和46年 7 月22日規則第18号)

この規則は、昭和46年 7 月22日から施行する。

付 則 (昭和47年 2 月14日規則第 3 号)

この規則は、昭和47年 3 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和47年 8 月 1 日規則第26号)

この規則は、昭和47年 8 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和47年11月 1 日規則第42号)

この規則は、昭和47年11月 1 日から施行する。

付 則 (昭和49年 3 月29日規則第16号)

この規則は、昭和49年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和56年 9 月10日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年 2 月 7 日規則第 5 号)

この規則は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和62年 3 月 2 日規則第 4 号)

この規則は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 年 3 月14日規則第 6 号)

この規則は、平成 2 年 3 月25日から施行する。

付 則 (平成 5 年 6 月23日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 6 年 3 月31日規則第17号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 8 年 3 月29日規則第22号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 9 年 1 月21日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年 4 月17日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成13年 6 月29日規則第29号)

この規則は、平成13年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (平成16年 3 月31日規則第 8 号)

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成17年 3 月31日規則第11号)

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成19年 3 月30日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月28日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月13日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則（平成22年3月31日規則第14号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日規則第20号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第17号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

部の名称	部を構成する平常時の組織	分掌事務
災対総務部	総務部安心安全課	1 災害対策の総合調整に関すること。 2 関係機関・団体との連携の総合調整に関すること。 3 都及び他区市町村の応援要請に関すること。 4 自衛隊の派遣要請及び活動調整に関すること。 5 災害時要援護者（要配慮者）対策の総合調整に関すること。 6 帰宅困難者対策の総合調整に関すること。 7 消防団の出動に関すること。 8 災害情報の収集、集約及び伝達の統括に関すること。 9 防災行政無線の統制活用に関すること。 10 警戒区域設定、避難指示等その他本部長命令の伝達に関すること。 11 避難誘導に関すること。
	総務部総務課	1 庁用車の配備に関すること。 2 必要資機（器）材、車両、舟艇、労務及び物品の調達、使用、収用及び発注に関すること。 3 災害時集合場所の連絡調整等に関すること。
	総務部職員課	1 本部職員の動員に関すること。 2 本部職員の労務管理に関すること。 3 東京都及び他区市町村の職員の受入れ及び派

		遣に關すること。 4 本部長室の庶務に關すること。
	総務部施設課	1 市施設の応急復旧に關すること。 2 公共施設の被害状況の取りまとめに關すること。
災対企画財政部	企画財政部秘書広報室	広報及び広聴並びに市民からの問合せ及び報道機関への対応に關すること。
	企画財政部政策室	1 女性の人権の確保に關すること。 2 広報及び広聴並びに市民からの問合せ及び報道機関への対応に關すること。（秘書広報室への応援）
	企画財政部市史編さん室	広報及び広聴並びに市民からの問合せ及び報道機関への対応に關すること。（秘書広報室への応援）
	企画財政部財政課	1 災害救助法に關すること。 2 災害対策関係予算に關すること。 3 義援金品の受領及び配分に關すること。 4 激甚災害の指定に關すること。
	議会事務局	広報及び広聴並びに市民からの問合せ及び報道機関への対応に關すること。（秘書広報室への応援）
	選挙管理委員会事務局	
	監査委員事務局	
	会計課	災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に關すること。
災対市民生活部	市民生活部市民課	1 埋火葬の許可に關すること。 2 広域火葬に關すること。
	市民生活部課税課	1 罹災証明書に關すること。 2 地域における情報の収集及び伝達に關すること。
	市民生活部納税課	1 罹災証明書に關すること。（課税課への応援） 2 応急給水，食料及び生活必需品の供給に關すること。（地域活性課への応援）
	市民生活部地域活性課	1 応急給水，食料及び生活必需品の供給に關すること。 2 中小企業及び農業への融資及び復興に關すること。
	農業委員会事務局	応急給水，食料及び生活必需品の供給に關すること。（地域活性課への応援）
災対福祉保健部	福祉保健部地域福祉課	1 避難行動要支援者対策に關すること。 2 二次（福祉）避難所に關すること。

		3 災害弔慰金に関する事。 4 ボランティア活動に関する事。
	福祉保健部福祉相談課	1 生活再建に関する事。 2 遺体収容所の設置と遺体処理に関する事。 3 被災者の生活に関する相談及び各種支援制度の受付に関する事。
	福祉保健部高齢障がい課	1 社会福祉団体との連絡調整及び協力に関する事。 2 避難行動要支援者対策に関する事。（地域福祉課への応援） 3 二次（福祉）避難所に関する事。（地域福祉課への応援） 4 医療救護に関する事。（健康推進課への応援）
	福祉保健部保険年金課	1 医療救護に関する事。（健康推進課への応援） 2 保健衛生に関する事。（健康推進課への応援） 3 防疫に関する事。（健康推進課への応援）
	福祉保健部健康推進課	1 医療救護に関する事。 2 保健衛生に関する事。 3 防疫に関する事。
災対児童青少年部	児童青少年部子育て支援課	応急保育に関する事。（児童青少年課への応援）
	児童青少年部児童青少年課	応急保育に関する事。
災対環境部	環境部環境政策課	1 放射性物質対策に関する事。 2 下水道施設に関する事。（下水道課への応援） 3 管工事関係事業者との連絡調整に関する事。（下水道課への応援） 4 ごみ処理に関する事。（清掃課への応援） 5 トイレの確保及びし尿処理に関する事。（清掃課への応援） 6 がれき処理に関する事。（清掃課への応援） 7 住家流入土石、竹木等処理に関する事。（清掃課への応援）
	環境部下水道課	1 下水道施設に関する事。 2 管工事関係事業者との連絡調整に関する事。
	環境部清掃課	1 ごみ処理に関する事。 2 トイレの確保及びし尿処理に関する事。 3 がれき処理に関する事。 4 住家流入土石、竹木等処理に関する事。

災対都市建設部	都市建設部まちづくり推進課	1 救出に関すること。 2 行方不明者及び死体の捜索に関すること。 3 応急危険度判定に関すること。 4 被災者の住宅の確保に関すること。 5 家屋,住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関すること。 6 家屋及び住家の応急修理に関すること。 7 応急仮設住宅の整備に関すること。 8 災害復興等の総合調整に関すること。
	都市建設部道路交通課	1 道路,河川等における障害物除去に関すること。 2 道路,橋りょう,堤防,河川等の点検,整備及び復旧に関すること。 3 建設関係事業者との連絡調整に関すること。 4 ライフライン(下水道を除く。)応急復旧に関すること。
	都市建設部整備課	1 救出に関すること。(まちづくり推進課への応援) 2 行方不明者及び死体の捜索に関すること。(まちづくり推進課への応援) 3 応急危険度判定に関すること。(まちづくり推進課への応援) 4 被災者の住宅の確保に関すること。(まちづくり推進課への応援) 5 家屋,住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関すること。(まちづくり推進課への応援) 6 家屋及び住家の応急修理に関すること。(まちづくり推進課への応援) 7 応急仮設住宅の整備に関すること。(まちづくり推進課への応援) 8 災害復興等の総合調整に関すること。(まちづくり推進課への応援)
災対教育部	教育部学校教育課	1 災害時集合場所の運営に関すること。 2 避難所の開設及び運営に関すること。 3 学用品の給与に関すること。
	教育部指導室	1 応急教育に関すること。 2 災害時集合場所の運営に関すること。(学校教育課への応援) 3 避難所の開設及び運営に関すること。(学校教育課への応援)

	教育部社会教育課	1 災害時集合場所の運営に関すること。（学校教育課への応援） 2 避難所の開設及び運営に関すること。（学校教育課への応援）
	教育部公民館	1 災害時集合場所の運営に関すること。（学校教育課への応援） 2 避難所の開設及び運営に関すること。（学校教育課への応援）
	教育部図書館	1 災害時集合場所の運営に関すること。（学校教育課への応援） 2 避難所の開設及び運営に関すること。（学校教育課への応援）
部を構成する平常時の組織の共通事項		1 平常時に所管する事務に関する災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 平常時に所管する事務に係る関係機関及び団体との調整に関すること。 3 平常時に所管する施設及び事業における安全確保並びに利用者の避難誘導及び救護に関すること。 4 平常時に所管する施設を経由しての市民への情報提供及び広報に関すること。 5 他の部課の応援に関すること。

別表 2（第 6 条関係）

部	部長	副部長	部員
災対総務部	総務部長	総務部安心安全課長 総務部総務課長 総務部職員課長 総務部施設課長	総務部安心安全課職員 総務部総務課職員 総務部職員課職員 総務部施設課職員
災対企画財政部	企画財政部長	企画財政部秘書広報室長 企画財政部政策室長 企画財政部市史編さん室長 企画財政部財政課長 議会事務局次長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 会計課長	企画財政部秘書広報室職員 企画財政部政策室職員 企画財政部市史編さん室職員 企画財政部財政課職員 議会事務局職員 選挙管理委員会事務局職員 監査委員事務局職員 会計課職員
災対市民生活部	市民生活部長	市民生活部市民課長	市民生活部市民課職員

		市民生活部課税課長 市民生活部納税課長 市民生活部地域活性課長 農業委員会事務局長	市民生活部課税課職員 市民生活部納税課職員 市民生活部地域活性課職員 農業委員会事務局職員
災対福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部地域福祉課長 福祉保健部福祉相談課長 福祉保健部高齢障がい課長 福祉保健部保険年金課長 福祉保健部健康推進課長	福祉保健部地域福祉課職員 福祉保健部福祉相談課職員 福祉保健部高齢障がい課職員 福祉保健部保険年金課職員 福祉保健部健康推進課職員
災対児童青少年部	児童青少年部長	児童青少年部子育て支援課長 児童青少年部児童青少年課長	児童青少年部子育て支援課職員 児童青少年部児童青少年課職員
災対環境部	環境部長	環境部環境政策課長 環境部下水道課長 環境部清掃課長	環境部環境政策課職員 環境部下水道課職員 環境部清掃課職員
災対都市建設部	都市建設部長	都市建設部まちづくり推進課長 都市建設部道路交通課長 都市建設部整備課長	都市建設部まちづくり推進課職員 都市建設部道路交通課職員 都市建設部整備課職員
災対教育部	教育部長	教育部学校教育課長 教育部指導室長 教育部社会教育課長 教育部公民館長 教育部図書館長	教育部学校教育課職員 教育部指導室職員 教育部社会教育課職員 教育部公民館職員 教育部図書館職員

※ 議会事務局長及び理事は、所属の部長補佐とする。ただし、課長事務扱いを命ぜられている理事は、副部長を兼務するものとする。

狛江市災害対策本部運営要綱

昭和39年10月 6 日

改正

昭和46年 7 月22日要綱第 4 号

昭和47年 2 月14日要綱第 2 号

平成 2 年 3 月14日要綱第 4 号

平成 5 年 6 月23日要綱第25号

平成20年 3 月28日要綱第 9 号

第 1 章 総則

第 1 趣旨

この要綱は、狛江市災害対策本部条例施行規則（昭和39年規則第31号。以下「規則」という。）第 8 条の規定に基づき、狛江市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項について定めるものとする。

第 2 定義

この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 2 号に定める災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第 1 条に定める程度のものをいう。

第 2 章 本部の設置および廃止

第 1 本部の設置

- (1)市長は、狛江市の地域について、災害が発生するおそれがある場合において、第 3 章の非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。
- (2)本部の部長（以下「部長」という。）に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に本部の設置を要請することができる。
- (3)総務部長は、前記(2)の要請があった場合、または、その他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、規則第 4 条の本部員の職に充てられている者を招集して協議のうえ、本部の設置を市長に申請しなければならない。

第 2 本部の設置の通知等

- (1)災対総務部長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に、本部の設置を通知しなければならない。

ア 部長

イ 東京都知事及び東京都北多摩南部建設事務所長

ウ 東京消防庁狛江消防署長

エ 警視庁調布警察署長

オ 狛江市消防団長

カ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

キ 隣接区市長

ク その他必要と認めた者

- (2)災対企画財政部長は、本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表しなければならない。

(3)部長は、前記(1)の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

第3 本部の標示の提出

本部が設置された場合は、狛江市役所正門に「狛江市災害対策本部」の標示を掲示する。

第4 本部の廃止

(1)市長は、狛江市の地域について、災害が発生する恐れが解消したとき、または、災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

(2)本部の廃止の通知等は、前記第2に準じて処理する。

第3章 本部の非常配備態勢

第1 非常配備態勢の種別

(1)第1 非常配備態勢

ア 時期

第1 非常配備態勢は、おおむね24時間後に災害が発生するおそれがある場合又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたときに、その指令を発する。

イ 態勢

第1 非常配備態勢は、災害の発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とした態勢とする。

(2)第2 非常配備態勢

ア 時期

第2 非常配備態勢は、おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合若しくは局地災害が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたときに、その指令を発する。

イ 態勢

第2 非常配備態勢は、第1 非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢とする。

(3)第3 非常配備態勢

ア 時期

第3 非常配備態勢は、事態が切迫し、市区域の数地区について災害が発生すると予想される場合若しくは数地区について災害が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたときに、その指令を発する。

イ 態勢

第3 非常配備態勢は、数地区の災害に直ちに対処できる態勢とする。

(4)第4 非常配備態勢

ア 時期

第4 非常配備態勢は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定により内閣総理大臣が地震災害に関する警戒宣言を発した場合若しくは災害が拡大し、第3 非常配備態勢では対処できない場合又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたときに、その指令を発する。

イ 態勢

第4 非常配備態勢は、本部の全力をもって災害に対処する態勢とする。

(5) 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

第2 非常配備態勢に基づく措置

(1) 部長は、非常配備態勢が発令された場合は、施行規則第5条による分掌事務の要領を所属職員に対し、周知徹底させ、かつ、必要な指示をしなければならない。

第4章 職員の配置および服務

第1 職員の配置

(1) 市長は、あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において、本部の事務に配置すべき職員を、規則第6条第2項の規定に基づく本部の職員として任命し、必要な名簿を備えておかなければならない。

(2) 部長は、あらかじめ別記第1号様式により、非常配備態勢別の職員の動員表を作成し、本部長に報告するとともに、所属職員に対し、周知徹底させておかなければならない。

(3) 部長は、あらかじめ職員の非常参集方法を定め、所属職員に対し、周知徹底させておかなければならない。

(4) 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置をとらなければならない。

ア 動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること。

イ 職員の集合方法および交替方法を周知徹底させること。

第2 職員の服務

(1) すべての職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

ア 常に、災害に関する情報および本部関係の指示に注意すること。

イ 不急の行事・会議・出張等を中止すること。

ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁しないこと。

エ 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、上司と連絡をとること。

オ 非常配備態勢が発令されたときは、動員表にしたがって万難を排して集合すること。

(2) すべての本部員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、住民の誤解を招き、または、本部の活動に支障をきたすことのないよう注意しなければならない。

第5章 本部連絡員

第1 本部連絡員の職務等

(1) 本部長室と部の連絡および部相互間の連絡調整を推進するため、各部に本部連絡員を置く。

(2) 部長は、あらかじめ部所属の課長補佐または、係長の職にあるもののうちから、複数の本部連絡員を指名し、別記第2号様式により、本部長に報告しなければならない。

(3)本部連絡員は、本部が設置されている間、交替で勤務し、勤務中においては、災対総務部長の指示がなければ退庁することができない。

(4)本部連絡員は、勤務を交替したときは、災対総務部長に報告しなければならない。

第2 本部連絡員の招集または派遣

(1)災対総務部長は、本部長室が開設されたとき、または、部相互間の連絡調整をはかるため、必要があると認めたときは、指定した場所に本部連絡員を招集することができる。

第6章 本部長室の開設

本部長は、原則として第1 非常配備態勢を発令したときに、規則第2条の本部長室の構成員を招集するものとする。

第7章 本部長室の議事

(1)付議事項

本部長室に付議する事項は、規則第1条に定める審議策定事項とする。

(2)付議手続

部長は、その所管に係る事務について本部長室に付議すべき事項が生じたときは、すみやかに本部長室に付議しなければならない。

第8章 本部長室における発信事項および受信事項の処理

第1 発信事項の処理

(1)災対総務部長は、本部長の指示事項および本部長室の付議事項のうち、必要と認めた事項について、本部連絡員に発表しなければならない。

(2)災対企画財政部長は、発信事項うち必要と認めたものを、報道機関に発表しなければならない。

第2 受信事項等の処理

(1)本部連絡員は、前記第1の(1)により、発表された発信文を、関係のある部に伝達しなければならない。

(2)災対企画財政部長は、本部長室における発信および受信事項を、整備しておかなければならない。

第3 通信用紙

本部長室における発信および受信事項の処理は、別記第3および第4号様式の用紙を使用しなければならない。

第9章 部長会議

第1 会議の招集

(1)部長会議は、おおむね次に掲げる場合に招集する。

ア 本部長室において、招集を審議策定したとき。

イ 部長から招集の要請があったとき。

ウ その他、重要な災害対策に関して、連絡調整をはかる必要が生じたとき。

(2)部長は、必要な補佐員をともなって、会議に出席することができる。

第10章 本部の財務

第1 部の分掌事務の遂行に要する費用は、水防関係経費については、既決の災害対策関係予算をもって充てるものとし、予算が不足する場合または既決の予算がない場合は、

予算の補正を待つて措置するものとする。ただし、補正するいとまがないときは、予備費により措置することができる。

第2 災対企画財政部長は、第1により予算措置を講じる必要が生じたときは、その基本方針を本部長室に付議しなければならない。

付 則（昭和46年7月22日要綱第4号）

この要綱は、昭和46年7月22日から施行する。

付 則（昭和47年2月14日要綱第2号）

この要綱は、昭和47年3月1日から施行する。

付 則（平成2年3月14日要綱第4号）

この要綱は、平成2年3月25日から施行する。

付 則（平成5年6月23日要綱第25号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月28日要綱第9号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式～第4号様式（省略）

狛江市街頭消火器設置取扱基準

平成17年 6 月28日市長決裁

改正

平成21年 3 月24日市長決裁

- 1 狛江市が設置する街頭消火器については、既設街頭消火器を基準として、半径50m圏内に3リットル消火器1本を収容する消火器BOXを設置する。ただし、街頭消火器を設置しようとする地域の状況等により、設置数を増減することができる。
- 2 設置費用は全て市が負担し、民地内への設置を基本とする。この場合において、設置する場所については、土地所有者に対して協力要請し無償占用するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）第2条第2号の事業者については、狛江市まちづくり指導基準（平成15年規則第44号）第22条第1号の規定が適用されるものとする。
- 4 既設の街頭消火器についても、順次民地内への移設を実施するものとする。
- 5 この取扱基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度関係者と協議を行い対処するものとする。

付 則

この取扱基準は、平成17年度から施行する。

付 則（平成21年 3 月24日市長決裁）

この基準は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

狛江市災害見舞金支給規則

昭和49年6月14日規則第21号

改正

昭和56年5月14日規則第18号

平成2年3月31日規則第9号

平成3年10月15日規則第30号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市に住所を有する者が、市内において震災、風水害、火災その他これに類する災害により被害を受けたとき、被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を贈ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規則を適用する対象者は、災害の程度により市長が決定する。

(範囲及び額)

第3条 見舞金等の支給範囲及び額は、次の各号による。

(1) 専ら居住の用に供する建物で現に居住し、生計を営んでいる住家又は現に営業の用に供している建物が全壊、全焼又は流失したとき。

1世帯につき 50,000円

(2) 前号の建物が半壊、半焼又は床上浸水（住宅にあつては浸水が床に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいい、その他の建物については住宅に準ずる。）したとき。

1世帯につき 30,000円

(3) 第1号の建物が部分的に損傷したとき

1世帯につき 10,000円

(4) 死亡したとき

1人につき 100,000円

(5) 負傷したとき

1人につき 10,000円

2 前項に規定するもののうち次のものについては、当該各号に定めるものをもって1世帯とみなす。

(1) アパートに居住し、又は個人の住家に間借りし、2人以上の家族を構成し、独立の生計を営むもの

(2) アパートに居住し、又は個人の住家に間借りする単身世帯については、全体をもって1世帯とみなす。ただし、世帯の状況によって1世帯とすることができる。

(災害の程度)

第4条 災害の程度は、次の各号による

(1) 全焼、全壊とは、滅失面積70%以上

(2) 半焼、半壊とは、滅失面積30%以上70%未満

(3) 部分的損傷とは、滅失面積20%以上30%未満

(4) 死亡者とは、災害が直接の原因で死亡した者（負傷して入院後48時間以内に死亡した者を含む。）

(5) 負傷者とは、引続き240時間以上入院加療をした者（入院後48時間を超え、240時間未満に死亡した者を含む。）

（弔慰金の支給）

第5条 弔慰金の支給を受ける遺族の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項に掲げるものの弔慰金の支給を受ける順位は同項各号の順位により、同項第2号に掲げるもののうちにあつては同号に掲げる順位により、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

（支給の時期）

第6条 市長は、被災者等から見舞金等の支給申請があつたときは、すみやかに災害の程度を決定し、当該見舞金等を支給するものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和56年5月14日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則（平成2年3月31日規則第9号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成3年10月15日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、平成3年9月18日から適用する。

狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年12月26日条例第43号

改正

昭和50年10月 7 日条例第14号

昭和52年 3 月30日条例第15号

昭和53年 6 月26日条例第14号

昭和56年 9 月28日条例第24号

昭和57年12月24日条例第36号

昭和62年 3 月24日条例第 3 号

平成 3 年12月25日条例第23号

平成12年12月21日条例第59号

平成23年 9 月28日条例第11号

平成25年 3 月29日条例第 4 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条—第 8 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第11条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第12条—第20条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（2） 市民 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有する者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市は、市民が次の各号に掲げる一の災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

（1） 一の市町村（特別区を含む。）の区域内において住居の全壊した世帯の数が 5 以上あった災害（世帯の数の算定にあたっては、災害救助法施行令（昭和22年政令第225

号) 第1条第2項に定める算定方法の例による。)

(2) 被害が発生した市町村(特別区を含む。)をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた災害(前号に該当するものを除く。)

(3) その他厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣と協議し前2号と同等の災害と認められる特別の事情がある場合の災害
(災害弔慰金を支給する遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、遺族の順位は、次のとおりとする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 前2項の規定にかかわらず、遺族が遠隔地にある場合その他特別の事情がある場合において、市長が前2項の規定によることを不適当と認めるときは、第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の規定により災害弔慰金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合の災害弔慰金の支給については、次条で規定する金額を当該遺族の数で除して得た額を支給する。
(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、令第1条の2に規定する額とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者につき、当該災害がやんだ後3月間その生死が分からない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

(1) 当該死亡が、当該死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合

(2) 当該死亡に関し、その者が業務に従事していたことにより警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)、消防表彰規程(昭和37年消防庁告示第1号)及び賞

じゅつ金に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第15号）に基づき賞じゅつ金が支給される場合

（3）当該死亡した者が災害に際し市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認める場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 災害障害見舞金の額は、令第2条の2に規定する額とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け、限度額、償還期間）

第12条 市は、東京都の区域内において生じた災害で災害救助法による救助が行われた災害（以下この条において単に「災害」という。）により、次の表の左欄に掲げる一以上の被害を受けた世帯で令第4条の規定により算出した当該世帯に属する者の所得の合計額が令第5条に規定する額に満たないものの市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、次の表に掲げる当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ右欄に掲げる額以内の災害援護資金の貸付けを行う。

被害の種類及び程度	貸付金額
（1）世帯主が1月以上の療養を要する負傷を負った場合	150万円以内
（2）住居等の損害	250万円以内
ア 住居の全壊（（4）の場合を除く。）	170万円以内
イ 住居の半壊	150万円以内
ウ 全家財の価格の3分の1以上の損害	
（3）（1）と（2）が重複した場合	350万円以内
ア （1）と（2）のアが重複した場合	270万円以内
イ （1）と（2）のイが重複した場合	250万円以内
ウ （1）と（2）のウが重複した場合	
（4）住居の全体が滅失した場合。なお、「滅失」には、全壊、全焼、流失の全てを含むものであること。	350万円以内

(5) 第2号のア若しくはイ又は第3号のイにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「250万円以内」とあるのは「350万円以内」と、「170万円以内」とあるのは「250万円以内」と、「270万円以内」とあるのは「350万円以内」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、据置期間については次の各号の一に該当する場合であつて市長が特に必要と認めた場合は、5年とすることができる。

- (1) 災害により被害を受けた世帯が当該災害の前1年以内に前項に規定する被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けたものである場合
- (2) 災害により世帯主が死亡したとき、又は地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第6号に規定する特別障害者となった場合
- (3) 災害により被害を受けた世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合

(利子)

第13条 災害援護資金の利率は、年3パーセントとする。ただし、据置期間については、無利子とする。

(償還方法)

第14条 災害援護資金の償還は、年賦償還とし、元利均等償還の方法によるものとする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(連帯保証人)

第15条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、確実な連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を保証するものとし、その保証債務は、違約金を包含するものとする。

(一時償還)

第16条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第12条第2項の規定にかかわらず、期限を定めて災害援護資金の全部又は一部の繰上一時償還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。

(償還金の支払猶予)

第17条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日までに償還金を支払うことが著しく困難になったと認めたときは、第12条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金は、猶予前の支払期日までに償還されたものとみなす。

(違約金)

第18条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日までに償還金又は第16条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、当該金額につき、年10.75パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金

を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことについて、市長が、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（償還の免除）

第19条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認めたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、連帯保証人が償還することができると市長が認めたときは、この限りでない。

（規則への委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年10月7日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年3月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和53年6月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和56年9月28日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月14日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和57年12月24日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年3月24日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（平成3年12月25日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年5月26日以降に生じた災害から適用する。

付 則（平成12年12月21日条例第59号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成23年9月28日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項第1号及び第3号の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年12月27日規則第30号

改正

昭和57年12月24日規則第34号

昭和58年 6 月29日規則第24号

平成23年 9 月28日規則第45号

平成25年 4 月23日規則第48号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条—第5条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第6条・第7条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第8条—第20条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、調査票（第1号様式）に掲げる事項等を調査するものとする。

（必要書類の提出）

第3条 市長は、次の各号に掲げる場合は、災害弔慰金を支給する遺族に当該各号に掲げる書類を提出させるものとする。

（1） 死亡の原因となった災害が市の区域外で発生したものである場合 死亡地の官公署の発行する被災証明書

（2） 災害弔慰金の支給を受ける遺族が他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有する場合 戸籍抄本その他の遺族であることを証明する書類

（配偶者の範囲）

第4条 条例第4条第1項第2号ア及び第3号に規定する配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を含まないものとする。

（端数）

第5条 条例第4条第4項の規定により支給する災害弔慰金の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額は、同条第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認める者に支給する。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第6条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、調査票（第

2号様式)に掲げる事項等を調査するものとする。

(必要書類の提出)

第7条 市長は、災害障害見舞金を支給しようとする者に当該各号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 障害の原因となった災害が市の区域外で発生したものである場合は、災害の発生した地の官公署の発行する被災証明書

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(第3号様式)

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の借入れの申込み)

第8条 条例第12条に規定する災害援護資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申請者」という。)は、借入申請書(第4号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 災害を受けた日(以下「被災の日」という。)の属する年の1月1日(当該被災の日が1月1日から5月31日までの間である場合にあっては、前年の1月1日)において、他の市町村に住所を有していた場合にあっては、当該世帯の前年の所得(当該被災の日が1月1日から5月31日までの間である場合にあっては、前前年の所得)に関する当該他の市町村長の作成した証明書

(2) 世帯主の負傷を理由とする借入申請の場合にあっては、療養見込期間を記載した医師の診断書

2 前項の借入申請は、被災の日の属する月の翌月の1日から3月以内にしなければならない。

(連帯保証人)

第9条 借入申請者は、前条の借入申請の際に債務について確実な保証能力を有し次の各号に該当する連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)1人を立てなければならない。

(1) 東京都の区域内に住所を有する者

(2) 独立して生計を営んでいる者

(3) 現に条例による災害援護資金を借受け又は他に保証していない者

(貸付けの決定)

第10条 市長は、借入申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行い、災害援護資金を貸し付けることを決定したときは、貸付決定通知書(第5号様式)を借入申請者に交付するものとする。

2 市長は、借入申請者に対して、災害援護資金を貸し付けないことを決定したときは、貸付不承認決定通知書(第6号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第11条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、連帯保証人の連署した借用書(第7号様式)に、災害援護資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第12条 市長は、前条の借用書の提出があったときは、貸付金を交付するものとする。

（年当たりの割合）

第13条 条例第13条及び第18条に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（償還の完了）

第14条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第15条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者に対して、督促状を発行するものとする。

（償還金の支払猶予）

第17条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認めることを決定したときは、支払猶予承認書（第10号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めないことを決定したときは、支払猶予不承認通知書（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第18条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認めることを決定したときは、違約金支払免除承認書（第13号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めないことを決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（第14号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除申請）

第19条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除申請書（第15号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）借受人が死亡したこと又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことを証する書類

（2）貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

2 市長は、償還の免除を認めることを決定したときは、償還免除承認通知書（第16号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

3 市長は、償還の免除を認めないことを決定したときは、償還免除不承認通知書（第17号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（氏名変更届等）

第20条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に

変更を生じたときは、借受人は速やかに氏名等変更届（第18号様式）を、市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が届け出なければならない。

- 2 借受人は、連帯保証人が第9条各号のいずれかに該当しなくなったときは、当該連帯保証人に代えて他の連帯保証人を立てなければならない。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（東日本大震災に係る特例）

- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定める者に対する災害援護資金の貸付けに係る第8条第1項第1号の適用については、「災害を受けた日（以下「被災の日」という。）の属する年の1月1日（当該被災の日が1月1日から5月31日までの間である場合にあっては、前年の1月1日）において、他の市町村に住所を有していた場合にあっては、当該世帯の前年の所得（当該被災の日が1月1日から5月31日までの間である場合にあっては、前前年の所得）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

付 則（昭和57年12月24日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条及び第7条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和58年6月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年9月28日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年4月23日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年1月17日から適用する。

第1号様式から第18号様式まで（省略）

調布市・狛江市消防相互応援協定

(昭和45年4月18日締結)

改正 平成8年4月24日

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく調布市（以下「甲」という。）

と狛江市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災または非常事態の発生に際して相互間の消防力を活用し、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

甲乙の行政境から相互500メートルを超えない範囲内で別表に定める区域内に発生した火災を受報または覚知した場合は、相互応援出場するものとする。

(2) 特別応援

甲または乙の区域内に大火災または大規模災害が発生し特に応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請または応援側の長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、そのつど応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、現場到着および引揚ならびに消防行動等についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援にあたり要した経常的経費ならびに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

付 則

1 この協定は、昭和45年4月20日から効力を生ずる。

2 東京都狛江町・東京都調布市相互応援協定（昭和33年12月24日締結）は、廃止する。右協定する。

昭和45年4月18日

東京都調布市長
本 多 嘉 一 郎
東京都狛江町長
富 永 和 作

付 則（平成8年4月24日）
この協定は、平成8年5月1日から効力を生ずる。
平成8年4月24日

東京都調布市小島町2-35-1
甲 東京都調布市
調布市長 吉 尾 勝 征
東京都狛江市和泉本町1-1-5
乙 東京都狛江市
狛江市長 石 井 三 雄

別表

応 援 出 場 区 域 表

調布市側	狛江市側
入間町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、菊野台、国領町、染地の一部	東野川、西野川、和泉本町、中和泉、西和泉の一部

調布市と狛江市との間の災害時における情報の提供及び交換に関する協定書

調布市を「甲」とし、狛江市を「乙」とし、甲・乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害時又は、その恐れのあるときにおいて、防災行政無線（広域共通波）を有効に利用し、情報の提供及び交換を行うことにより両市の災害対策に寄与することを目的とする。

(情報の提供及び交換)

第2条 甲及び乙は、台風等風水害、震災等により広域的な被害が発生又は、その恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に積極的に連絡をとり合い、正確な情報の提供及び交換を行うものとする。

- (1) 降雨量に関すること。
- (2) 河川の水位に関すること。
- (3) 陸閘の開閉に関すること。
- (4) 宿河原及び上河原堰提水門に関すること。
- (5) 調布樋管及び六郷樋管の開閉に関すること。
- (6) 被害状況に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

(重要水防箇所の調査等)

第3条 甲及び乙は、洪水等発生時又は、その恐れがあるときにおいて、建設省京浜工事事務所が指定している多摩川の重要水防箇所を調査し、その状況を的確に把握し、情報の提供及び交換を行うものとする。

(巡視警戒)

第4条 甲及び乙は、台風等風水害時に、迅速、かつ的確な水防活動ができるよう危険箇所に巡視委員を配置し、巡視警戒を行うものとする。

(会議の開催)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて、災害対策に関する会議を開催し、災害時における協力体制の強化に努めるものとする。

(通信訓練)

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え、通信運用の習熟を図るために毎日1回定期的な通信訓練を行うものとする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、おのこの1通を保有する。

昭和58年4月1日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
東京都調布市
代表者 調布市長 金子 佐一郎

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番地5
東京都狛江市
代表者 狛江市長 吉岡 金四郎

川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定

川口町（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）とは、ふるさと友好都市提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかに非常災害が発生した場合において、応急対策等の相互援助に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲又は乙は、応急対策等に必要な物資、器材（以下「応急物資」という。）について、被災地域において十分な調達ができないときは、他方に対し応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示して、供給援助を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って応急物資を調達し、他方に供給するよう努めるものとする。

（応急物資）

第4条 前条の規定により、甲又は乙が供給する応急物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) その他応急物資

（応急物資の輸送）

第5条 応急物資の輸送については、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を他方に依頼することができる。

（経費の負担）

第6条 応急物資の供給に要する経費（輸送費を含む。）は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については双方で協議して定める。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じたときは、双方で協議のうえ決定すものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和63年 7 月30日

新潟県北魚沼郡川口町大字川口1974番地26
甲 新潟県北魚沼郡川口町
代表者 川口町長 青 柳 弘

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
乙 東京都狛江市
代表者 狛江市長 石 井 三 雄

震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）め地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号にかかげるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この規定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波多野重雄
立川市長	青木久
武蔵野市長	土屋正忠
三鷹市長	安田養次郎
青梅市長	田辺栄吉
府中市長	吉野和男
昭島市長	伊藤徳彦
調布市長	吉尾勝征
町田市長	寺田和雄
小金井市長	大久保慎七
小平市長	前田雅尚
日野市長	森田喜美男
東村山市長	細渕一男
国分寺市長	本多良雄
国立市長	佐伯有行
田無市長	末木達男
保谷市長	保谷局範
福生市長	石川彌八郎
狛江市長	石井三雄

東大和市長	尾 又 正 則
清瀬市長	星 野 繁
東久留米市長	稲 葉 三 千 男
武蔵村山市長	志々田浩太郎
多摩市長	臼 井 千 秋
稲城市長	石 川 良 一
羽村市長	井 上 篤 太 郎
あきる野市長	田 中 雅 夫
瑞穂町長	関 谷 久
日の出町長	青 木 國 太 郎
奥多摩町長	大 館 誉
檜原村長	鈴 木 陸 實

震災時等の相互応援に関する協定の実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、震災時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部課は、東京都市町村防災事務連絡協議会を構成する防災関係事務担当所管をもって充てる。

2 東京都市長会と東京都町村会との連絡、調整は、東京都市長会事務局がこれに当たるものとする。

(応援)

第3条 応援を行う職員は、応援を要請された所属市町村の名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援を行う職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

附 則

この実施要領は、平成8年3月1日から施行する。

災害時における相互応援協定書

狛江市(以下「甲」)と世田谷区(以下「乙」)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(緊急応援)

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始する

ことができる。

- 2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

- 2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

狛 江 市 長 矢 野 裕

世 田 谷 区 長 熊 本 哲 之

災害時における相互応援に関する実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、狛江市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）が締結した災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき甲乙の行政境界周辺において実施する相互応援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等の相互利用)

第2条 協定第2条第1項第4号に規定する被災者を一時収容するための施設（以下「避難所等」という。）は、甲乙の行政境界周辺に位置する次の施設とする。

- (1) 狛江市立狛江第三小学校 狛江市猪方一丁目11番1号
- (2) 狛江市立狛江第五小学校 狛江市東野川一丁目35番13号
- (3) 狛江市立狛江第六小学校 狛江市駒井町一丁目21番1号
- (4) 狛江市立狛江第四中学校 狛江市東野川四丁目1番1号
- (5) 喜多見ふれあい広場 世田谷区喜多見九丁目25番
- (6) 世田谷区立喜多見中学校 世田谷区喜多見四丁目20番1号

2 前項各号に掲げる施設のほか、必要に応じ甲又は乙が管轄する施設を避難所等として相互利用することについて連携を図るものとする。

(住民交流)

第3条 甲及び乙は、避難所等の相互利用において、行政境界周辺に居住する住民同士が円滑に相互協力できるよう、平素より住民間の情報交換等交流を行うための機会の提供に努めるものとする。

(情報連絡体制の強化)

第4条 甲及び乙は、協定第2条の規定による速やかな応援を実施するために必要な相互の情報連絡体制の強化を図るため、次の事項を実施する。

- (1) 狛江市長と世田谷区長との連絡先の交換
- (2) 平時からの防災及び災害対策業務に必要な情報、連絡先の交換
- (3) 定期的な通信訓練
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認めること。

(有効期間)

第5条 この実施細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力を失うものとする。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため、この実施細目を2通作成し、それぞれ署名の上、各1通を保管する。

平成25年2月7日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長

高橋 都彦

乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区長

保坂 展人

災害時における相互応援に関する協定書

東京都狛江市（以下「甲」という。）と静岡県三島市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5） 避難が必要な被災者の受入れ
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 応援の種類
- （3） 応援の具体的な内容及び必要量
- （4） 応援を希望する期間
- （5） 応援場所及び応援場所への経路
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請した市が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した市が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成24年12月19日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高 橋 都 彦

乙 静岡県三島市北田町4番47号

三島市長 豊 岡 武 士

狛江市・石巻市 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東京都狛江市（以下「甲」という。）と宮城県石巻市（以下「乙」という。）とは、甲又は乙のいずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく被災した市の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 被災した市は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、後日に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資機材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災した市が必要とする事項

(輸送)

第4条 応急物資及び派遣職員の輸送は、当該応急物資を供給する市が行うものとする。

(緊急応援)

第5条 応援をする市は、応援を受ける市に応援要請をするいとまがないと判断したときは、第3条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援をする市の職員等は、応援を受ける市の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援をする市から特別の申出がない限り、応援を受ける市の負担とし、その費用については甲乙で協議して決定する。

2 応援を受ける市が、経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受ける市から要請があった場合は、応援をする市が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第2条第4号の規定により派遣され、応援活動に従事した職員等に係る公務災害補償等については、原則として応援をする市が行うものとする。

2 前項の職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市が、応援を受ける市への往復途中に生じたものについては応援をする市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第3条に規定する応援手続が確実かつ円滑に行われるよう、甲乙はあらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙がその都度協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれかから協定効力終了の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成 25 年 2 月 6 日

(甲) 東京都狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 宮城県石巻市長 亀 山 紘

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東京都狛江市（以下「甲」という。）、山梨県上野原市（以下「乙」という。）、山梨県北都留郡小菅村（以下「丙」という。）とは、甲乙丙のいずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく被災した自治体の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、後日に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資器（機）材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災した自治体が必要とする事項

(輸送)

第4条 応急物資及び派遣職員等の輸送は、応援をする自治体が行うものとする。

(緊急応援)

第5条 応援をする自治体は、応援を受ける自治体に応援要請をするいとまがないと判断したと

きは、第3条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援をする自治体の職員等は、応援を受ける自治体の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、応援をする自治体から特別の申出がない限り、応援を受ける自治体の負担とし、その費用については協議して決定する。

2 応援を受ける自治体が、経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受ける自治体から要請があった場合は、応援をする自治体が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第2条第4号の規定により派遣され、応援活動に従事した職員等に係る公務災害補償等については、原則として応援をする自治体が行うものとする。

2 前項の職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける自治体が、応援を受ける自治体への往復途中に生じたものについては応援をする自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第3条に規定する応援手続が確実かつ円滑に行われるよう、甲乙丙はあらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙丙がその都度協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙丙いずれかから協定効力終了の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲乙丙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成 25 年 7 月 12 日

(甲) 東京都狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 山梨県上野原市長 江 口 英 雄

(丙) 山梨県北都留郡小菅村長 船 木 直 美

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東京都狛江市（以下「甲」という。）と、熊本県宇土市（以下「乙」という。）とは、甲乙のいずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害応急対策及び災害復旧が円滑に遂行されるよう、同法第67条第1項の規定に基づく被災した自治体の応援の要求に対し相互に応援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出，医療，防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供
- (2) 食料，飲料水，生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供
- (3) 救援，救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか，特に要求のあった事項

(応援要求の手続)

第3条 応援を要求する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要求するものとする。ただし、緊急の場合には、電話その他の方法をもって要求することができるものとし、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資器（機）材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか，被災した自治体が必要とする事項

(輸送)

第4条 応急物資，派遣職員等の輸送は，応援を行う自治体が行うものとする。

(緊急応援)

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が応援要求をするいとまがないと判断したと

きは、第3条に規定する応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援を行う自治体の職員等は、応援を受ける自治体の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、応援を行う自治体から特別の申出がない限り、応援を受ける自治体の負担とし、その費用については協議して決定する。

2 応援を受ける自治体を経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受ける自治体から要求があった場合は、応援を行う自治体が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第2条第4号の規定により派遣され、応援活動に従事した職員等に係る公務災害補償等については、原則として応援を行う自治体が行うものとする。

2 前項の職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける自治体が、応援を受ける自治体への往復途中に生じたものについては応援を行う自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第3条に規定する応援要求の手続が確実かつ円滑に行われるよう、甲乙はあらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙がその都度協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3月前までに、甲乙いずれかから協定効力終了の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月21日

(甲) 東京都狛江市長

(乙) 熊本県宇土市長

都立狛江高校における避難所施設利用に関する協定書

東京都狛江市長を「甲」とし、東京都立狛江高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害発生時及び、まさに災害が発生しようとする際に、当該施設を避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の周知)

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際に、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要し通知するいとまがないときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は原則として災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により期間を延長する必要がある場合は、乙と協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。この場合甲は、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請

をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際には、乙に、避難所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成9年9月22日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢 野 裕

東京都狛江市元和泉三丁目9番1号

乙 東京都立狛江高等学校

代表者 校 長 新 井 邦 男

都立狛江高校の広域避難場所指定に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京都立狛江高等学校（以下「乙」という。）との間において、乙の広域避難場所指定に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が震災時に乙の校庭（以下「校庭」という。）を広域避難場所として使用するために必要な事項を定めることを目的とする。

（使用場所）

第2条 甲は、災害発生時及び、まさに災害が発生しようとする際に、当該施設を広域避難場所として使用する必要が生じた場合、校庭を広域避難場所として使用することができる。

（通知）

第3条 甲は、前条に基づき校庭を広域避難場所として使用するときには、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、震災の状況により緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず校庭を広域避難場所として使用できるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（管理）

第4条 広域避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 広域避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 広域避難場所の管理運営について、乙は甲に必要な指示を行う。

4 避難者に供するための仮設トイレ等の必要な資機材は、甲の責任において配置する。

（費用負担）

第5条 甲は、広域避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（使用期間）

第6条 校庭を広域避難場所として使用する期間は、災害発生の日から原則として2日以内とする。

（早期使用終了への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、校庭の広域避難場所

としての使用を早期に終了するよう努めるものとする。

(使用終了)

第8条 甲は、校庭の広域避難場所としての使用を終了するときには、乙に広域避難場所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(協議)

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉三丁目9番1号

乙 東京都立狛江高等学校

代表者 校長 木嶋 智恵

防衛省狛江スポーツセンターの広域避難場所指定に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と防衛省共済組合本省支部（以下「乙」という。）は、狛江市地域防災計画に基づく広域避難場所指定に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が所有し管理する防衛省共済組合狛江スポーツセンターのグラウンド（以下「グラウンド」という。）を、甲が震災時に狛江市地域防災計画に基づく広域避難場所（以下「広域避難場所」という。）として使用するために必要な事項を定めることを目的とする。

（使用場所）

第2条 甲は、震災発生時及びまさに震災が発生しようとするときに、グラウンドを広域避難場所として使用することができる。

（通知）

- 第3条 甲は、前条に基づきグラウンドを広域避難場所として使用するときには、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。
- 2 甲は、震災の状況により緊急を要するときは、前項の規定にかかわらずグラウンドを広域避難場所として使用できるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（管理）

- 第4条 広域避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 広域避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
- 3 広域避難場所の管理運営について、あらかじめ覚書に定めるほか、乙は甲に必要な指示を行う。
- 4 避難者に供するための仮設トイレ等の必要な資機材は、甲の責任において配置する。

（費用負担）

第5条 甲は、広域避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（使用期間）

第6条 グラウンドを広域避難場所として使用する期間は、災害発生の日から原則として2日以内とする。

(早期使用終了への努力)

第7条 甲は、乙が防衛省共済組合の福利厚生施設としての本来の活動を早期に再開できるように配慮するとともに、グランドの広域避難場所としての使用を早期に終了するよう努めるものとする。

(使用終了)

第8条 甲は、グランドの広域避難場所としての使用を終了するときには、乙に広域避難場所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(震災以外の使用)

第9条 震災以外の大災害が発生した場合において必要が生じたときには、甲はグランドを広域避難場所としての使用に準じて使用することができる。

(協定期間及び自動更新)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第11条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成23年11月 1 日

東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

甲 東京都狛江市

狛江市長 矢 野 裕

東京都新宿区市谷本村町 5 番 1

乙 防衛省共済組合本省支部

支部長 堀 秀 男

災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と学校法人 狛江こだま学園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設等の使用及び乙が保有する備蓄物資等の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設等の使用）

第2条 甲は、災害時に乙が管理する施設等を一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）及び福祉避難所として、使用することができる。

（使用範囲）

第3条 前条に規定する一時避難場所及び福祉避難所として使用する施設等の範囲は、次のとおりとする。

（1）一時避難場所

ア 園庭

イ ホール（災害時の天候等の状況により使用する。）

（2）福祉避難所

ア ホール

（一時避難場所）

第4条 甲は、災害時に住民の避難が必要な場合は、乙に対して前条第1号に規定する施設等を一時避難場所として提供するよう要請する。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の要請を待たず自主的に一時避難場所を提供することができる。

4 乙は、前項の規定に基づき一時避難場所を提供した場合は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

5 乙は、避難者の施設内への誘導を行う等、避難者の安全確保に努めるものとする。

(福祉避難所)

- 第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所を開設を要請するものとする。
- 2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

(施設等の開錠)

- 第6条 第4条の規定に基づく一時避難場所の提供にあつては、第3条第1号アに規定する施設等を甲又は乙の職員が開錠し、第3条第1号イに規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。
- 2 前条の規定に基づき福祉避難所を開設する場合は、第3条第2号に規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

(施設等の費用)

- 第7条 第3条に規定する施設等の使用料は無償とする。ただし、施設等を使用することにより生じた費用については、原則として甲が負担する。
- 2 第3条に規定する施設等を使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行わなければならない。

(備蓄物資等の提供)

- 第8条 甲は、乙が保有する又は甲が提供した備蓄物資等を避難者へ配布するよう乙に要請することができる。
- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、保有する備蓄物資等を自己の判断で避難者へ配布することができる。
- 3 乙は、避難者に配布する必要な物資等の提供について、甲に要請することができる。

(備蓄物資等の費用)

- 第9条 前条の規定に基づき、乙が保有する備蓄物資等を避難者に提供した場合は、甲がその費用を負担する。
- 2 乙は、提供した備蓄物資等の一覧を作成し、甲に対してその費用を請求するものとする。

(連絡体制)

- 第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を、当該連絡責任者とする。

2 甲及び乙は互いに前項で規定する緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

(災害補償)

第 11 条 甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の職員等が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合同令第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する職員等が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

平成 26 年 1 月 27 日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長 高橋 都彦

乙 住 所 東京都狛江市中和泉三丁目 14 番 8 号
学校法人 狛江こだま学園
理事長 毛塚 敬進

災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と学校法人 秋元学園 狛江みずほ幼稚園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設等の使用及び乙が保有する備蓄物資等の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設等の使用）

第2条 甲は、災害時に乙が管理する施設等を一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）及び福祉避難所として、使用することができる。

（使用範囲）

第3条 前条に規定する一時避難場所及び福祉避難所として使用する施設等の範囲は、次のとおりとする。

（1）一時避難場所

ア 園庭

イ 体育館（トイレを含む。）

（2）福祉避難所

ア 1階保育室

（一時避難場所）

第4条 甲は、災害時に住民の避難が必要な場合は、乙に対して前条第1号に規定する施設等を一時避難場所として提供するように要請する。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の要請を待たず自主的に一時避難場所を提供することができる。

4 乙は、前項の規定に基づき一時避難場所を提供した場合は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

5 乙は、避難者の施設内への誘導を行う等、避難者の安全確保に努めるものとする。

(福祉避難所)

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所を開設を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

(施設等の開錠)

第6条 第4条の規定に基づく一時避難場所の提供にあたっては、第3条第1号に規定する施設等を甲又は乙の職員が開錠するものとする。

2 前条の規定に基づき福祉避難所を開設する場合は、第3条第2号に規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

(施設等の費用)

第7条 第3条に規定する施設等の使用料は無償とする。ただし、施設等を使用することにより生じた費用については、原則として甲が負担する。

2 第3条に規定する施設等を使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行わなければならない。

(備蓄物資等の提供)

第8条 甲は、乙が保有する又は甲が提供した備蓄物資等を避難者へ配布するよう乙に要請することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、保有する備蓄物資等を自己の判断で避難者へ配布することができる。

3 乙は、避難者に配布する必要な物資等の提供について、甲に要請することができる。

(備蓄物資等の費用)

第9条 前条の規定に基づき、乙が保有する備蓄物資等を避難者に提供した場合は、甲がその費用を負担する。

2 乙は、提供した備蓄物資等の一覧を作成し、甲に対してその費用を請求するものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を、当該連絡責任者とする。

2 甲及び乙は互いに前項で規定する緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

(災害補償)

第 11 条 甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の職員等が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する職員等が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからでも何らの申出がないときは、更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

平成 26 年 1 月 27 日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長 高橋 都彦

乙 住 所 東京都狛江市岩戸南四丁目 14 番 1 号
学校法人 秋元学園 狛江みずほ幼稚園
園長 秋元 幸生

災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と学校法人 清和学園 子鹿幼稚園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設等の使用及び乙が保有する備蓄物資等の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設等の使用）

第2条 甲は、災害時に乙が管理する施設等を一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）及び福祉避難所として、使用することができる。

（使用範囲）

第3条 前条に規定する一時避難場所及び福祉避難所として使用する施設等の範囲は、次のとおりとする。

（1）一時避難場所

ア 園庭

イ ホール（災害時の天候等の状況により使用する。）

（2）福祉避難所

ア ホール

（一時避難場所）

第4条 甲は、災害時に住民の避難が必要な場合は、乙に対して前条第1号に規定する施設等を一時避難場所として提供するよう要請する。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の要請を待たず自主的に一時避難場所を提供することができる。

4 乙は、前項の規定に基づき一時避難場所を提供した場合は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

5 乙は、避難者の施設内への誘導を行う等、避難者の安全確保に努めるものとする。

(福祉避難所)

- 第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所を開設を要請するものとする。
- 2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

(施設等の開錠)

- 第6条 第4条の規定に基づく一時避難場所の提供にあたっては、第3条第1号アに規定する施設等を甲又は乙の職員が開錠し、第3条第1号イに規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。
- 2 前条の規定に基づき福祉避難所を開設する場合は、第3条第2号に規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

(施設等の費用)

- 第7条 第3条に規定する施設等の使用料は無償とする。ただし、施設等を使用することにより生じた費用については、原則として甲が負担する。
- 2 第3条に規定する施設等を使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行わなければならない。

(備蓄物資等の提供)

- 第8条 甲は、乙が保有する又は甲が提供した備蓄物資等を避難者へ配布するよう乙に要請することができる。
- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、保有する備蓄物資等を自己の判断で避難者へ配布することができる。
- 3 乙は、避難者に配布する必要な物資等の提供について、甲に要請することができる。

(備蓄物資等の費用)

- 第9条 前条の規定に基づき、乙が保有する備蓄物資等を避難者に提供した場合は、甲がその費用を負担する。
- 2 乙は、提供した備蓄物資等の一覧を作成し、甲に対してその費用を請求するものとする。

(連絡体制)

- 第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を、当該連絡責任者とする。

2 甲及び乙は互いに前項で規定する緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

(災害補償)

第 11 条 甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の職員等が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合同令第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する職員等が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

平成 26 年 1 月 27 日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長 高橋 都彦

乙 住 所 東京都狛江市東野川 3 丁目 17 番 1 号
狛江ハイタウン 1 号棟 112
学校法人 清和学園 子鹿幼稚園
園長 豊島 秀臣

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人狛江福祉会こまえ苑（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めたうえで、予め福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行ない、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、情報連絡員等を配置することができる。

（対象者の搬送）

第5条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

（物資の調達等）

第6条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

4 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに、甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受け入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第10条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務課長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 29 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸南四丁目 17 番 17 号

社会福祉法人狛江福祉会

理事長 須田 眞立

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人正吉福祉会こまえ正吉苑（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（対象者の搬送）

第5条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対

象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第6条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受入に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第10条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、

又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 12 月 21 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市西野川二丁目 27 番 23 号

社会福祉法人正吉福祉会
こまえ正吉苑

施設長 毛尾 ゆかり

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人正吉福祉会こまえ正吉苑 二番館（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（対象者の搬送）

第5条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対

象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第6条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受入に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第10条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、

又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 12 月 21 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市西野川四丁目 8 番 8 号

社会福祉法人正吉福祉会
こまえ正吉苑 二番館

施設長 松本 晋弥

災害時における施設使用等に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 多摩川緑地公園グランド 所在地 狛江市猪方四丁目地内

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開錠する場合）の貸与
- (2) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (3) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (4) その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

(防災訓練の実施)

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成29年8月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
代表者 狛江市長 高橋 都彦

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

東京都狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、ボランティア活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（活動拠点）

第2条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ・活動支援等は、あいとぴあセンターを拠点とする。

（協力内容）

第3条 災害時において、甲は乙に対して次の各号に関する協力を要請するものとする。

- （1） ボランティアセンターの設置、運営に関すること。
- （2） 避難所、福祉避難所等における被災者、避難者の救護救援活動に関すること。
- （3） 救助物資の配分等に関すること。
- （4） ボランティア活動に関する市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- （5） その他ボランティア活動に関して必要と認められること。

（協力の要請）

第4条 前条の要請は、日時・場所・協力内容を明記して、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭・電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し甲からの協力要請を待つことができないときは、乙の判断に基づき必要業務等に着手し、その状況を直ちに甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づく乙の協力業務について、1週間単位で甲に報告しなければならない。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が認める当該業務に要した費用は甲が負担するものとする。

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（ボランティアの養成）

第7条 乙は、平常時よりボランティアのコーディネート等、ボランティアの研修・講習等を行い、ボランティアの受入れ・活動支援等、非常時に備えた体制づくりを整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援することとする。

(関係機関等との協力体制)

第8条 乙は災害時にどのように活動すべきであるか、関係機関等と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(資器材等の確保)

第9条 乙は、災害時の応急・復旧活動に必要な資器材等を甲と協議のうえ、甲の協力の基に確保するものとする。

(訓練等)

第10条 甲又は乙が防災訓練等を実施する場合は、互いに積極的に協力するよう努めなければならない。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づいて乙の協力業務にたずさわるボランティアの業務従事中における事故等の損害補償は「ボランティア保険」等によるものとする。

2 災害時におけるボランティア保険等の保険料の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡体制)

第12条 第3条に規定する協力を円滑に行うために、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとみなし、その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第15条 平成19年8月29日付けで締結した災害時におけるボランティア活動等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 狛江市

狛江市長 高 橋 都 彦

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
乙 あいとびあセンター内

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
会 長 高 木 光

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準

- 1 協定書第2条の活動拠点「あいとびあセンター」内の指定場所については、災対総務部と災対福祉保健部で予め決めておく。また、被災状況によって「あいとびあセンター」が使用できない場合の代替策を事前に決めておく。
- 2 協定書第4条第3項の「災害の事態が急迫し」とは、同時多発火災、多数の家屋倒壊などの状況から、市民が自主的に避難所に避難している場合で、市の災対本部から要請がない事態をいう。
- 3 協定書第6条第1項の「甲が認める当該業務に要した経費」とは、人件費（超勤手当）、物件費（消耗品、燃料代など）などをいう。
- 4 協定書第7条第2項の「必要な範囲で支援する」とは、社会福祉協議会が平常時に行うボランティアの体制づくりに要する経費のうち、ボランティア研修経費の一部など市が必要と認める経費を支援することを意味する。これについての協議は、本法人が毎年度行う市へのボランティア活動推進関係補助金積算とそれに対する査定において行うものとする。
- 5 協定書第9条の規定は、災害時のボランティアのコーディネート及びボランティアが活動する際に必要な資器材を、社会福祉協議会と市が協力して準備する趣旨である。具体的には、必要な器材のリストを別途作成し、社会福祉協議会が手当てできるもの、市が準備するものを明らかにしておくものとする。
- 6 協力業務の終了は市の災対本部からの連絡によるものとする。
- 7 社会福祉協議会は、市災害対策本部との連絡調整及び協力業務を行う場合の指揮命令者を、前もって決めておくこととする。

付 則

この取扱い基準は、平成26年4月1日から施行する。

非常通信の運用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京消防庁狛江消防署（以下「乙」という。）は、災害時における電波法第52条第4号に規定する非常通信に基づく非常無線通信を利用した通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が非常通信を行う際の乙に対する協力の要請について、必要な事項を定めるものとする。

（非常通信の扱い）

第2条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

（伝達の手段）

第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（身分の確認）

第5条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用の負担）

第6条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第7条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（連絡責任者）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては警防課長の職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（連絡先の交換）

第9条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第12条 平成20年4月1日付けで締結した非常通信の運用に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目23番10号

東京消防庁

狛江消防署長 藤原 孝幸

震災時における情報収集活動に関する協定書

狛江市内に配達する各新聞販売店（以下「甲」という。）及び狛江市役所（以下「乙」という。）並びに東京消防庁狛江消防署（以下「丙」という。）との間において震災時における情報収集・伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、乙及び丙の震災時における情報収集活動に対する甲の支援に関し必要な事項を定める。

（支援内容）

第2条 乙及び丙が甲に要請する支援内容は、震災発生時の被害状況とする。

第3条 前条の被害状況は次のとおりとする。

- （1） 火災の発生状況
- （2） 建物等の被害状況
- （3） 多数負傷者発生事故状況
- （4） 道路障害状況（消防車両通行の可否）

（支援区域）

第4条 乙及び丙が甲に要請する支援対象区域は、甲が配達する区域のうち狛江市内とする。

（支援の基準）

第5条 乙及び丙が甲に対し支援を要請する場合は、震度5以上の地震で被害の発生又は発生が予想される時とする。

（支援活動）

第6条 甲の支援活動は、各配達区域内において視認し確認した第2条に定める支援内容について情報収集をするものとする。

（支援内容の伝達）

第7条 甲が乙及び丙に情報を伝達する方法は、各配達区域内で収集した情報を直接狛江消防署に駆け付けて伝達するものとする。

なお、やむを得ない場合は、猪方出張所へ駆けつけることとする。

（情報の提供）

第8条 丙は甲から支援内容を伝達されたときは、乙に対し情報を提供するものとする。なお、伝達された被害状況等については、各新聞販売店ごとにその情報を新聞各社に提供することができる。

（協 議）

第9条 この協定に定めがない事項については、甲、乙、丙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙各1通を所有する。

平成 13 年 12 月 25 日

甲 株式会社 サワノボル

ASA 狛江北 澤登 靖

狛江読売ニュースセンター

所長 宇田川 正

ニュースセンターあかもと株式会社

ASA 狛江 赤本 康良

毎日新聞

狛江北販売所 手塚 輝江

読売センターつつじヶ丘

店長 若林 剛史

ASA 狛江東部

上村 武志

ASA 狛江南 (有)笹岡新聞補

代表 笹岡 千春

ASA 柴崎

所長 対馬 伸之

YC 狛江東部サービスセンター

藤田 朋人

YC 読売センター成城

犬飼 吉春

YC 読売センター成城南

小山 孝志

乙 狛江市

狛江市長 矢野 裕

丙 東京消防庁

狛江消防署長 阿川 道男

災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）、狛江市（以下「乙」という。なお、甲と乙をあわせて以下「甲ら」ということがある。）及びNPO法人クライシスマップパズ・ジャパン（以下「丙」という。）は、災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲らのいずれかの区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合における丙による支援活動及び平時における甲乙丙相互の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の実施）

第2条 甲らのいずれかの区域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合、丙は、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3（捜索、救助等のための特例）における国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

- (1) 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機（ドローン）により撮影した情報の甲らへの提供
- (3) 取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成
- (4) 作成した地図データの甲らへの提供及びインターネット上への公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲乙丙における協議の上定める事項

（調査研究等の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、ともに平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。

2 丙による調査研究、訓練活動等が円滑に行えるよう、甲らは、平常時から可能な範囲で丙に協力するものとする。

（自治体間の連携）

第4条 前条第2項に規定する丙への協力を行うにあたり、甲及び乙は相互に連携し、最大限の効果が得られるよう努めるものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲、乙及び丙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めることとする。

(経費の負担)

第6条 第2条及び第3条に規定する丙の活動等（以下「活動等」という。）に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として丙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙丙においていずれが経費を負担すべきか判断しがたい場合は、その都度、甲乙丙が協議してこれを定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 丙の役員、構成員その他活動等に関与した者が当該活動等により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、丙が負担するものとする。

2 丙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、丙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙丙のいずれからこの協定を終了させる旨の意思表示がない場合、期間満了の翌日からさらに1年間に限り、この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定について、甲乙丙のうち任意の2者間において協議することを妨げない。ただし、任意の2者間での協議により定めた事項については、残る当事者に対してその効力を及ぼさないものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲 東京都調布市小島町 2 丁目 3 5 番地 1

調布市長 長 友 貴 樹
(自筆署名)

乙 東京都狛江市和泉本町 1 丁目 1 番 5 号

狛江市長 高 橋 都 彦
(自筆署名)

丙 東京都調布市国領町 3 丁目 4 番地 1

NPO 法人クライシスマップーズ・ジャパン

理事長 古 橋 大 地
(自筆署名)

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、狛江市長 高橋都彦（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、狛江市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 狛江市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 狛江市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な場合

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年8月14日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高 橋 都 彦

災害時における災害情報の放送等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイースト世田谷局（以下「乙」という。）は、災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、狛江市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定めることを目的とする。

（災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）依頼する放送の内容
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 甲は、災害情報放送要請書（第1号様式）により、メール及びファックスを用いて要請する。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に規定する要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（災害情報の活用）

第5条 前条の規定に関わらず、甲がインターネットや広報紙等で発信した災害情報及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず、乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて送信することができるものとする。

（協力体制の整備）

第6条 災害時における相互協力体制を円滑なものとするため、甲及び乙は、平時から協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡先の交換)

第7条 第2条に規定する要請を円滑なものとするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(連絡責任者)

第8条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては乙の管轄する局の責任者を当該連絡責任者とする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第11条 平成21年4月11日付けで締結した災害時等における狛江市と㈱ジェイコム関東との相互協力に関する協定書は、本協定書の締結をもって廃止する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都世田谷区経堂五丁目32番8号
マーベラス経堂ビル1階
株式会社ジェイコムイースト 世田谷局
局 長 長 瀬 徹

防災情報サービスに関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイースト 世田谷局（以下「乙」という。）とは、狛江市の安心で安全なまちづくりを推進するため、甲が防災行政無線により市民向けに実施している放送を乙の設備を利用し再送信を行うこと（以下「防災情報サービス」という。）に関して、以下の内容を確認し、覚書を締結する。

（防災情報サービス実施の同意）

第1条 甲及び乙は、防災行政無線により市民向けに実施している放送を乙の設備（第5条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、防災情報サービスを行うことに同意する。

2 乙は、甲が提供する放送の内容について、変更を加えないものとする。

（提供地域）

第2条 本覚書で合意した防災情報サービスの提供地域は、狛江市内とし、狛江市外の地域に関しては、防災情報サービスを行わないものとする。

（費用）

第3条 本覚書による防災情報サービスの情報提供の対価は無償とする。

2 乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償で防災情報サービスを提供するものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

3 甲及び乙は、防災情報サービスを実施するにあたり必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

（免責事項）

第4条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、防災情報サービスが実施できなかった場合でも、何ら責任を負わないものとする。

2 甲が実施する防災情報サービスの放送内容に関しては、原則として、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

3 乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から防災情報サービスの放送内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐものとする。ただし、乙の設備の不具合等の事由による場合は、乙が責任を持ってその対応にあたるものとする。

(設備の維持管理)

第5条 甲の設備及び乙の設備は、別紙に規定する。

2 本覚書で合意した防災情報サービスの提供のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。

3 乙は、防災情報サービスを適正に運用するために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の承諾を得て、甲の設備に立ち入り点検を実施するものとする。この場合、速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行にあたり知り得た相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲乙で合意した事項に関してはこの限りではない。

(有効期限等)

第7条 本覚書の有効期間は、平成27年6月22日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙が、前項の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、2ヶ月前に相手方に書面で通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第8条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(協議事項)

第9条 本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲乙協議して定めるものとする。

本覚書合意の証として、本書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成27年6月22日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市

狛江市長

乙 東京都世田谷区経堂五丁目 32 番 8 号
株式会社ジェイコムイースト 世田谷局

局 長

災害に係る情報発信等に関する協定

狛江市（以下「市」という。）及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風、津波その他の災害に備え、市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させるため、市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

（1）ヤフーが、市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（2）市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（3）市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（4）市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（5）市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（6）ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

（7）市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、市及びヤフーの両者の協議により決定するものとする。

3 市及びヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、市から提供を受ける情報について、市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年11月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、乙の依頼に基づく狛江市防災行政無線、こまえ安心安全情報メール、こまえ安心安全情報ブログ、その他市所有の広報ツール等（以下「狛江市緊急速報発信ツール等」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給について、災害、事故、乙の所有するガス供給設備の故障等により何らかの問題が生じ、市民の安全に問題が発生するおそれがある場合（以下「ガスの安全に関わる事象」という。）に、市民へ情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が狛江市緊急速報発信ツール等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民の安全確保と不安軽減を図ることを目的とする。

（発信の依頼）

第2条 乙は、ガスの安全に関わる事象が発生した場合は、甲に対して狛江市緊急速報発信ツール等による情報発信の依頼（以下「発信の依頼」という。）を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、発信の依頼に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく発信の依頼を受けたときは、狛江市緊急速報発信ツール等による情報の発信（以下「発信の実施」という。）を行う。ただし、発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 甲は、前項に規定する発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、発信の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議のうえ別に定める。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、発信の依頼及び発信の実施に関する連絡を確実、かつ、円滑に行うことができるようそれぞれ連絡責任者を置くこととする。

2 前項の連絡責任者及びその職務は、別に定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年12月12日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都杉並区西荻北五丁目8番地22号
東京瓦斯株式会社 西部支店
支店長 伊 藤 麻 紀 子

狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、狛江市防災行政無線、こまえ安心安全情報メール、こまえ安心安全情報ブログ、その他市所有の広報ツール等（以下「狛江市緊急速報発信ツール等」という。）を利用した市民への情報発信について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害、事故、乙の所有する電力設備の故障等により、狛江市内において電力の供給に支障が生じ、市民生活の安全に大きな問題が発生する恐れがある場合に、市民へ情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が狛江市緊急速報発信ツール等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民生活の安全確保と不安軽減を図ることを目的とする。

（情報提供）

第2条 乙は、狛江市内において、電力の供給に支障が発生した場合は、甲に対して、発生日時、地域、軒数等の情報提供（以下「情報提供」という。）を行うものとする。

2 乙は、甲に情報提供を行った後、復旧見込み時間や電力の供給に支障が発生した原因等が判明した場合は、適宜、情報提供を行うものとする。

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく情報提供を受けたときは、狛江市緊急速報発信ツール等による情報の発信（以下「発信の実施」という。）を行う。ただし、発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるとき、又は必要がないと認められたときは、この限りでない。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、情報提供及び発信の実施が確実、かつ、円滑に行うことができるようそれぞれ連絡体制を定め、相互に届け出しておくものとする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 28 年 4 月 1 日

- 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
- 甲 狛江市
 狛江市長 高 橋 都 彦
- 東京都武蔵野市西久保一丁目 6 番 2 4 号
- 乙 東京電力パワーグリッド株式会社
 武蔵野支社
 支社長 辻 青 子

広告付災害時集合場所等電柱看板に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社多摩総支社（以下「乙」という。）とは、狛江市内における広告付災害時集合場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出にあたり、甲と乙の協力に関し必要な事項について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の災害時集合場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）看板 乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業等の広告と併せて災害時集合場所等案内表示を記載するものをいう。
- （2）広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- （3）災害時集合場所 狛江市地域防災計画に基づき市が指定する場所で、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンド、公園、緑地等のオープンスペース等をいう。

（災害時集合場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、この協定の趣旨の実現に必要な指導及び協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1） この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続を行うこと。
- （2） 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。
- （3） 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- （4） 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5） 災害時集合場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 甲は、看板に記載する災害時集合場所等案内表示の内容を指定するものとする。

(広告の範囲)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する広告を広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの

(経費等)

第7条 甲は、看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等を負担しないものとし、乙及び広告主が当該経費等を負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、協定書を2通作成し、それぞれ署名の上、その1通を保有する。

平成 27 年 3 月 19 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市

狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都八王子市明神町三丁目 1 番 7 号
NTB 八王子ビル
東電タウンプランニング株式会社

多摩総支社長 望 月 優

災害時の医療救護活動等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人狛江市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における医療救護活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害医療コーディネーターの設置）

第2条 甲は、狛江市災害医療コーディネーター（以下「医療コーディネーター」という。）を設置し、乙はその設置に協力するものとする。

2 医療コーディネーターは、市内の医療救護活動等を統括調整するために、甲に対して医学的な助言を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、医療救護活動等を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、医療救護班を編成し、甲が指定する医療救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、緊急に対応することが必要と認められるときは、自主的な判断で医療救護班を編成し、派遣できる。この場合、乙は速やかに甲へ報告するものとする。

3 前項に定める医療救護班は、医師及び医師が指定する者をもって構成する。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急処置
- （2）災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- （4）助産救護
- （5）死亡の確認
- （6）前各号に定めるもののほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。

（指示及び連絡調整）

第5条 医療救護班の医療救護活動等に関する連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。ただし、医療救護班の構成員は、必要に応じて、自ら医療救護所等へ向かうことができる。

(医療品等の備蓄、輸送等)

第7条 医療救護班は、原則として、甲が用意する医薬品等を使用するものとする。ただし、医療救護班の構成員は、必要に応じて、所有する医薬品等を携行し、使用することができる。

2 医療救護所等における医療救護班の給食、給水及び照明等は甲が行う。

3 医薬品等の輸送は、原則として甲又は協力者が行う。

(医療費)

第8条 医療救護所における医療費は、無料とする。ただし、災害拠点病院等における医療費は原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、医療救護活動等に関する訓練を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(費用弁償等)

第10条 本協定に基づき、医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴う費用等

ア 医療救護活動の費用

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医師及び医師の補助者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(2) 訓練時における医療救護活動の前号に係る費用

(3) 医療コーディネーターの活動に係る費用

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(旧協定書の廃止)

第13条 平成19年8月29日付けで締結した災害時の医療救護活動についての協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年12月25日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
東京都狛江市長 高橋 都彦

乙

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
公益社団法人 狛江市医師会
狛江市医師会長 石戸谷 尚子

災害時の医療救護活動等実施細目

平成26年12月25日付けをもって締結した災害時の医療救護活動等に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護所等の設置）

第1条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、災害拠点病院の近接地等に緊急医療救護所を設置する他、次の場所に必要に応じ医療救護所を設置するものとする。

- （1）避難所
- （2）福祉避難所
- （3）災害現場
- （4）医療機関
- （5）その他甲が定める場所

（実費弁償等）

第2条 前条により医療救護所を設置した医療機関において、医療救護活動等により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

（費用の請求、報告）

第3条 協定書第10条及び前条の定めにより甲が負担する費用の請求、報告については、医療救護活動等終了後、速やかに乙が一括して次により甲に請求、報告するものとする。

- （1）医療救護班派遣に係る費用等は、「費用等請求書」（様式1）に各医療救護班ごとの「医療救護班活動等報告・医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- （2）医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費は、前号による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
- （3）医師、看護要員及びその他の者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故傷病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。
- （4）甲が実施する訓練に参加する医療救護班に係る費用等については、第1号から前号までの定めを準用する。
- （5）災害拠点病院等及び医療救護所を設置した医療機関において、医療救護活動等により生じた施設、設備の損傷に係る実費弁償は、第1号による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。
- （6）その他医療救護活動等のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭

和38年10月東京都規則第136号) で定める様式を準用するものとする。

(費用等の支払)

第4条 甲は、前条により請求、報告された費用等の内容を調査し、適当と認めたときは、東京都と社団法人東京都医師会及び歯科医師会との間で締結している「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書(昭和51年8月17日)」の規定を準用し算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

平成26年12月25日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
東京都狛江市長 高橋 都彦

乙

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
公益社団法人 狛江市医師会
狛江市医師会長 石戸谷 尚子

様式 1

費 用 等 請 求 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける（災害・訓練）時医療救護活動に係る費用等を下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

	職種	延人数	単価	金額	備考
医療救護班費用					延 班 詳細は別紙の とおり
小計					〃
薬品衛生材料 実費弁償					〃
施設設備実費弁償					〃
計					

平成 年 月 日

公益社団法人 狛江市医師会
会長

印

狛 江 市 長 様

様式 1-1

医療救護班活動等報告・医療救護班員名簿

第 班

氏名	職種	救 護 活 動 場 所	活動期間	救護実績				
				死亡	重症	中等症	軽症	計
			年 月 日					
			午前・午後 時					
			分					
			から					
			年 月 日					
			午前・午後 時					
			分					
			まで					
名	-	-	-					

注 医療機関を使用して救護活動を行った場合は、救護活動場所の欄に医療機関名と責任者名を記入すること。

様式 1-2

医療救護班診療記録

第 班

番号	傷病者氏名	性別	年齢	住所	傷病名	程度			処置 概要	備考
						重	中	軽		

注 備考欄には、死亡又は転送先等を記入すること。

様式2

薬品・衛生材料使用報告書

第 班

医療機関 責任者名	品名	使用量		薬価基準の購入価格		備考
		単位	数量	単価	金額	

様式3

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日まで

における（災害・訓練）時医療救護活動において、別紙のとおり

事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

公益社団法人 狛江市医師会
会長 印

狛 江 市 長 様

様式 3-1

事 故 傷 病 者 概 要

氏 名			性別	男・女	住所	
生年月日	M S 年 月 日生 T H	年令	歳	電話		
職 種	医師・看護要員・その他の 者		第 班	勤務医療機関名		
傷 病 名			程 度	重症・中等症・軽症	転 帰	
外来・入院 (月 日)			診療 (入院) 医療機関名			
受傷 (発病) 日時	年 月 日 午前 午後 時 分頃		受傷 (発病) 場所			
受傷 (発病) 時の状況						

様式 4

物 件 損 傷 等 報 告 書

医療機関

医療 所在地

医療 電話

物 件 名	損傷の種類	損傷の程度	数 量	単 価	金 額	備 考
計	-	-	-	-		

注

1. 医療機関ごとに記入すること。
2. 物件名欄は、建造物、器具及び自動車等を記入すること。
3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入すること。
4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等と記入すること。
5. 単価の欄は、購入時の単価を記入すること。
6. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入すること。

災害時の救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲からの要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は無料とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、その他補助員の派遣に伴うもの

ア 薬剤師班及びその他の補助員の編成に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助員が医療救護所において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

〈2〉 防災訓練時における医療救護活動の(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年5月29日

- 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
- 甲 東京都狛江市
代表者 狛江市長 矢 野 裕
- 東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
あいとぴあセンター2階狛江市薬剤師会事務所内
- 乙 狛江市薬剤師会
代表者 会 長 嶋 田 勝 一

災害時の救護活動実施細目

狛江市(以下「甲」という。)と狛江市薬剤師会(以下「乙」という。)との間において平成9年5月29日に締結した「災害時の救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

(薬剤師班の構成)

第1条 協定書第2条に定める薬剤師班の構成は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師班: 1班3名とし、甲は乙に対し3班までの出動を要請できる。ただし、乙が(社)東京都薬剤師会災害対策本部より薬剤師班の要請があった場合は、2班までとする。
- (2) その他の補助: 災害時の救護活動により甲が必要と認めたときは、その他の補助を置くことができる。

(医薬品等供給要請の特例)

第2条 甲は、災害状況により必要と認めたときは、乙に対し、(社)東京都薬剤師会京王支部が管理する医薬品管理センター(京王地区管理センター)並びに乙に所属する会員の薬局・薬店が災害発生時点で所有する医薬品・衛生材料等の供給を要請する。

乙は、これを受け、甲の要請に早急に応じられるよう同管理センターに対して、供給可能な医療用医薬品の提供を求め、また、乙に所属する会員薬局・薬店が所有する一般用医薬品・衛生材料等の供給に努めることとする。

(費用弁償等)

第3条 前条により医薬品管理センターより甲に供給した医療用医薬品は、原則として公定薬価(消費税込み)により、甲が負担するものとする。また、乙が所属する薬局・薬店の所有する一般用医薬品については、実費とする。また、前条により医薬品管理センター並びに薬局・薬店の施設において、救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

(費用弁償等の請求・報告)

第4条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、薬剤師班による救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により請求・報告するものとする。

- (1) 薬剤師派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」(様式1)に各薬剤班ごとの「薬剤師班活動報告及び班員名簿」(様式1-1)を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式1に、「医薬品・衛生材料等使用報告書」(様式2)を添えて請求するものとする。
- (3) 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、

又は死亡した場合は、「事故報告書」(様式3)に「事故疾病者概要」(様式3-1)を添えて報告するものとする。

- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する薬剤師班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
- (5) 本細目第3条に定めた医薬品管理センター及び薬局・薬店の施設につき、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る費用弁償は、前(1)による様式1に「物件損傷等報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。
- (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則(昭和38年規則第136号)で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第5条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、相当と認めたときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年5月29日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢 野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとびあセンター2F狛江市薬剤師会事務所内

乙 狛江市薬剤師会

代表者 会 長 嶋 田 勝 一

様式1

費用弁償等請求書

災害
平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 時
訓練

救護活動に係る費用弁償等下記のとおり請求します。

記

金 円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
薬 剤 師 班 実 費 弁 償					延 班 詳細は別紙のと おり
	小計				
医 薬 品 ・ 衛 生 材 料 等 実 費 弁 償					同 上
施 設 ・ 設 備 等 実 費 弁 償					同 上
計					

年 月 日

印

狛 江 市 長 様

様式 1 - 1

薬 剤 師 班 活 動 報 告 及 び 班 員 名 簿

薬剤師会 支 部 名	所属支部等 責任者名	氏 名	職 種	救護活動 期 間	救護活動場所	救護活動内容
				月 日		
				午前		
				午後 時 分から		
				午前		
				午後 時 分まで		
				月 日		
				午前		
				午後 時 分から		
				午前		
				午後 時 分まで		
				月 日		
				午前		
				午後 時 分から		
				午前		
				午後 時 分まで		
計						

様式2

医 薬 品 ・ 衛 生 材 料 使 用 報 告 書

薬剤師会 支 部 名	所 属 支 部 等 責 任 者 名	品 名	使 用 量		薬価基準の購入価格		備 考
			単位	数 量	単 価	金 額	

様式3

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 時
訓練

救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

印

狛 江 市 長 様

様式 3 - 1

事 故 傷 病 者 概 要

氏名		性別	男・女	年齢		住所	
職種		所 属 機 関・団 体 名					
傷病名				程度	重傷・中等症・軽度	転帰	
外来 ・ 入院 （ 月 日）		診 療（入 院）医 療 機 関 名					
受 傷 （ 発 病 ） 日 時		年 月 日 午前 時 分 午後					
受 傷 （ 発 病 ） 場 所							
受 傷（発 病）の 状 況							

様式 4

物 件 損 傷 報 告 書

施 設 名 及び所在地	物 件 名	損傷の 種 類	損傷の 程 度	数量	単価	金額	備 考
計							

- 注 1. 施設ごとに記入してください。
2. 物件名欄は、建造物、機器類及び自動車等を記入してください。
3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入してください。
4. 破損の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等、具体的に記入してください。
5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入してください。

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|-----|
| (1) 歯 科 医 師 | } | 若干名 |
| (2) 歯 科 衛 生 士 | | |
| (3) その他の補助事務 | | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第6条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

(2) 合同訓練等における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢 野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとぴあセンター内

乙 狛江市歯科医師会

代表者 会 長 大 中 由 吉

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成10年2月16日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、狛江市地域防災計画に基づき、甲が指定した後方医療施設に歯科医療救護所を設置する。

2 甲は、被害状況により必要を認めたときは、前項による後方医療施設のほか、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に歯科医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

第2条 前条により歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第3条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

- （1） 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿」（様式1ー1）及び「歯科医療救護班診療記録」（様式1ー2）を添えて請求するものとする。
- （2） 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前（1）による様式1に、「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
- （3） 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故疾病者概要」（様式3ー1）を添えて報告するものとする。
- （4） 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前（1）から（3）の定めを準用する。
- （5） 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前（1）による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。
- （6） その他歯科医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則細則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第4条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めた

ときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 東京都狛江市
代表者 狛江市長 矢 野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
あいとぴあセンター内
乙 狛江市歯科医師会
代表者 会 長 大 中 由 吉

災害時における動物救護活動に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部及び公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部狛江地区防災担当部狛江市獣医師会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における飼育動物に対する救護活動（以下「活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模災害の発生に際し、狛江市内で甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（飼育動物）

第2条 この協定における飼育動物とは、当該被災地域内の一般家庭で飼育されている犬、猫及びその他小動物等の愛玩動物（東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年条例第4号）第10条に規定する特定動物等及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に定める特定外来生物を除く。）をいう。

（動物救護所の設置）

第3条 甲は、被災動物及び飼主不明動物の保護収容をするため、動物救護所を設置するものとする。

2 前項の設置に関して、乙は、適切な助言等の協力をするものとする。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、活動の要請が必要であると認めるときは、乙に対し活動を要請するものとする。

2 前項に定める甲の活動要請は、動物救護活動要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、災害の状況により口頭その他の方法による要請を行い、事後、速やかに文書を送付することができる。

（活動の履行）

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

（協力業務の内容）

第6条 乙の協力業務内容は、次のとおりとする。

（1）被災動物の応急処置

- (2) 飼い主不明動物の保護及び個体識別
- (3) 受入可能な病院又は施設の選定、転送の要否決定及び連絡
- (4) 動物の死亡確認

(活動終了報告)

第7条 乙は救護活動が終了した後、速やかに甲に対して動物救護活動終了報告書（第2号様式）により救護活動に関する報告を行うものとする。

(費用の弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が動物救護本部における活動を実施した場合に次の各号に規定する事項に要する費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 動物救護活動に伴う、獣医師の派遣等に要する経費
- (2) 動物救護活動に使用した、医薬品及びペットフード等の実費弁償

(損害賠償)

第9条 第4条の規定に基づき甲が要請した活動に従事した乙の会員がそのために負傷し、疾病にかかり若しくは死亡し、又は障害の状態になったときは、甲は、乙と協議のうえ、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害賠償を東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて行うものとする。

(活動の停止)

第10条 乙は、活動の必要がなくなつたと判断したとき、又は活動が極めて困難若しくは不可能と認める場合は、甲と協議して活動を停止することができる。

(訓練への参加)

第11条 乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する訓練への参加に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定を実施するために、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第13条 この協定の期間は、協定締結から当年度3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日1月前までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間自動更新されるものとし、以降同様とする。

平成 25 年 3 月 15 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市

代表者 狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都国分寺市東元町 1 丁目 38 番地 47 号
公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部

代表者 支部長 木 村 譲

東京都狛江市東野川二丁目 21 番 14 号
公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部
狛江地区防災担当部
狛江市獣医師会

代表者 会 長 岩 田 壮 治

災害時における緊急医療救護所に関する協定

狛江市（以下「甲」という）、調布市（以下「乙」という）、東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「丙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、丙が災害拠点病院として医療活動を実施する際、丙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、緊急医療救護所の開設及び運営を確保することを目的とする。

（緊急医療救護所）

第2条 この協定における緊急医療救護所とは、災害時等において丙の災害拠点病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第3条 この協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地 東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号

名称 東京慈恵会医科大学附属第三病院、慈恵第三看護専門学校、
医学部医学科、医学部看護学科

（協力要請）

第4条 災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲及び乙は、丙に対し協力を要請する。ただし、丙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合、丙は速やかに甲乙へ報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する協力要請の目的を達するため、甲乙丙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲乙丙は、あらかじめ協力内容について互いに協議し、協力体制を明らかにしておく

ものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、互いに報告するものとする。

(災害発生時の対応)

第7条 丙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲乙に対して施設等を提供するものとする。

2 丙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲乙と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

(訓練等)

第8条 丙が、緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲乙は積極的に協力するよう努めなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに甲乙丙いずれかからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙署名のうえ各自1通を保有する。

平成 25 年 6 月 19 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都調布市小島町二丁目 3 5 番 1

調布市長 長 友 貴 樹

丙 東京都狛江市和泉本町四丁目 11 番 1 号

東京慈恵会医科大学附属第三病院 院長

谷 口 郁 夫

災害時における井戸の使用に関する協力協定

狛江市（以下「甲」という。）、調布市（以下「乙」という。）及び東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「丙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内及び調布市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における丙所有の井戸の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲又は乙は丙に対して、水の供給に関して協力を要請することができる。

2 丙は、甲又は乙から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、医療活動に支障のない範囲で、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 第1項の要請は、病院長に対して行うものとする。ただし、病院長が事故又は不在のときは、あらかじめ病院長が指名した者に対して行うものとする。

（井戸水の供給）

第4条 井戸水の供給場所は、丙が指定し、甲及び乙は、当該場所に職員を派遣し、給水内容を確認のうえ、丙から引渡しを受けるものとする。なお、丙は可能な範囲で、給水作業等に協力するものとする。

（資器材等の備蓄）

第5条 甲及び乙は、災害時に給水活動を行うために必要な資器材等を予め備蓄するために必要な備蓄倉庫を、次条の規定により丙が提供する用地内に設置するものとする。

2 前項に定める内容を実施及び維持管理するために係る費用は、全て甲及び乙が負担するものとし、金額の配分については甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（用地の提供）

第6条 丙は、前条の規定により、甲及び乙が備蓄倉庫を設置するために必要な場所を無償提供するものとする。

（燃料の確保）

第7条 自家発電用の燃料について、丙の備蓄分を使いきった時点で、甲又は乙が補充するものとし、補充のために係る金額の配分については甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

(訓練等)

第8条 丙が、応急給水訓練等を実施する場合は、甲及び乙は積極的に協力するよう努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にあつては、防災所管課長の職にあたる者を、丙にあつては、管理課長の職にあたる者を連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第10条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲乙丙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲又は乙は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成18年8月31日付けで締結した災害時における井戸の使用に関する協力協定は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成26年 2 月21日

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

甲 狛江市

狛江市長 高 橋 都 彦

調布市小島町二丁目35番地 1

乙 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

狛江市和泉本町四丁目11番 1 号

丙 東京慈恵会医科大学附属第三病院

院 長 谷 口 郁 夫

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、アルフレッサ株式会社 調布支店を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年 3 月11日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都府中市西原町一丁目 5 番地の 1
アルフレッサ株式会社 調布支店
支店長 金子 浩勝

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、株式会社スズケン 府中支店を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年 3 月11日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都府中市四谷六丁目13番地の10
株式会社スズケン 府中支店

支店長 本城 弘一

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、株式会社メディセオを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年 3 月11日

甲 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都中央区二丁目 7 番 1 5 号
株式会社メディセオ

専務取締役東京支社長 嶋路 博昭

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、酒井薬品株式会社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年 3 月11日

甲 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 三鷹市野崎1丁目11番22号
酒井薬品株式会社

三鷹営業所 所長 柏崎 芳雄

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、東邦薬品株式会社 東京営業所 立川・府中営業所を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医薬品等
- (2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年 3 月11日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都府中市美好町一丁目38番 4 号
東邦薬品株式会社 東京営業所 立川・府中営業所
立川・府中営業所長 坂本 哲二

災害時における飲料水等の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ピーシーエムシー（店舗名称：アクアクララメトロポリタン）（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が製造又は調達可能な飲料水等の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、飲料水等の供給の必要がある場合は、乙に対して、飲料水等の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、飲料水等提供要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（引渡し等）

第4条 飲料水等の引渡場所は、乙の狛江プラント（狛江市岩戸北三丁目1番17号）とし、引渡場所からの運搬は原則甲が行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の要請に基づき乙が提供した飲料水等の代価は、災害時に乙が保有する在庫分については乙の負担とし、乙の負担に係るもの以外については甲の負担とする。

2 飲料水の取引価格は、災害発生の直前における販売価格とするものとする。

(請求及び支払)

第6条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、飲料水等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された飲料水等の代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第7条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては代表取締役にあたる者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年4月3日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸北三丁目1番17号

株式会社ピーシーエムシー

代表取締役 朝倉 慎

災害時における米穀の供給に関する協力協定書

災害時における米穀の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と狛江市米穀商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく食料確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する食料の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、米穀の必要数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「数量等」という。）を明確にして、乙に書面で要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、米穀の提供に可能な限り協力するものとし、組合員の店舗に対し、協力内容を通知するものとする。

2 乙は、組合員の店舗別の提供できる数量等を甲に報告し、納入場所への運搬に可能な限り協力するものとする。

（協定単価）

第4条 米穀の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに数量等を甲に報告し、米穀代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された米穀代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があつた場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年10月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

狛江市東和泉一丁目6番7号
狛江市米穀商組合
代表者 組合長 谷田部 一之

災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と株式会社京王ストア（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にして、乙に要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。

（協定単価）

第4条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間

を1年間延長するものとする。

- 2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年9月6日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

東京都多摩市関戸一丁目7番地4

株式会社 京王ストア

代表者 代表取締役社長 内藤 雅浩

災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と小田急商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にして、乙に要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙が提供する物資は食糧、飲料水、調味料、衣料品、日用品類等とする。

（協定単価）

第4条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間

満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

- 2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年9月6日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

東京都世田谷区経堂二丁目1番33号

小田急商事株式会社

代表者 代表取締役 藤波 教信

災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と株式会社三和（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にして、乙に要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。

（協定単価）

第4条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があつた場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年9月6日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

神奈川県相模原市南区麻溝台三丁目4番11号

株式会社 三和

代表者 代表取締役 小山 克巳

災害時における物資の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と大和紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て、被災者に対して迅速かつ円滑に物資の供給を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に対して、品目、数量、納品場所、納期等を文書で要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファックス等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙は甲から要請のあった物資の供給を乙の可能な範囲で行うものとする。

- （1） 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- （2） 段ボール製簡易ベット
- （3） その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害が発生した直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(車両優先通行の確保)

第6条 甲は、災害時において、乙が甲の要請により物資を配送する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時からの情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日からその効力を有し、その期間は平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除又は変更の申出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成24年4月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙 神奈川県相模原市南区麻溝台三丁目4番11号

大和紙器株式会社

代表者 代表取締役 小山 克巳

災害時における物資供給の協力に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ユニリビング（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の確保について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対して、物資の提供及び運搬を要請することができる。

2 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。

3 第1項に規定する乙が提供する物資は、別紙のとおりとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項の規定に基づき、乙に対して協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にしたうえで、乙に要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、納入後、速やかに提供等を実施した品目等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定に基づく報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

(費用の請求)

第7条 乙は、協力業務の完了後、物資代金及び所要の費用（以下「代金等」という。）を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の狛江店店長にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第9条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成 26 年 3 月 1 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高橋 都彦

乙 千葉県浦安市入船一丁目 5 番 2 号
株式会社ユニリビング
代表取締役社長 赤坂 祐一郎

災害時における量の提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）との間において、災害時における量の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が開設する避難所等に対して、乙が協力して行う量の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、量が必要であると認められる場合は、乙に対して、乙の保有する量の提供を要請すること（以下「提供要請」という。）ができるものとする。

2 乙は、甲から提供要請を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（要請方法）

第3条 甲が乙に対して提供要請するときは、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した災害時における量提供要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日、要請書を提出することができるものとする。

（1）納入日時

（2）納入場所

（3）数量

（4）その他必要な事項

2 乙は、甲から前項の規定により提供要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な量の提供措置（以下「提供措置」という。）を講ずるものとする。

3 量の受け渡し場所は、甲が定めるものとする。ただし、状況によっては、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

（費用）

第4条 乙が甲に提供する量に係る費用（運搬費及び人件費を含む。）は、無償とする。ただし、利用後の処分については、甲乙協議のうえ決定する。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、連絡責任者、担当者、連絡先等（以下「連絡先等」という。）を災害時における畳の提供に関する協定連絡先（第2号様式）により定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(訓練)

第6条 乙は、本協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、提供措置に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村事務組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該提供措置に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年5月18日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町 1-1-5
狛江市
狛 江 市 長 高 橋 都 彦

乙 住 所 埼玉県川越市三光町 3-2
「5 日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会
関東地区委員長 岡 田 暁 夫

災害時における量の提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と狛江市量工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における量の提供等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請する。

- （1）避難所等で利用するための量の提供及び運搬
- （2）避難所等で利用した後の量の処理
- （3）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行うものとする。

（要請方法）

第3条 甲は、前条第1項に定める要請について、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、速やかに甲に報告し、費用等を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された費用等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（単価等）

第5条 量の単価は、災害発生直前における小売単価とし、量の提供及び運搬等にあたり生じた費用は甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては乙の本協定の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(情報交換等)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新するとともに、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年9月1日

甲 東京都狛江市和泉本町 1－1－5

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市和泉本町 3－23－39

狛江市畳工業組合

組合長 名古屋 英男

災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 調布狛江支部（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における民間賃貸住宅の情報提供等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、民間賃貸住宅の情報提供等の協力を要請する。

2 甲は、前項に定める要請について、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力業務）

第3条 乙は、前条に定める要請があった場合、可能な範囲で甲に協力する。

2 乙は、本協定に協力する乙の会員（以下「協力会員」という。）から収集した民間賃貸住宅に関する情報又は協力会員の名簿等に関する情報について、甲に対して提供する。

3 乙は、平時から乙の会員に対して、本協定の周知を図る等、体制の整備に努めるとともに、災害時等においては、協力会員による民間賃貸住宅の情報提供、媒介等が円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に実施するため、あらかじめ連絡責任者等を定め、緊急連絡先等に関する情報を交換するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1

か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成28年 9 月13日

甲 東京都狛江市和泉本町 1－1－5

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都調布市国領町 1－46－15

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 調布狛江支部

支 部 長 齊藤 仁志

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次の各号の事項を目的とする。

- 1 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの乙の地図製品等の供給、利用等に関し必要な事項を定めること。
- 2 甲及び乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）住宅地図 狛江市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- （2）広域図 狛江市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- （3）ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- （4）ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- （5）地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWN

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - （1）乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲及び乙が合意した場合を除き有償とする。
 - （2）地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定による地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項の規定による乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次の各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲及び乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項の規定による住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲が広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3箇月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲及び乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成29年9月19日

甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
市長 高橋 都彦

乙) 東京都千代田区一丁目1番1号
株式会社ゼンリン 東京エリア統括部
統括部長 前岡 功成

災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書

昭和 57 年 12 月 1 日締結
改正 平成 27 年 3 月 1 日

狛江市（以下「甲」という。）と狛江市建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における障害物除去等の応急措置に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における障害物除去等の応急措置（以下「協力業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時に乙に対して協力業務の実施を要請することができる。

2 乙は前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請に応えるものとする。

（協力内容）

第 3 条 災害時において、甲が乙に対して要請することができる事項は、次のとおりとする。

- （1）狛江市緊急道路障害物除去路線及びその他甲が必要と認めた路線における障害物の除去に関すること。
- （2）倒壊建物等からの救出救助活動への支援に関すること。
- （3）倒壊建物等の解体及び撤去に関すること。
- （4）その他甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請の方法）

第 4 条 甲は、乙に対し第 2 条第 1 項の規定により協力業務の実施を要請するときは、災害現場の状況により必要な人員、資機材、実施場所等を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項の規定により、要請を受けた乙は、乙の会員に対し、その内容を速やかに指示、伝達するものとする。

（業務の実施）

第 5 条 前条の要請により、甲の指定する場所に到着した乙の会員は、甲の職員の指示により協力業務を実施するものとする。

2 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲の要請を待たずに応急措置を行うことができる。

（報告）

第 6 条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 7 条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、乙が協力業務に要した人員、資機材等の費用について負担する。

（協定単価）

第8条 前条に規定する費用の算出にあたっては、東京都工事設計労務単価及び東京都工事設計資材単価等の例によるものとし、甲乙が協議のうえ決定する。

(費用の請求)

第9条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し協力業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先等の交換)

第10条 第2条に規定する要請を円滑にするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲からの協力要請に備え、災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、定期的に甲へ連絡するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和57年12月1日

東京都狛江市長 吉岡 金四郎

狛江市建設業協会会長 渡辺 一郎

付 則

この協定は、締結の日から効力を生ずる。

平成27年3月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市東和泉一丁目25番22-105号
狛江市建設業協会
会 長 金沢 俊夫

災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と狛江造園組合（以下「乙」という。）は、災害時における障害物除去等の応急措置に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における障害物除去等の応急措置（以下「協力業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して協力業務の実施を要請することができる。

2 乙は前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請に応えるものとする。

（協力内容）

第3条 災害時において、甲が乙に対して要請することができる事項は、次のとおりとする。

- （1）狛江市緊急道路障害物除去路線及びその他甲が必要と認めた路線における障害物の除去に関すること。
- （2）倒壊建物等からの救出救助活動への支援に関すること。
- （3）その他甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請の方法）

第4条 甲は、乙に対し第2条第1項の規定により協力業務の実施を要請するときは、災害現場の状況により必要な人員、資機材、実施場所等を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項の規定により、要請を受けた乙は、乙の組合員に対し、その内容を速やかに指示、伝達するものとする。

（業務の実施）

第5条 前条の要請により、甲の指定する場所に到着した乙の組合員は、甲の職員の指示により協力業務を実施するものとする。

2 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲の要請を待たずに応急措置を行うことができる。

（報告）

第6条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、乙が協力業務に要した人員、資機材等の費用について負担する。

（協定単価）

第8条 前条に規定する費用の算出にあたっては、東京都工事設計労務単価及び東京都工事設計資材単価等の例によるものとし、甲乙が協議のうえ決定する。

（費用の請求）

第9条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し協力業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先等の交換)

第10条 第2条に規定する要請を円滑にするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲からの協力要請に備え、災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、定期的に甲へ連絡するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成20年1月29日付けで締結した災害時における障害物除去等の応急措置に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市東野川四丁目19番6号
狛江造園組合
組合長 高木 生一

災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書

狛江市と管工事組合（以下「組合」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、組合の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

（協力）

第2条 組合は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 組合に対する市長の要請手続は、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から組合に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

（活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した組合員は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 組合長は、作業終了後狛江命に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

（供与）

第6条 市長は、協会の同意のもとに会員の事務所又は店頭に掲示するため「狛江市災害応急措置協力員」の看板を供与する。

（公務災害補償）

第7条 市長の要請により出勤した組合員に人身事故が発生し、その会員に「労働者災害補償保

険法」(昭和22年法律第50号)の適用がなされない場合は、「東京都市町榊消防団員等災害補償等組合補償条例」(昭和41年条例第8号)の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(協議)

第8条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と組合との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第9条 この協力協定は、平成7年9月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成7年9月1日

東京都狛江市長 石井三雄

狛江市管工事組合長 絹山孝一

多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙 1」という。）、立川市（以下「乙 2」という。）、武蔵野市（以下「乙 3」という。）、三鷹市（以下「乙 4」という。）、青梅市（以下「乙 5」という。）、昭島市（以下「乙 6」という。）、調布市（以下「乙 7」という。）、町田市（以下「乙 8」という。）、小金井市（以下「乙 9」という。）、小平市（以下「乙 10」という。）、日野市（以下「乙 11」という。）、東村山市（以下「乙 12」という。）、国分寺市（以下「乙 13」という。）、国立市（以下「乙 14」という。）、福生市（以下「乙 15」という。）、狛江市（以下「乙 16」という。）、東大和市（以下「乙 17」という。）、清瀬市（以下「乙 18」という。）、東久留米市（以下「乙 19」という。）、武蔵村山市（以下「乙 20」という。）、多摩市（以下「乙 21」という。）、稲城市（以下「乙 22」という。）、羽村市（以下「乙 23」という。）、あきる野市（以下「乙 24」という。）、西東京市（以下「乙 25」という。）、瑞穂町（以下「乙 26」という。）、日の出町（以下「乙 27」という。）、檜原村（以下「乙 28」という。）、奥多摩町（以下「乙 29」という。）（以下「乙 1」から「乙 29」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）とは、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第 2 条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む）、人孔（マンホールポンプを含む）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第 3 条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

第 4 条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

(支援要請の方法)

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うにあたり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

5 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙29までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙1から乙29まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、

乙 1 から乙 29 まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 32 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 31 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都公営企業管理者 下水道局長 石原 清次

乙 1 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市長 石森 孝志

乙 2 東京都立川市泉町 1156 番地の 9
立川市長 清水 庄平

乙 3 東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号
武蔵野市長 邑上 守正

乙 4 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市長 清原 慶子

乙 5 東京都青梅市東青梅一丁目 11 番 1 号
青梅市長 浜中 啓一

乙 6 東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市長 臼井 伸介

乙 7 東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1

		調布市長	長友 貴樹
乙 8	東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号	町田市長	石阪 丈一
乙 9	東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号	小金井市長	西岡 真一郎
乙 10	東京都小平市小川町二丁目 1333 番地	小平市長	小林 正則
乙 11	東京都日野市神明一丁目 12 番 1 号	日野市長	大坪 冬彦
乙 12	東京都東村山市本町一丁目 2 番 3 号	東村山市長	渡部 尚
乙 13	東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番 1 号	国分寺市長	井澤 邦夫
乙 14	東京都国立市富士見台二丁目 47 番 1 号	国立市長	永見 理夫
乙 15	東京都福生市本町 5 番地	福生市長	加藤 育男
乙 16	東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号		

		狛江市長	高橋 都彦
乙 17	東京都東大和市中央三丁目 930 番地	東大和市長	尾崎 保夫
乙 18	東京都清瀬市中里五丁目 842 番地	清瀬市長	渋谷 金太郎
乙 19	東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号	東久留米市長	並木 克巳
乙 20	東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1	武蔵村山市長	藤野 勝
乙 21	東京都多摩市関戸六丁目 12 番 1 号	多摩市長	阿部 裕行
乙 22	東京都稲城市東長沼 2111 番地	稲城市長	高橋 勝浩
乙 23	東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番 1 号	羽村市長	並木 心
乙 24	東京都あきる野市二宮 350 番地	あきる野市長	澤井 敏和
乙 25	東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号		

西東京市長 丸山 浩一

乙 26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 石塚 幸右衛門

乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長 橋本 聖二

乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地の 1
檜原村長 坂本 義次

乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地の 6
奥多摩町長 河村 文夫

丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行

丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
下水道メンテナンス協同組合 代表理事 前田 正博

災害時における復旧支援協力に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づく協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第 2 条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（１）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（２）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は狛江市環境部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部東京都部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前 3 項により甲の要請する業務を行うために必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第 3 条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、甲の負担とする。

（報告）

第 4 条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年 3 月 31 日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第 5 条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を P D F 等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供す

るものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲及び乙が合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合は、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月28日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦 ⑨

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健司 ⑨

災害時における応急対策業務協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合狛江支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により狛江市内で大規模な災害が発生した場合に、狛江市地域防災計画に基づく災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、業務に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対して応急対策活動の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（業務）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる業務について、協力要請することができるものとする。

- (1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関する労務提供及びそれに要する資機材の提供に関すること。
- (2) 避難施設及び市施設の応急危険度判定及び応急修繕に関すること。
- (3) その他甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請手続等）

第4条 甲は、乙に対し前条に定める協力を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、又は電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 甲の協力要請を受けた乙は、乙の会員に対し、その内容を速やかに指示、伝達するものとする。

3 甲は、乙に対して協力を要請するいとまがないと認めるときは、直接、乙内の災害時等応急活動団体（まちの救助隊「チームNAMA Z U」）に登録された会員に要請することができる。

（資機材等提供リストの提出）

第5条 乙は、甲からの協力要請に備え、資機材等提供リスト（以下「リスト」という。）を作成し、定期的に甲へ提出するものとする。

2 リストには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害応急活動に従事する人員及び連絡先
- (2) 災害時における調達可能な資機材
- (3) その他必要な事項

(費用負担及び労務賃金の額)

第6条 甲は、第4条の規定により乙が資機材等の提供に要した費用を負担するものとする。

この場合において、労務賃金の額は、東京都工事設計労務単価等により算出し、東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年東京都条例第47号）に準ずる額を加算し、甲と乙が協議のうえ決定した額を支払う。

(災害補償)

第7条 甲は、第3条の規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第8条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、狛江市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、平成25年9月18日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成 25 年 9 月 18 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都狛江市猪方三丁目 25 番 37 号
東京土建一般労働組合狛江支部

執行委員長 菅 原 節 雄

災害時における応急活動の協力に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都自動車整備振興会調布多摩川支部（以下「乙」という。）は、狛江市内に地震等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 62 条第 1 項に規定する搬送車両（運転者を含む。）の供給及び物資の搬送の応急活動並びに応急措置として障害物の除去、緊急自動車等の整備、オープンスペースの提供（以下「応急活動等」という。）を実施する際の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本原則）

第 1 条 甲は、大規模災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し応急活動等に関する協力を依頼するものとし、乙は、当該依頼を受けたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

（協力依頼の手続）

第 2 条 甲は、狛江市の区域内に大規模災害が発生した場合において、十分な応急措置を実施するために必要があると認めるときは、乙に対して、応急活動等に関する協力を依頼することができる。

2 甲は、前項に規定する依頼をしようとするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした災害時応急活動等協力依頼書（様式第 1 号）を提出するものとする。ただし、緊急の場合は、次に掲げる事項を口頭で伝えることをもって、これに代えることができることとし、当該応急活動等が終了した後、速やかに災害時応急活動等協力依頼書を乙に提出するものとする。

- （１） 応急活動等の場所
 - （２） 応急活動等の内容
 - （３） 撤去物等が発生した場合の搬送先
 - （４） 物資の搬送を行うときは、供給を要する搬送車両の台数及び運転者の人数並びにその搬送先
 - （５） 前各号に掲げるもののほか、応急活動等に関し必要な事項
- （応急活動の実施）

第 3 条 乙は、前条第 1 項に規定する依頼により応急活動の場所に出動したときは、甲の指示に従い応急活動等をするものとする。ただし、その指示を受け難い特別の理由があるときは、乙が自ら同条第 2 項各号に掲げる事項に基づいて応急活動等を実施するものとする。

2 乙は、応急活動等が終了したときは、速やかにその活動状況を災害時応急活動等協力状況報告書（様式第 2 号）に取りまとめ、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項に規定する依頼により要した費用は、甲の予算の範囲内で、法令で定める手続に則って甲が負担するものとする。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条に規定する費用の額が確定したときは、所定の書面に経費明細書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

(災害補償)

第6条 甲は、乙の業務に従事する者が、第2条第1項の依頼に基づき応急活動等に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定を準用してこれを補償しなければならない。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲は、その価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(守秘義務)

第9条 乙は、応急活動等を行うに当たって知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成 30 年 3 月 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市

代表者 狛江市長

乙 東京都調布市八雲台一丁目 3 番 5 号

一般社団法人 東京都自動車整備振興会

調布多摩川支部

代表者 支 部 長

災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と大久保商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急燃料の供給業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策に必要な応急燃料の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策のための燃料（緊急車両、自家発電及びその他の燃料等を含む。以下「燃料等」という。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、場所、その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙から燃料等の供給を受けたときは、その費用を負担する。

（協定単価）

第5条 前条の燃料等の単価は、原則として災害発生直前における契約単価を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払）

第6条 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する費用について、納品書を添えて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先の交換)

第7条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し随時更新する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事した者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第11条 平成19年8月1日付けで締結した災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

平成26年6月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市中和泉三丁目29番15号
大久保商事株式会社

代表取締役 大久保 幸二

災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京コスモ石油協同組合狛江一の橋サービスステーション（以下「乙」という。）は、災害時における応急燃料の供給業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策に必要な応急燃料の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策のための燃料（緊急車両、自家発電及びその他の燃料等を含む。以下「燃料等」という。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、場所、その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙から燃料等の供給を受けたときは、その費用を負担する。

（協定単価）

第5条 前条の燃料等の単価は、原則として災害発生直前における小売価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払）

第6条 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する費用について、納品書を添えて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払

うものとする。

(連絡先の交換)

第7条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し随時更新する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事した者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第11条 平成19年8月1日付けで締結した災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

平成26年6月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸北四丁目12番28号
東京コスモ石油協同組合
狛江一の橋サービスステーション
所 長 夏堀 幸介

災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）は、災害時における応急燃料の供給業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策に必要な応急燃料の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策のための燃料（緊急車両、自家発電及びその他の燃料等を含む。以下「燃料等」という。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、場所、その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙から燃料等の供給を受けたときは、その費用を負担する。

（協定単価）

第5条 前条の燃料等の単価は、原則として災害発生直前における単価契約を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払）

第6条 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する費用について、納品書を添えて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先の交換)

第7条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し随時更新する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第11条 平成19年8月1日付けで締結した災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

平成26年6月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸北四丁目19番11号
株式会社 ニシヤマ
代表取締役 西山 嘉則

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と調布狛江ＬＰガス商工組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるプロパンガス、ガスホース等の炊出し活動等に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条 災害時において、甲が乙に対して行う協力要請は、次のとおりとする。

- （１）災害時に、被災者が避難所等において炊出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- （２）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

２ 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- （１）プロパンガス等の提供
- （２）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

３ 乙は、甲から第 1 項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第３条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第４条 乙は、第 2 条の規定による甲の要請に協力する場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは第 2 条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、同条第 1 項第 2 号に規定する要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

２ 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保したうえで、プロパンガス等を設置するものとする。

３ 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導を行うものとする。

（報告）

第５条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

(協定単価)

第7条 前条に規定する費用の額は、乙又は事業所が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、プロパンガス等の代金及び所要費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(数量等の報告)

第9条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の事務局の担当者にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成19年8月19日付けで締結した災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 1 月 28 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都調布市国領町五丁目 50 番 1 号
調布狛江 L P ガス商工組合
組合長 戸 坂 哲 也

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるプロパンガス、ガスホース等の炊出し活動等に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が乙に対して行う協力要請は、次のとおりとする。

- （1）災害時に、被災者が避難所等において炊出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- （2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- （1）プロパンガス等の提供
- （2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

3 乙は、甲から第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、同条第1項第2号に規定する要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保したうえで、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

(協定単価)

第7条 前条に規定する費用の額は、乙又は事業所が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、プロパンガス等の代金及び所要費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(数量等の報告)

第9条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の事務局の担当者にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成19年8月19日付けで締結した災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 1 月 28 日

	東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
甲	狛江市
	狛江市長 高 橋 都 彦
	東京都狛江市岩戸北四丁目 19 番 11 号
乙	株式会社ニシヤマ
	代表取締役 西 山 嘉 則

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と野村燃料店（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるプロパンガス、ガスホース等の炊出し活動等に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が乙に対して行う協力要請は、次のとおりとする。

- （1）災害時に、被災者が避難所等において炊出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- （2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- （1）プロパンガス等の提供
- （2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

3 乙は、甲から第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、同条第1項第2号に規定する要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保したうえで、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

(協定単価)

第7条 前条に規定する費用の額は、乙又は事業所が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、プロパンガス等の代金及び所要費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(数量等の報告)

第9条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の事務局の担当者にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成19年8月19日付けで締結した災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 1 月 28 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都狛江市中和泉五丁目 18 番 26 号
野村燃料店
店 主 野 村 信 夫

災害時における緊急輸送業務に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務に必要な貨物自動車の供給等に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における円滑な輸送業務の一環として、緊急輸送用車両の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して緊急輸送業務（以下「業務」という。）に必要な貨物自動車及び運転者（以下「車両等」という。）の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに車両等を供給し、業務を実施するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、業務内容、車両数及び運転者その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、業務に要した費用について負担する。

2 前項の甲が負担する費用は、次に掲げるとおりとする。

- （1）乙が提供した車両等の運賃
- （2）甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金
- （3）その他甲が負担すべき費用

（協定単価）

第6条 前条に規定する費用の算出にあたっては、東京都と一般社団法人東京都トラック協会が締結した災害応急対策用貨物自動車供給契約書による運賃等の算出の例によるものとし、甲乙が協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の完了後、甲に対し業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては乙の事務長にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先等の交換)

第9条 第2条に規定する要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲に供給できる車両等の台数その他必要な事項について、定期的に甲に報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、自己の責に帰する事由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に自己の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、乙は、事故発生後速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定め

るものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定の廃止)

第14条 平成19年9月20日付けで締結した災害時における緊急輸送業務に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年5月23日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都国立市北三丁目27番11号

東京都トラック協会多摩支部

支部長 星 信久

災害時における緊急輸送業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務に必要な軽貨物自動車の供給等に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における円滑な輸送業務の一環として、緊急輸送用車両の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し緊急輸送業務（以下「業務」という。）に必要な軽貨物自動車及び運転者（以下「車両等」という。）の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに車両等を供給し、業務を実施するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、業務内容、車両数及び運転者その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、業務に要した費用について負担する。

2 前項の甲が負担する費用は、次に掲げるとおりとする。

- （1）乙が提供した車両等の運賃
- （2）甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金
- （3）その他甲が負担すべき費用

（協定単価）

第6条 前条に規定する費用の算出にあたっては、赤帽運賃料金の時間制運賃料金による運賃等の算出の例によるものとし、甲乙が協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務完了後、甲に対し業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては多摩支部長を当該連絡責任者とする。

(連絡先等の交換)

第9条 第2条に規定する要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲に供給できる車両等の台数その他必要な事項について、定期的に甲に報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する事由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、乙は、事故発生後速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定の廃止)

第 14 条 平成 19 年 9 月 20 日付けで締結した災害時における緊急輸送業務に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 4 月 1 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都小平市回田町 19 番地 4

赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部

支部長 佐野 照三

災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と小田急バス株式会社狛江営業所（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）避難者の市外の受入れ施設等への輸送
- （7）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

(協定単価)

第6条 前条の費用は、別途定める基準額を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当

該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年3月1日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都狛江市中和泉五丁目17番23号
小田急バス株式会社狛江営業所
所長 鈴 木 博 英

災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と武州交通興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）避難者の市外の受入れ施設等への輸送
- （7）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

(協定単価)

第6条 前条の費用は、別途定める基準額を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当

該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年3月1日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目45番19号
武州交通興業株式会社
代表取締役 馬 場 文 彦

災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とイースタンモータース調布株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請の方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 前条の費用は、災害時直前における国土交通省の認可を受けた狛江市内における運賃（東京都多摩地区運賃表の金額）を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

（守秘義務）

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を当該責任者とする。

（連絡先の交換）

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

（損害賠償）

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年3月1日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都江東区新木場二丁目4番3号
イースタンモータース調布株式会社
代表取締役 古 知 愛 一 郎

災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社グリーンキャブ（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請の方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 前条の費用は、災害時直前における国土交通省の認可を受けた狛江市内における運賃（東京都多摩地区運賃表の金額）を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

（守秘義務）

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を当該責任者とする。

（連絡先の交換）

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

（損害賠償）

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第 14 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 1 日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都狛江市西野川一丁目 17 番 3 号
株式会社グリーンキャブ
代表取締役 高 野 公 秀

災害時における協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイアール東日本物流狛江物流センター（以下「乙」という。）は、災害時における協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙による協力等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、次に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に対して協力を要請することができるものとする。

- （1） 乙が管理する施設の賃借
- （2） 乙が管理する資機材等の提供
- （3） 甲が指定する物資等の配送
- （4） 甲が指定する物資等の集積施設の運営又は運営補助
- （5） 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲内で、協力業務を実施するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙の実施する協力業務に要する費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な費用を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（報告等）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、甲に対して、その結果等を報告するとともにその費用等を請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された費用について、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に

応じるものとする。

(平常時の相互協力)

第6条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるように、平常時から相互に連携を図るものとする。

(連絡調整等)

第7条 甲及び乙は、本協定を迅速かつ確実に実施するため、それぞれに連絡責任者を設置することとし、甲にあつては防災所管課長とし、乙にあつては本協定の担当職にあたる者とする。

2 甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新することとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 29 年 5 月 12 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都狛江市和泉本町三丁目 28 番 1 号

株式会社ジェイアール東日本物流
狛江物流センター

所 長 山 脇 正 明

災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社加藤商事（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、し尿の収集及び運搬（以下「し尿の収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給及びし尿の収集等の実施を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時に、狛江市内の公園、避難所、その他公共施設等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿の収集等の実施を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、し尿の収集等を実施する日時、場所、し尿収集車両等の数量、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、保有するし尿収集車両等の範囲内で協力するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿の収集等の実施を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは第2条の要請内容のとおり、し尿の収集等を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した経費について負担する。

（協定単価）

第7条 前条に規定する経費の額は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、し尿の収集等に係る経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(供給可能なし尿収集車両等の数量等の報告)

第9条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両等の数量、その他必要な事項について、この協定締結後、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の事務局の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第15条 平成19年8月30日付けで締結した「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書」は、この協定書の締結をもって廃止する。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 26 年 1 月 24 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都狛江市東野川二丁目 14 番 2 号
株式会社加藤商事
代表取締役 加 藤 敬

災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と日本衛生興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、し尿の収集及び運搬（以下「し尿の収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給及びし尿の収集等の実施を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時に、狛江市内の公園、避難所、その他公共施設等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿の収集等の実施を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、し尿の収集等を実施する日時、場所、し尿収集車両等の数量、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、保有するし尿収集車両等の範囲内で協力するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿の収集等の実施を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは第2条の要請内容のとおり、し尿の収集等を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した経費について負担する。

（協定単価）

第7条 前条に規定する経費の額は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、し尿の収集等に係る経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(供給可能なし尿収集車両等の数量等の報告)

第9条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両等の数量、その他必要な事項について、この協定締結後、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の事務局の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第15条 平成19年8月30日付けで締結した「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書」は、この協定書の締結をもって廃止する。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 26 年 1 月 24 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都世田谷区砧五丁目 1 番 1 号
日本衛生興業株式会社
代表取締役 河 原 満 良

災害時における避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、住民の避難生活に伴う心労の負担軽減を図るために乙が行う理容サービス業務（以下「協力業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ、引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（協力業務の内容）

第3条 乙の協力業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第1項に規定する理容とする。

2 前項の規定にかかわらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、協力業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（協力業務の提供者）

第4条 協力業務の提供者は、理容師法第5条の2に規定する理容師免許を有する者で、乙の組合員及び乙の組合員の経営する理容所の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（協力業務を受けることができる者）

第5条 協力業務の提供を受けることができる者は、次のとおりとする。

- （1） 避難所に避難している者。ただし、既に就労している者を除く。
- （2） 避難所に避難している者のうち、身体的理由により理容所へ出向くことが困難な状態で、かつ、避難生活が長期化している者

（協力の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し協力業務の提供を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

3 乙は、甲から第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

(要請方法)

第7条 前条の要請は、原則として理容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに理容サービス業務の提供要請書を提出するものとする。

(協力業務の報告)

第8条 乙は、協力業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

(協定単価)

第10条 乙の協力業務の提供に係る費用は無料とする。ただし、化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）に係る費用は甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の額は、当該消耗品の災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第11条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品に係る費用を明細書添付のうえ請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先の交換)

第12条 第3条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定め

るものとする。

(災害補償)

第 14 条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 甲は、その責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第 17 条 平成 21 年 4 月 1 日付けで締結した災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 4 月 1 日

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

甲 狛江市

狛江市長 高 橋 都 彦

狛江市和泉本町四丁目 7 番 27－105 号

乙 東京都理容生活衛生同業組合

多摩府中南支部

狛江地区長 関 幸 一

第 1 号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供要請書

東京都理容生活衛生同業組合
多摩府中南支部狛江地区長 様

狛江市災害対策本部長
狛江市長

災害時における避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり業務の提供を要請します。

業務提供を受ける人数	概ね 名
希 望 実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	
業 務 内 容	散髪 ・ 洗髪 ・ 顔剃り
備 考	

【連絡先】

狛江市災害対策本部 _____ 部
_____ 課・班

担 当 _____
電 話 _____ () _____
F A X _____ () _____
メー ル _____

年 月 日

理容サービス業務の提供報告書

狛江市災害対策本部長

狛江市長

あて

東京都理容生活衛生同業組合

多摩府中南支部狛江地区長

年 月 日付け理容サービス業務の提供要請書で要請のありました業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	
業務提供を受けた人数 及 び 業 務 別 内 訳	人
	1 散 髪 うち 人
	2 洗 髪 うち 人
	3 顔剃り うち 人
業 務 提 供 者	住所 氏名
備 考	

担 当 _____

電 話 () _____

FAX () _____

メール _____

災害時における協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京多摩葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域において地震、風水害その他災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生により、甲に災害対策本部が設置された場合（以下「災害時」という。）に、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した際に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について乙に要請する。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車、霊きゅう車等による埋火葬場等への遺体搬送
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。ただし、次条において甲が協力を要請した期日若しくは期間を超えた場合又は超える見込みがある場合は、改めて協力を要請する期日若しくは期間を甲及び乙で協議をするものとする。

（協力業務の要請方法）

第3条 前条に規定する要請は、次の各号に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請を行った担当者の氏名等
- （2）要請の内容
- （3）要請の理由
- （4）履行の場所
- （5）協力を要請する期日又は期間
- （6）その他要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、次の各号に掲げる事項を災害時要請業務報告書（第2号様式）をもって甲に報告する。

- （1）実施業務内容
- （2）遺体の収容及び安置に使用した機材、資材及び消耗品の使用数量並びに当該作業の従事者
- （3）遺体安置等に使用した施設（葬儀式場等）
- （4）作業をした期日又は期間
- （5）その他必要と認められる事項

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定による乙の報告があったときは、甲の要請事項に相違ないことを確認のうえ、甲の要請に基づき乙が行った協力業務に要した経費について負担する。

(経費の請求)

第6条 乙は、前条に規定する経費を甲に請求するときは、甲の指定する方法により、原則として一括して行う。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える業務を行ったときは、乙は、その経費について当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条第1項の規定による請求があったときは、乙が指定する支払い先に速やかに支払いを行う。

(価格の決定)

第8条 遺体の収容及び安置に使用した機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)に基づく基準額及び市場の適正な価額を基準とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援態勢及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては、乙の事務局又は株式会社沖田ダイイチの担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第12条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、第10条に規定する連絡責任者及びこの協定により協力業務を行うことができる乙の会員名簿を、甲に通知する。第15条の規定により、この協定の有効期間を更新したときもまた同様とする。

(補償)

第14条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第 16 条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 25 年 8 月 8 日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市
代表者 狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都三鷹市上連雀二丁目 5 番 1 5 号
東京多摩葬祭業協同組合
代表者 理事長 金 子 重 明

防災用品のあっせんに関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）は、市民に対し防災用品をあっせんすることについて、社会福祉法人東京コロニー（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市民の防災意識の高揚と防災行動力の充実強化を促進するため、低廉かつ良質な防災用品をあっせんすることを目的とする。

（あっせん品目及び価格）

第2条 あっせん品目及び価格は、別表に定めるものとする。

2 あっせん品目及び価格は、甲と乙の協議により、年度途中であっても変更することができるものとする。

（甲の責務）

第3条 甲は、市民に対してあっせんに関する広報業務を実施し、周知する。

（乙の責務）

第4条 あっせん事業における乙の責務は、次のとおりとする。

（1） 乙は、甲に対してあっせん物品の貸し出しを行い、必要がある場合は、甲又は市民等に対してあっせん物品の説明やデモンストレーションを行う。

（2） 乙は、市民からの申込みを受け、品目等を確認のうえ、申込者へ宅配する。なお、配送は狛江市内に限るものとし、配送料はあっせん価格に含むものとする。

（3） 乙は、納品時に代金の受領を行い、領収書を発行する。

（4） 乙は、随時申込み等の状況を甲に報告する。

（5） 申込者の個人情報について、乙は狛江市個人情報保護条例を遵守し、本あっせん以外に使用しない等、適正に取り扱わなければならない。

（問題処理）

第5条 あっせんした防災用品の内容等に関して生じた問題については、原則として乙の責任において処理するものとする。

（協議）

第6条 この協定書の事項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した年度内とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の翌年度の1年間、この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 28 年 11 月 21 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

東京都狛江市

代表者 市長 高橋 都彦

乙 東京都葛飾区金町二丁目 8 番 20 号

社会福祉法人 東京コロニー

代表者 理事 鬼頭 克介

【参考資料 No. 1】

狛江市防災会議委員名簿

(平成 30 年 3 月 1 日現在)

区分	氏名	職名等
会長	高橋 都彦	狛江市長
委員	服部 敦	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長
〃	坂口 淳一	東京都建設局北多摩南部建設事務所長
〃	田原 なるみ	東京都福祉保健局多摩府中保健所長
〃	大友 和仁	東京都水道局多摩給水管理事務所長
〃	本田 英昭	警視庁調布警察署長
〃	小笠原 雄二	東京消防庁狛江消防署長
〃	富永 松弘	狛江市消防団長
〃	加藤 誠一郎	日本郵便(株)狛江郵便局長
〃	深澤 充	東日本電信電話(株) 東京事業部 東京南支店
〃	地主 泰彦	東東京電力パワーグリッド株式会社 武蔵野支社 副支社長
〃	大作 和志	東京ガス(株)西部支店長
〃	鈴木 真一	小田急電鉄(株)成城学園前管区長
〃	高木 七生	狛江市防災会長
〃	清水 豊子	狛江市赤十字奉仕団 委員長
〃	大矢 美枝子	狛江女性防火の会 会長
〃	重川 希志依	常葉大学 大学院 環境防災研究科 教授
〃	萬納寺 栄一	狛江市医師会 副会長
〃	谷中 一	小田急バス(株)狛江営業所長
〃	勝野 恵二	陸上自衛隊 練馬駐屯地 第一後方支援連隊 第一整備大隊長
〃	塩谷 達昭	狛江市歯科医師会長
〃	伊東 伸夫	狛江市薬剤師会長
〃	高木 光	狛江市社会福祉協議会長
〃	市川 衛	狛江市民生委員児童委員協議会 代表会長
〃	田中 映子	人権擁護委員
〃	富永 淑子	園児交通安全防犯連絡会 (狛江保育園 園長)
〃	増川 邦弘	狛江市立学校 PTA 連合会長
〃	峰 隆志	東京慈恵会医科大学附属第三病院 事務部長
〃	水野 穰	狛江市副市長
〃	有馬 守一	狛江市教育委員会 教育長

【参考資料 No. 2】

地下施設及び要配慮者施設の名称及び所在地

(平成 27 年 3 月現在)

区分	施設の名称		所在地	浸水想定区域
				多摩川
施設 地下	1	狛江駅北口地下駐車場	元和泉一丁目 2 番 1 号	○
	2	エコルマ 1 ビル	元和泉一丁目 2 番 1 号	○
障がい者 関係	1	グループホーム朋	岩戸南一丁目 2 番 12 号	○
	2	こまえ工房もえぎ	東和泉一丁目 3 番 17 号	○
	3	知的障害者生活寮れもん	中和泉二丁目 20 番 3 号	○
高齢者関係	1	グランダ狛江式番館	和泉本町一丁目 4 番 2 号	○
	2	狛江共生の家「多摩」	駒井町一丁目 1 番 2 号	○
	3	特別養護老人ホームこまえ苑	岩戸南四丁目 17 番 17 号	○
	4	ツクイ狛江	東和泉一丁目 35 番 13 号	○
	5	レッツ倶楽部	東和泉三丁目 8 番 7 号	○
	6	悠悠いきいき倶楽部狛江	東和泉二丁目 16 番 1 号	○
	7	小田急デイサービスセンターふらわあ狛江	元和泉一丁目 23 番 4 号	○
	8	デイサービス本舗 狛江	中和泉二丁目 12 番 15 号	○
	9	デイサービス狛江わがんせ	岩戸南二丁目 23 番 14 号	○
	10	セニア狛江	岩戸南四丁目 15 番 1 号	○
医療関係	1	佐藤診療所	東和泉一丁目 3 番 14 号	○
	2	保坂産婦人科クリニック	東和泉一丁目 21 番 3 号	○
	3	細矢耳鼻咽喉科医院	東和泉一丁目 19 番 4 号	○
幼児関係	1	狛江こだま幼稚園	中和泉三丁目 14 番 8 号	○
	2	狛江みずほ幼稚園	岩戸南四丁目 14 番 1 号	○
乳児関係	1	市立和泉保育園	岩戸北一丁目 1 番 12 号	○
	2	市立宮前保育園	中和泉三丁目 12 番 8 号	○
	3	市立駒井保育園	駒井町二丁目 28 番 6 号	○
	4	市立駄倉保育園	岩戸北三丁目 20 番 2 号	○
	5	多摩川保育園	西和泉一丁目 5 番 1 号	○
	6	虹のひかり保育園	東和泉一丁目 32 番 18 号	○
	7	ぎんきょう保育園	東和泉一丁目 34 番 25 号	○
	8	小田急ムック保育園「和泉多摩川園」	東和泉四丁目 2 番 3 号マルシェ 1	○
	9	一の橋こどもの家	岩戸南一丁目 3 番 12 号	○
	10	トイボックス狛江園	元和泉一丁目 1 番 2 号エコルマ 2	○

災害救助法施行細則（昭和 38 年規則第 136 号）抜粋

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	一 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし一人一日当たり三百十円とする。 二 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 三 災害の発生日が冬季(十月から三月まで)である場合は、燃料費として別に定める額を加算することができる。	避難所を開設できる期間は、災害発生日から七日以内とする。
	応急仮設住宅	一 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、二百五十三万円以内とする。 二 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、前号の規定にかかわらず別に定めるところによる。 三 高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を必要とする者数人以上に供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を、応急仮設住宅として設置できるものとする。 四 応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の借上げを行うことができるものとする。	一 応急仮設住宅の設置については、災害発生日から二十日以内に着工しなければならない。 二 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供	炊き出しその他による食品の給与	一 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。 二 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生日から七日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に三分日以内を現物により支給する。

給	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 二 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。 (一) 被服、寝具及び身の回り品 (二) 日用品 (三) 炊事用具及び食器 (四) 光熱材料	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。 一 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯		被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から十日以内とする。																						
		<table><tr><td>季別</td><td>夏季(四月から九月まで)</td><td>冬季(十月から翌年三月まで)</td></tr><tr><td>世帯区分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>一人世帯</td><td>一七、八〇〇円</td><td>二九、四〇〇円</td></tr><tr><td>二人世帯</td><td>二二、九〇〇円</td><td>三八、一〇〇円</td></tr><tr><td>三人世帯</td><td>三三、七〇〇円</td><td>五三、一〇〇円</td></tr><tr><td>四人世帯</td><td>四〇、四〇〇円</td><td>六二、一〇〇円</td></tr><tr><td>五人世帯</td><td>五一、二〇〇円</td><td>七八、一〇〇円</td></tr><tr><td>六人以上の世帯</td><td>五一、二〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに七、五〇〇円を加算した額</td><td>七八、一〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに一〇、七〇〇円を加算した額</td></tr></table> 二 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯	季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)	世帯区分			一人世帯	一七、八〇〇円	二九、四〇〇円	二人世帯	二二、九〇〇円	三八、一〇〇円	三人世帯	三三、七〇〇円	五三、一〇〇円	四人世帯	四〇、四〇〇円	六二、一〇〇円	五人世帯	五一、二〇〇円	七八、一〇〇円	六人以上の世帯	五一、二〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに七、五〇〇円を加算した額	七八、一〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに一〇、七〇〇円を加算した額
季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)																								
世帯区分																										
一人世帯	一七、八〇〇円	二九、四〇〇円																								
二人世帯	二二、九〇〇円	三八、一〇〇円																								
三人世帯	三三、七〇〇円	五三、一〇〇円																								
四人世帯	四〇、四〇〇円	六二、一〇〇円																								
五人世帯	五一、二〇〇円	七八、一〇〇円																								
六人以上の世帯	五一、二〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに七、五〇〇円を加算した額	七八、一〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すごとに一〇、七〇〇円を加算した額																								
		<table><tr><td>季別</td><td>夏季(四月から九月まで)</td><td>冬季(十月から翌年三月まで)</td></tr><tr><td>世帯区分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>一人世帯</td><td>五、八〇〇円</td><td>九、四〇〇円</td></tr><tr><td>二人世帯</td><td>七、八〇〇円</td><td>一二、三〇〇円</td></tr><tr><td>三人世帯</td><td>一一、七〇〇円</td><td>一七、四〇〇円</td></tr><tr><td>四人世帯</td><td>一四、二〇〇円</td><td>二〇、六〇〇円</td></tr><tr><td>五人世帯</td><td>一八、〇〇〇円</td><td>二六、一〇〇円</td></tr></table>	季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)	世帯区分			一人世帯	五、八〇〇円	九、四〇〇円	二人世帯	七、八〇〇円	一二、三〇〇円	三人世帯	一一、七〇〇円	一七、四〇〇円	四人世帯	一四、二〇〇円	二〇、六〇〇円	五人世帯	一八、〇〇〇円	二六、一〇〇円			
季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)																								
世帯区分																										
一人世帯	五、八〇〇円	九、四〇〇円																								
二人世帯	七、八〇〇円	一二、三〇〇円																								
三人世帯	一一、七〇〇円	一七、四〇〇円																								
四人世帯	一四、二〇〇円	二〇、六〇〇円																								
五人世帯	一八、〇〇〇円	二六、一〇〇円																								

			六人以上の世帯	一八、〇〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すと二、五〇〇円を加算した額	二六、一〇〇円に世帯人員が六人以上を一人を増すと三、四〇〇円を加算した額	
医療及び助産	医療	一 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。 二 医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。))を含む。))において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。))を行うことのできるものとする。 三 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (一) 診療 (二) 薬剤又は治療材料の支給 (三) 処置、手術その他の治療及び施術 (四) 病院又は診療所への収容 (五) 看護	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	医療を実施できる期間は、災害の発生日から十四日以内とする。		
	助産	一 助産は、災害発生日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 二 助産は次の範囲内において行うものとする。 (一) 分べんの介助 (二) 分べん前及び分べん後の処置 (三) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の八割以内の額とする。	助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。		
被災者の救出		災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生日から三日以内とする。		
被災した住宅の応急修理		住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 一 災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理することができない者 二 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。))	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり五十四万七千円以内とする。	住宅の応急修理は、災害発生日から一月以内に完了するものとする。		

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる。	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がある。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶことがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木 造 建 物 （ 住 宅 ）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、倒壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 建 物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地 盤 の 状 況	斜 面 等 の 状 況
5 弱	亀裂(※1)や液状化(※2)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある(※3)。
7		

(※1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(※2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水道やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(※3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、電源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

【参考資料 No. 5】

狛江市災害対策備蓄倉庫

(平成 27 年 3 月現在)

No	場所・名称	住 所
1	狛江第一小学校	狛江市和泉本町 1－37－1
2	狛江第三小学校	狛江市猪方 1－11－1
3	狛江第五小学校	狛江市東野川 1－35－13
4	狛江第六小学校	狛江市駒井町 1－21－1
5	狛江和泉小学校	狛江市中和泉 3－33－1
6	狛江緑野小学校	狛江市和泉本町 4－3－1
7	狛江第一中学校	狛江市和泉本町 2－15－1
8	狛江第二中学校	狛江市猪方 2－7－1
9	狛江第三中学校	狛江市元和泉 1－23－1
10	狛江第四中学校	狛江市東野川 4－1－1
11	西和泉体育施設	狛江市西和泉 1－16－1
12	都営アパート	狛江市和泉本町 4－7－39 先
13	前原公園内	狛江市西野川 3－11
14	小田急線高架下倉庫	狛江市和泉本町 1－2
15	水防倉庫	狛江市東和泉 4－10－6
16	防災センター	狛江市和泉本町 1－1－5
17	東京慈恵会医科大学附属 第三病院	狛江市和泉本町 4－11－1
18	清水川公園	狛江市東和泉 2－9

【参考資料 No. 6】

主要災害対策用備蓄品一覧表

(平成 30 年 3 月現在)

項 目	品 名	合 計	第一小	第三小	第五小	第六小	和泉小	緑野小	第一中	第二中	第三中	第四中	西和泉保健館	上和泉地域センター	池江東校	都宮住宅	前原公園	真架下	水防倉庫	防災センター	第一中学校舎内	西和泉校舎	他保管場所
食料品	サバイバルフーズ	12,720	960	960	960	960	960	1,200	1,320	960	960	960	960	0	0	120	0	1,440	0	0	0	0	0
	アルファ化米	44,150	3,350	3,000	2,900	1,650	2,750	2,550	4,550	2,500	2,700	2,650	3,050	900	0	750	0	7,800	0	0	0	0	3,050
	お粥	6,800	700	450	650	450	650	350	700	450	450	500	350	100	0	100	0	300	0	0	0	0	600
	救助用クラッカー等	18,470	1,868	1,308	1,378	1,448	1,868	1,238	1,798	1,378	1,238	1,238	1,190	350	0	350	0	1,820	0	0	0	0	0
飲料水関連	飲料水用ポリタンク	490	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	20	0	10	0	342	8	0	0	0	0
	飲料水用水袋	6,300	100	0	100	50	150	100	150	100	100	150	100	0	0	100	0	100	0	5,000	0	0	0
	浄水機	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
	浄水器(Mizu-Q500、800)	31	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	0	0	0	0	0	10	0	0	0
	給水タンク 1t	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0
	飲料水用組立槽 2.2t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給水栓一式	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	応急給水セット(スタンドパイプ)	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
トイレ	仮設トイレ(貯留式)	84	1	2	1	2	3	2	2	4	4	1	2	2	0	13	2	3	0	1	3	0	36
	仮設トイレ(マンホール式)	75	6	6	6	4	5	5	6	6	7	6	6	0	0	0	10	1	0	1	0	0	0
	臨時使用袋	11,700	925	925	925	925	925	925	925	925	925	925	925	400	0	200	0	925	0	0	0	0	0
生活関連	毛布	8,133	140	390	370	210	250	240	210	200	170	110	170	160	0	210	0	743	190	1,490	0	1,190	1,690
	ござ	315	20	40	20	40	20	20	0	41	20	20	35	0	0	2	0	37	0	0	0	0	0
	災害救助用カーペット	675	45	75	45	75	0	60	0	0	60	45	60	0	0	30	0	60	120	0	0	0	0
	アルミマット	2,992	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	1,380	0	1,600	0
	サバイバルブランケット	4,000	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	0	250	0	250	250	250	0	0	0
	ローソク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ロールペーパー	11,600	600	1,300	700	1,300	900	800	900	1,100	1,000	600	1,000	200	0	200	0	1,000	0	0	0	0	0
	肌着	900	0	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	420	0	0	0	0	0
	紙おむつ幼児用	17,508	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	0	0	0	0	4,038	0	5,220	0	0	0
	紙おむつ成人用	3,420	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	0	0	0	0	1,226	0	544	0	0	0
	粉ミルク	132	9	8	8	9	7	9	9	8	9	8	9	0	0	0	0	11	0	0	0	0	28
	哺乳びん	152	12	12	12	12	13	12	13	13	12	13	12	0	0	0	0	13	0	0	0	0	3
	飲料水(1.5ℓペットボトル)	738	45	53	45	61	45	45	61	61	53	53	40	8	0	8	0	48	0	0	0	0	112
	紙コップ(1束30個)	49,536	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	0	0	0	0	8,064	0	28,800	0	0	0
	割り箸(1袋100膳入)	6,000	420	630	330	630	540	540	480	600	480	330	480	0	0	0	0	540	0	0	0	0	0
	紙皿(平皿)	6,000	400	600	400	600	500	500	500	600	500	400	500	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0
	スチロール製丼	6,000	420	630	330	630	540	540	480	600	480	330	480	0	0	0	0	540	0	0	0	0	0
	スプーン	3,000	200	300	200	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250	0	0	0	0	0
	フォーク	3,000	200	300	200	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250	0	0	0	0	0
	ラップ	3,000	200	300	200	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250	0	0	0	0	0
	ウェットティッシュ	1,200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エアーマット	4,100	150	250	250	200	250	200	250	250	150	250	200	100	0	100	0	100	0	1,400	0	0	0

※ 訓練等で使用するため、備蓄品の保管場所や保管数量は常に変動しています。

項目	品名	合計	第一小	第三小	第五小	第六小	和泉小	津野小	第一中	第二中	第三中	第四中	豊和東洋橋	上和泉地蔵センター	泊江高校	都立住宅	前原公園	高梁下	水防倉庫	防災センター	第一中校舎内	西和泉校舎	他保管場所	単位		
機材	防水シート	576	43	56	31	50	47	41	42	47	49	32	51	0	0	11	11	55	10	0	0	0	0	枚		
	テント	37	2	2	2	2	2	1	3	2	2	2	2	1	0	0	0	3	2	3	6	0	0	張		
	トランジスターメガホン	28	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	0	1	0	4	0	0	0	0	0	個		
	炊き出し釜	21	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	0	1	0	0	0	6	0	0	0	台		
	炭6kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	個		
	固形燃料	1,238	84	132	72	130	108	96	96	120	96	76	108	0	0	24	0	96	0	0	0	0	0	0	個	
	コードリール	18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	3	0	0	0	0	個	
	バケツ	45	3	4	3	4	5	3	3	3	4	4	3	3	0	0	1	0	1	4	0	0	0	0	個	
	コンパネ	14	6	0	2	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	枚	
	スコップ	461	23	33	23	3	27	25	25	31	25	18	28	0	0	12	13	29	146	0	0	0	0	0	本	
	番線	655	0	200	0	0	0	0	0	1	201	1	201	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	本
	発電機	75	3	4	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	0	4	1	9	4	14	0	0	0	5	台
	投光器一式	51	3	3	3	4	2	3	3	3	3	4	3	1	0	2	1	5	2	2	0	0	0	4	台	
	ガソリン携行缶	26	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	0	1	0	2	0	9	0	0	0	0	缶	
	灯油用ポリタンク	29	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	個	
	防災タンク、消火バケツ	188	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	0	0	0	0	個
機材	一輪車	32	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	2	17	0	0	0	0	0	台	
	バリケード	37	2	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	台	
	かけや	150	8	13	6	3	6	9	13	11	7	6	7	0	0	2	7	21	31	0	0	0	0	0	本	
	つるはし	102	8	10	10	10	10	4	8	9	10	5	10	0	0	2	2	4	0	0	0	0	0	0	本	
	バール	168	10	18	12	18	18	10	18	12	18	6	12	0	0	2	2	6	6	0	0	0	0	0	本	
	大ハンマー	71	4	8	3	4	6	4	3	6	3	4	4	0	0	1	1	8	12	0	0	0	0	0	本	
	軍手	3,154	100	192	120	192	120	240	240	120	120	120	150	240	0	0	0	1,200	0	0	0	0	0	0	組	
	トラロープ	71	5	8	4	8	5	4	4	6	4	4	6	0	0	4	0	9	0	0	0	0	0	0	本	
	携帯用照明器具	336	22	33	20	30	28	26	29	30	29	21	28	8	0	1	1	24	0	0	0	0	0	6	個	
	乾電池単一型	808	50	100	50	100	50	50	50	100	50	50	50	4	0	4	0	100	0	0	0	0	0	0	本	
	乾電池単二型	12	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	本	
	乾電池単三型	288	0	0	0	96	0	0	0	96	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	本	
	リヤカー	112	0	0	0	4	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	台	
	ジャッキ	288	0	0	0	96	0	0	0	96	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	台	
	救助資器材	452	30	30	32	30	28	34	30	30	28	30	30	30	0	30	0	60	0	0	0	0	0	0	セット	
	水防機材	単管パイプ	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	本	
月の輪工法機材		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	セット		
SPパイプ		1,115	20	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	875	40	0	80	0	0	0	本	
T型マット		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	枚		
土のう袋		13,600	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	0	11,600	0	0	0	0	0	0	枚	
可搬ポンプ		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	台	
	排水ポンプ	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	基	

※ 訓練等で使用するため、備蓄品の保管場所や保管数量は常に変動しています。

第1号様式（第4条関係）

(申請日) 年 月 日

狛江市長 宛て

罹災証明書交付申請書

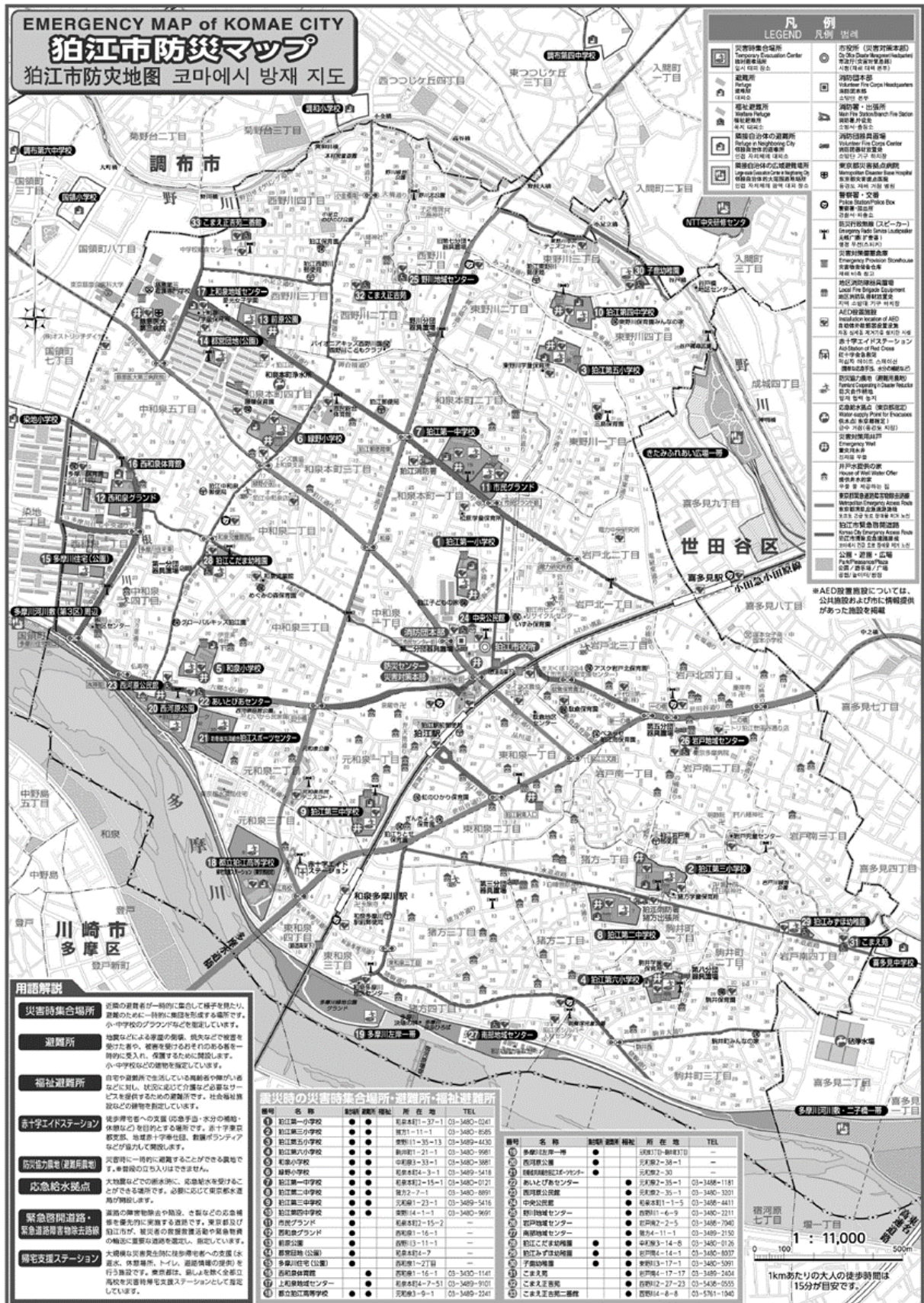
狛江市罹災証明書等交付事務取扱要綱第4条第1項の規定により、必要な書類を添えて下記のとおり申請します。

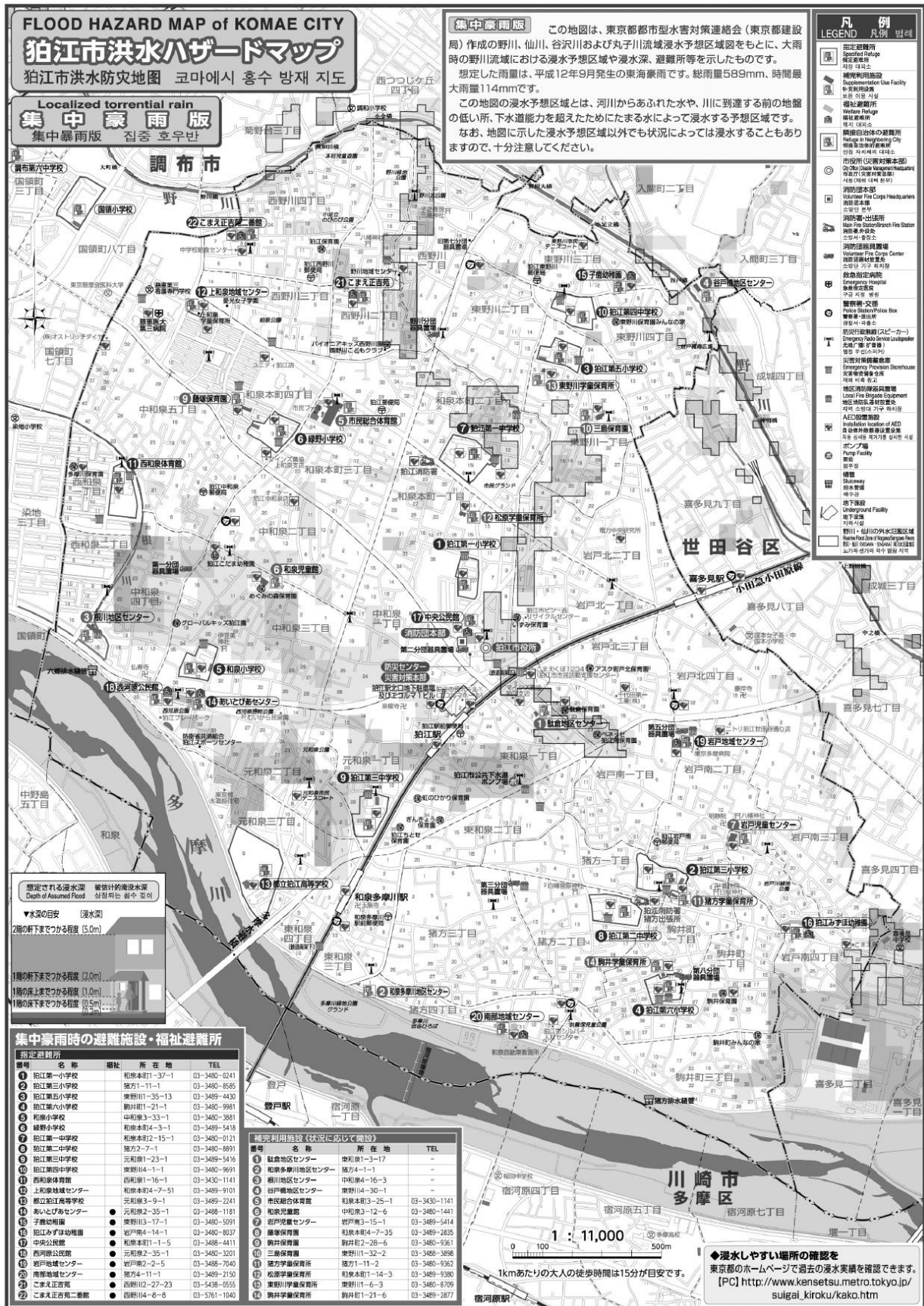
記

罹災原因	年 月 日 による					
申請者	住所					
	現在の連絡先			電話番号 ()		
	フリガナ 氏名	罹災者との関係 ☐ 本人 ☐ 親族 ☐ その他 ()				
罹災者 (申請者と同じ 場合は不要)	住所					
	フリガナ 氏名					
罹災世帯の 構成員 (貸家の場合は 不要)	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主				
罹災場所等 (アパート等の 名称及び室番号 も記入してくだ さい。)	所在地					
	☐ 住家 ☐ 非住家 ☐ その他 ()					
	☐ 持家 ☐ 借家 (所有者住所 氏名) ☐ 貸家					
調査済証番号			必要枚数			

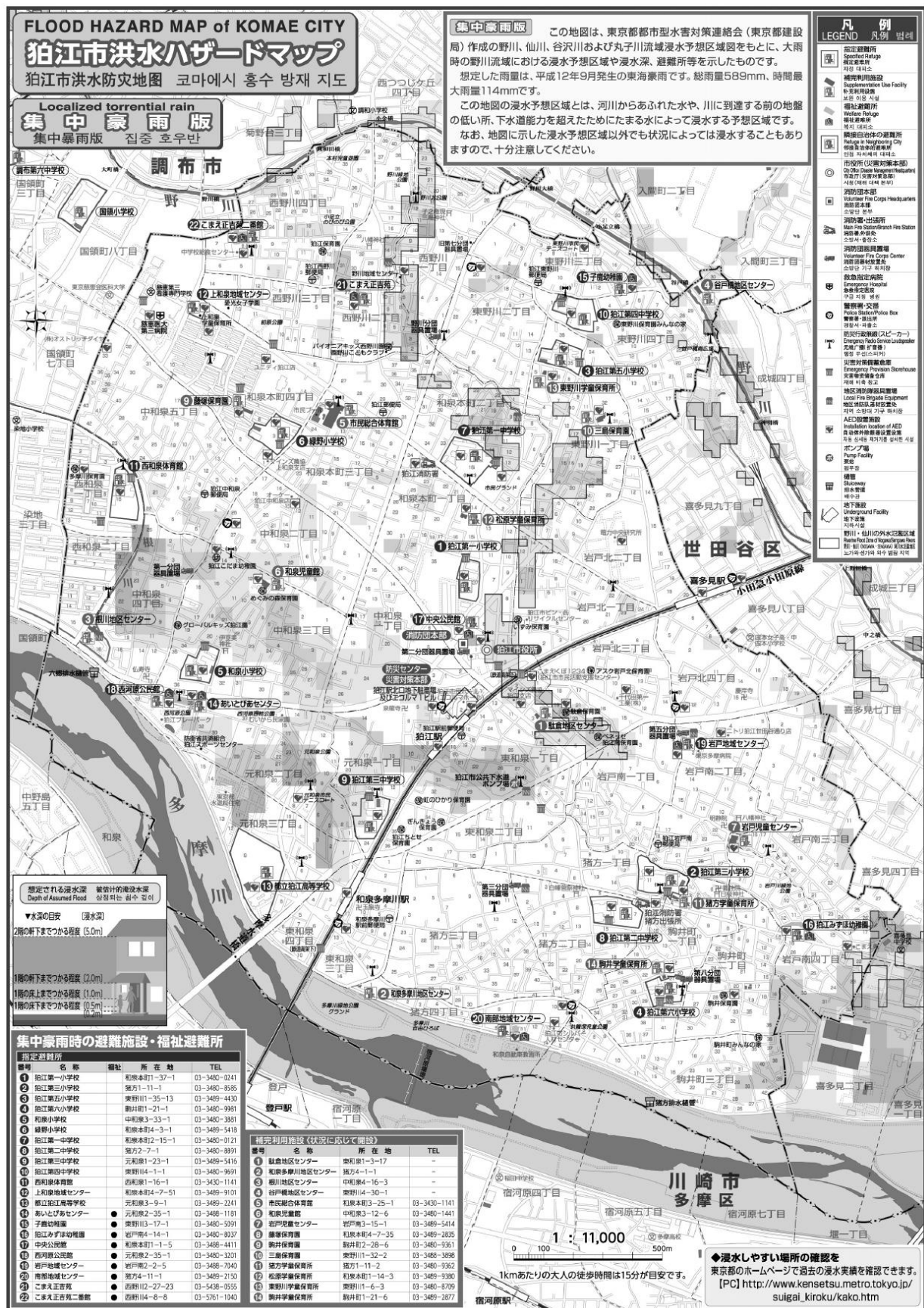
※太枠内を記入してください。

※本人が確認できる書類を提示又は添付してください。









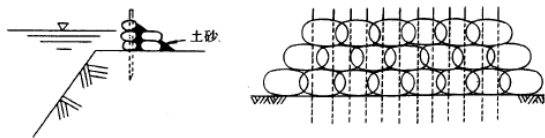
水防工法の種類

【参考資料 No. 12】

1. 積土のう工（越水防止工）

堤防天端に土俵を一段・二段積みにして、越水を防止する。

3段積み



工 法	資 材			器 材		単位作業量(MH)
条 件	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準（名）
積土のう工	土のう		130～150 袋	かけや	2	4 MH／10m
延長 10m	土砂		4 m ³	スコップ	4	
表 3 段 控 2 段	土のう留杭	径 1.6cm 長さ 1.2m	40～50 本	もっこ	2	20 名

(注) 単位作業量は、純作業時間を人、時で示したもので、積土のう 4 MH／10m

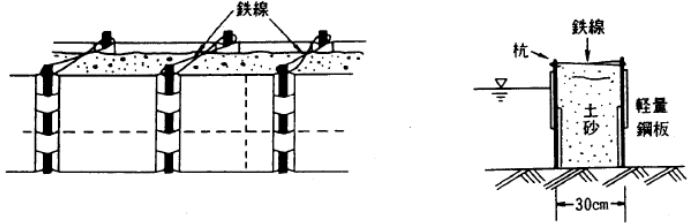
(表 3 段、控 2 段) を積むのに 4 人で 1 時間を要することを示す。

1. 各土のうは、留杭で固定すること。ただし、流れが急なときは留杭を 2 倍にすることも可。
2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

2. 鋼板防護工（越水防止工）

軽量鋼板を用いて行うせき板工。

2段2列

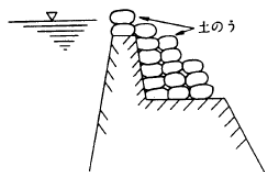


工 法	資 材			器 材		単位作業量(MH)
条 件	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準（名）
2 段二列工法	軽量鋼板	L = 1.8m W = 43.5cm	28 枚	大ハンマー	4	14MH／10m
	杭	L = 1.5m φ 48.6mm	30 本	シャベル	10	
	土のう		20 袋	ペンチ	1	
延長 10m	土 砂		3 m ³			20 名
高さ 75 c m	鉄 線		15m	ねじり棒	2	

1. 小口は土のうでおさえる。
2. 中詰土砂の一部を土のうにすることも可。
3. 防水シートを併用すると防水性が効果的である。
4. 軽量に施工するときは、鋼板を一列とし、背面に土のうまたは土砂でおさえることも可。

3. 護岸裏積土のう工（越水防止工）

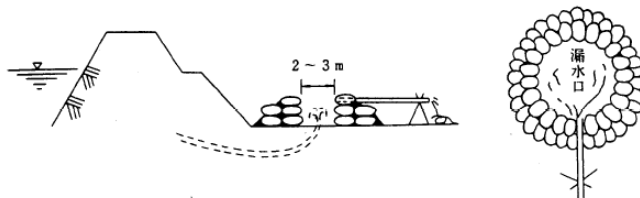
胸壁護岸を越水するおそれのある時行なわれる工法で、裏のり側から低部を広く積み重ねて防止する。



工 法	資 材			器 材		単位作業量(MH)
条 件	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
護岸裏積土のう工	土のう		200 袋	シャベル	2	4 MH/6m
延長 6m 高さ 1m	杭		4 m ³	もっこ	1	10 名

4. かま段工（漏水防止工）

堤防裏小段、のり先の平場に漏水が生じた場合に、その周囲を円形に土俵積みし、中に水を貯めて、その水圧で漏水を少なくすると共に、湧水で堤防が破損しないよう一定の箇所に水を集めて流すもので、別名「かま築き」「かま止め」ともいう。

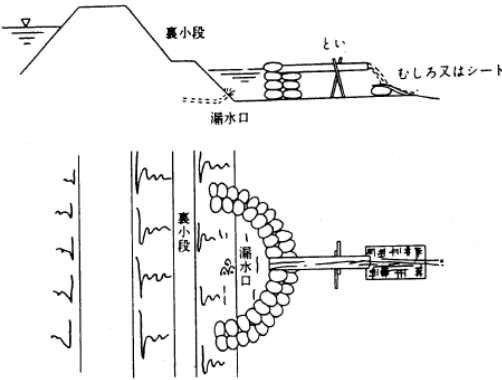


工 法	資 材			器 材		単位作業量(MH)
条件	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
かま段工	土のう		120 袋	シャベル	4	10MH/1 個
	土 砂		3 m ³	もっこ	2	
直径 2m、 3 段、控 2 段 (間隙なし)	土のう留杭	径 1.6cm 長さ 1.2m	35 本	大ハンマー	2	20 名
	と い	長さ 3~5m	1 本			
	く い	長さ 1.5m	2 本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。
2. 土のう留杭は状況に応じて用いる。
3. 鋼製かましつきセットで実施することも可。

5. 月の輪工（漏水防止工）

堤防裏のり面の漏水箇所に土俵を半円形に積み水位をせき上げて、その水圧で漏水を少なくすると共に、一定の箇所に水を集めて流すもの

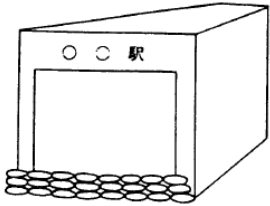


工 法	資 材			器 材		単位作業量(MH)
条 件	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
月の輪工	土のう		140 袋	かけや	2	10MH/1 個
	土 砂		3 m ³	大ハンマー	2	
半径 2m 表 4 段、 控え 3 段 (間隙なし)	土のう留杭	径 1.6cm 長さ 1.2m	20 本	シャベル	4	20 名
	と い	長さ 3~5m	1 本	もっこ	2	
	く い	長さ 1.5m	2 本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

6. 吸水性水のう積工（浸水防止工）

ゲル化水のうを用いて行う越水防止工。



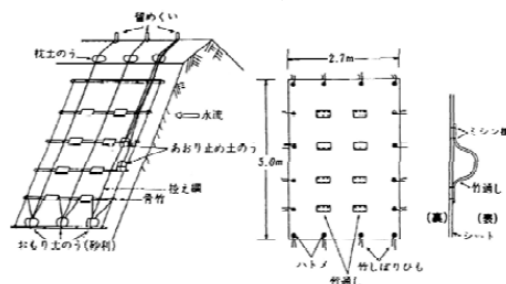
工 法	資 材			器 材		単位作業量(MH)
条 件	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
吸水性水のう積み工	吸水性水のう	0.6m×0.35m	27			2MH/40m
						2 名

1. 4 段積（1 段 h ≒ 10cm）以上のときは、2 列とするか土のう留杭を使用する。

2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

7. シート張り工（洗掘防止工）

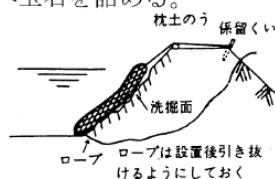
堤防表のり面の漏水口をむしろ又はシートで被ふくし漏水を防止する。別名「つなぎむしろ張り工」ともいう。



工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
シート張り工	シート	規格品	1 枚	かけや	1	1.5MH/1 個
	竹	径 4~6cm 長さ 3m	6 本	か ま	1	
	くい	末口径 9cm 長さ 1m	3 本	のこぎり	1	
	土のう		8~9 袋	お の	1	
幅 5m 長さ 2.7m	控え綱	長さ 10m	規格品 に付属	投入用 控え綱	1~2	10 名
	竹しほりひも	長さ 50m				
	なわ（おもり 土のう用）		若干			

8. 立てかご工（洗掘防止工）

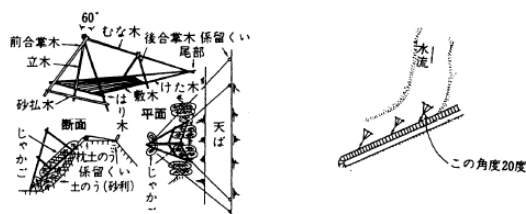
堤防のり面の崩壊を防止するもので、崩壊部の下端にじゃかごを一行に敷き、杭でとめ、これを主台として縦にじゃかごを並べ玉石を詰める。



工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
立てかご工	鉄線じゃかご	径 45cm 長さ 5m	2	かけや	1	3.5MH/1 個
	石	粒径 15cm 以上	1.5 m ³	ワイヤーカ ッター	1	
長さ 10m、径 45cm、人力に よる装置	木くい	長さ 1.5m	2 本	ペンチ	1	10 名
	鉄 線	8 番線	60m			
	ロープ	長さ 20m	1 本			

9. 川倉工（決壊防止工）

急流河川の水制や、破堤時の応急工法のための流勢の転向、または崩壊箇所の拡大防止のため使用される牛類の一つである。

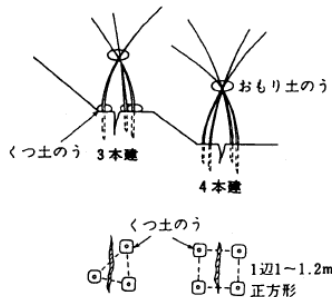


工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準（名）
川倉の作成	むな木	末口径 12cm 長さ 5.4m	1 本	のこぎり	2	30MH/1 個
	けた木	末口径 12cm 長さ 5.4m	2 本	お の	2	
	前合掌木 立木、はり木	末口径 12cm 長さ 5.4m	4 本	ワイヤカッター	1	
	砂 払 木	径 9cm 長さ 4.5m	1 本	ペンチ	4	
丸太製 1 個 長さ 5m	後合掌木 はり木	径 9cm 長さ 3.6m	3 本	金づち	4	10 名
	敷木	径 9cm 長さ 2.7m	12 本	パール	1	
	鉄線	8 番線	80m	しの	4	
	くぎ	15cm	24 本			

工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準（名）
川倉の設置	木くい	長さ 15m	4 本	かけや	1	60MH/1 個
	鉄 線	8 番線	40m	ワイヤカッター	1	
堤防ののり面 で人力で設置	ロープ	長さ 20m	4 本	し の	2	20 名
	じゃかご	長さ 5m	9 個			
	土のう	枕土のう	4 個			

10. 五徳縫い工（崩壊防止工）

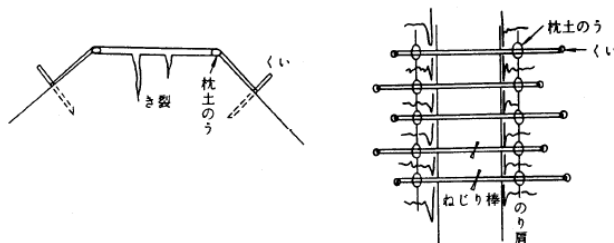
堤防の法面や平場に亀裂が生じた場合、その拡大を防止するため、竹を3～4本を堤体に深く突き刺し上部を結束して、その上に抑え土俵をおく。また簡易なものを「さし竹工」という。



工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
五徳縫い	青 竹	径 5～6cm のびなり	4 本	か ま	1	0.35MH/10 個
4 本建て	土のう		5 袋			5 名
	な わ		5m			

11. 杭打ち継ぎ工（き裂防止工）

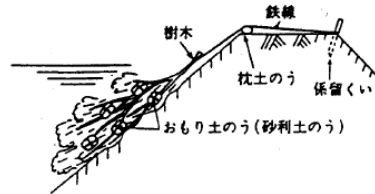
天端のき裂をはさんで両肩付近にくいをさして、鉄線で連結する。



工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
杭打ち継ぎ工	木くい	径 10cm 長さ 1.5m	14 本	かけや	2	40MH/10m
	鉄 棒	8 番線	200m	ワイヤカッター	1	
延長 10m 天ば幅 5m	土のう		14 袋	ペンチ	2	10 名
	ねじり棒	径 5cm 長さ 5.0m	7 本			

1 2. 木流し工（洗掘防止工）

堤防表のり面の洗掘拡大を防止するため、木または竹におもり土俵を結びつけ、堤防天端の留杭に木または竹の根本を結びつけ、のり前面に流し、流水の速度を緩和する。



工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
木流し工法	立 木		1 本	かけや	1	1MH/1 個
	土のう		10 袋	ワイヤーカッター	1	
1 個	木くい	長さ 1m	1 本	か ま	1	10 名
	鉄 線	8 番線	20m	命 綱	2	
	な わ		40m			

1 3. その他の水防工法

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現 在
水があふれる (越水)		せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手 困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する。	あまり高くない 堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏 水 対 策	居住側 (川裏)	水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり) 先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり) 先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり) 先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり) 先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅い所）	土俵の代わりに土のう
（深掘れ）	捨て土のう工 捨て石工	捨て土のう工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合草木を投入する	急流河川	わく組、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰め土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端） 居住側堤防斜面（裏のり）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金剛、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ち込む	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり）にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに推積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

（「実務者のための水防ハンドブック」より）

【用語解説】

用語	説明
AED	突然の心停止に対して、速やかに心臓への電気ショックによる除細動を行うための装置。機器が心電図を自動解析し、除細動が必要な場合にのみ電気ショックを流す判断をし、音声等で指示するため簡単に操作できる。
AP	Arakawa peil の略で、荒川工事基準面という。A. P. は東京都中央区新川にある霊岸島水位観測所の最低水位をもって定め、荒川のほか多摩川水系、中川水系で工事基準面として用いられている。
LNG 用防液堤	LNG は、Liquefied Natural Gas 液化天然ガスの略。地上式のLNGタンクには、万が一のガス漏えいに備え、ガスの外部流出を防ぐ防液堤が必要とされる。
MCA 無線	一定数の周波数を多数の利用者が共同で利用するMCA（Multi Channel Access）方式を採用した無線システム。
PCB	(Poly Chlorinated Biphenyl)「ポリ塩化ビフェニル」という水に溶けにくく、沸点が高い等の物理的な性質を有する物質で様々な用途に使用されたが、その有害性が明らかになり、確実かつ適正な処理が求められている。
RI（ラジオ・アイソトープ）	放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用する。
SI（センサー・値）	（Spectrum Intensity）地震によって一般的な建物がどれだけ大きく揺れるかを数値化したもの。
アメッシュ	レーダー雨量計を用いた降雨情報システム。降雨の変化を短い周期で表示し、リアルタイムに降雨の移動状況を監視できる。
安全装置付末端閉止弁	ガス栓の一種でガスホースがはずれた場合、自動的にガスを止める過流出防止機構が付いた安全なコックのこと。
一級河川	国土保全上又は国民経済上特に重要な水系について政令で指定した河川。
一時滞在施設	災害発生時に、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設。
医療救護活動拠点	急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所。
医療救護所	災害が発生し、多数の傷病者が発生したとき、または医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止したときに、被災者の救護を行うために、医療救護活動を実施する場所。
雨水小型貯留槽	雨水を地下空間に一時的に貯留し、河川への急激な流入を抑制するための槽。地下に浸透させることで土壌の保水性を改善し、地下水を涵養することができる。
雨水浸透ます	雨水流出抑制を目的とした雨水排水設備で、雨水を大地へ浸透させて還元する。
雨水流出抑制施設	都市化により雨水が地面に浸透する面積が減少し、下水道施設や河川への負担が大きくなり、台風や集中豪雨の増加に伴い内水被害が発生することから、雨水流出を抑制する目的で設置する浸透・貯留施設。
液化塩素	塩素ガスを液化して容器に充填したもの。塩素ガスは空気より重く刺激臭の強い毒ガスであり、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、条例等の法規制を遵守し、取扱には十分な注意が必要である。
液化石油ガス（LPG）	石油ガスを液化したもので、主成分はプロパンがもっとも多いため、プロパンガスとも呼ばれている。
液状化（現象）	ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象をいう。
延焼阻止線活動	道路・河川・耐火造建物等の地形・構造物の活用や破壊消防により延焼拡大を防止する活動のこと。
応急危険度判定	震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うこと。
応急給水拠点	震災時避難場所等へ応急給水するための拠点となる設備のこと。
応急教育	災害時において、学校施設の被災及び児童生徒の被災により通常教育を行うことができない場合に行われる応急教育。
応急手当指導員	日本で消防機関による救命講習を教授する人員またはその資格。

応急手当普及員	日本で消防機関による応急処置技能の普及を支援し救命講習を教授する人員またはその資格。
応急給水槽	地震等の災害に備え、都民の居住場所から概ね2 km の範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。なお、市内には設置されていない。
オストメイト用トイレ	オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）の方が排泄処理をしやすい機能を備えたトイレ
外国人災害時情報センター	災害時に、都が設置する外国人が必要とする情報の収集や外国人相談窓口の支援、防災（語学）ボランティアの派遣、区市町村等が行う外国人への情報提供の支援業務を行う施設。
街頭消火器	平常時の出火や災害時の二次災害を防ぐ初期消火器具として使用することを目的に街頭に設置した消火器。
仮設給水栓	震災時において、水道管の断水が解消された地域で、消火栓を水源として応急給水を行うために設置していく設備。
仮設住宅	自然災害等により、居住する住家がなく、自らの資金では住宅を得ることのできない者に対し、行政が貸与する仮の住宅。
河川の溢水	洪水等で堤防が壊れて堤内地に水が溢れる事を破堤氾濫、河川や水路の断面が小さいため、水を流しきれなくなって、満杯になった水があふれだす現象を溢水氾濫という。
火葬特例許可書	通常の手続きに従って埋火葬許可証の発行を行っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の危害を発生するおそれがあるため、申請を受けた自治体が発行する埋火葬許可証に代わり速やかに発行する証明書。
簡易浸水防止工法	住宅への浸水被害を防ぐために、身近なものを使用して各家庭でできる工法のこと。土のうを使った浸水防止のほかに、ダンボールやプランター等、各家庭にあるものを活用する。
管きょ可とう化	地震等による管路施設の被害の軽減を図るため、管きょ間の接続部、マンホールと管きょの接続部に可とう性のある耐震継手を使用すること。
義援金配分委員会	災害時に集められた義援金を、被災者に公平に分配するための計画を審議し、決定する組織のこと。義援金配分委員会は、都道府県を中心として、日本赤十字社等の義援金受付団体、福祉団体代表、被災者代表、ボランティア代表、学識経験者等で構成される。
危険物貯蔵所	指定数量以上の危険物を貯蔵、取り扱う施設。
危険物等運搬車両	毒物、高圧ガス、危険物等の危険有害な物質を運搬する車両
気象解説ホットライン	災害時に気象庁が提供する電話（ホットライン）。
起震車	（地震体験車）地震の揺れを体験できる部屋を搭載した車両。防災訓練会場や学校等、各地に移動し、その場で地震体験をすることができる。
帰宅困難者	通勤、通学、買い物等の外出者のうち、大地震が発生し交通機関が停止した場合、翌朝までの徒歩帰宅が困難であると想定される人
救急救命士	病院への搬送途上に限り傷病者に対し救急車等にて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的とした国家資格の名称。
急斜面地崩壊危険箇所	傾斜度 30 度以上、崖高さ 5m 以上で、崩壊した場合 5 戸以上の人家または官公署、学校、病院等に被害を生じる恐れのある箇所。市内には存在しない。
九都県市	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市のこと。
緊急医療救護所	超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所。
緊急啓開道路	地震等の災害時に、被災者の救援、救護活動及び緊急物資の輸送を確保するため、優先的に障害物除去を行うことをあらかじめ指定された市内の災害対策拠点を結ぶ道路
緊急災害情報メール	災害等の発生に伴う災害・避難情報等を、携帯電話に一斉に配信するメールのこと。
緊急地震速報	地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報のこと。
緊急情報ネットワーク（Em-net）	総合行政ネットワーク（L GWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。
緊急道路障害物除去路線	避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に、あらかじめ都が指定を行った路線。

緊急輸送道路	知事が指定する拠点(指定拠点)への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路。
緊急輸送ネットワーク	震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設(指定拠点)と指定拠点相互間を多ルートで結ぶネットワークをいう。
空間放射線量	一定時間(通常1時間あたり)内の空間のガンマ線量。サーバイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定され、この用語は、放射線の発生する施設の場所や平常時や緊急時の一般環境での放射線モニタリングに使用される。
警戒区域	災害によって身体等が被る危険を防ぐために、災害を鎮めるための作業員等、許可を得た者以外の出入を禁止したり、制限したりしている区域。
軽可搬消防ポンプ	消防車が出入りできないような火災現場で使用される、持ち運びのできるポンプのこと。
計測震度計	震度を自動的に観測、速報するために使用されている装置。
建設防災ボランティア	大規模な地震災害及び土砂災害が発生したとき、都建設局等に協力し、公共土木施設、砂防施設及び土砂災害危険箇所に係る、被災情報の迅速な収集や応急復旧等の支援活動を行うことによって、被災地域への円滑な救援活動や被災施設の早期復旧等を図るボランティア。
建築物防災週間	建築物の防災対策の推進に寄与することを目的に建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図るイベント等が行われる週間。
広域火葬	大規模な自然災害等により平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行うことが不可能になった場合に、内外の火葬場を活用して広域的に行う火葬のこと。
公共的団体	日本赤十字奉仕団、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、農業協同組合、商工会、青年会議所、交通安全協会、防犯協会、社会福祉協議会等、公共的な活動を営む団体。
公用負担権限	自治体の長が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により、必要な措置を図ることができる権限。
国際交流協会	地域に暮らす在日外国人と日本人の交流のために設立された組織。
こまえ安心安全情報ブログ	ヤフー株式会社との災害協定に基づき開設したブログサービス(URLは、 http://blogs.yahoo.co.jp/anshinkomae)。平常時においても、防災情報のほか、訓練情報や防犯情報、さらにはこまえ安心安全情報メールで配信した内容や、防災行政無線での放送内容等、泊江市の安心安全に関する情報を発信している。
こまえ安心安全情報メール	安心で安全なまちづくりの一環として、災害情報と不審者(犯罪)情報を、あらかじめ登録した方の「携帯電話」や「パソコン」にメール配信するサービス。
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、医療救護活動を行う病院(災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)
災害援護資金	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害救助法が適用された災害の場合において、負傷又は住居、家財に被害を受けた方を対象として、350万円を限度額に貸し付けを行う制度。
災害拠点中核病院	災害拠点病院の中で地域医療圏の中心になって治療や支援を担う拠点病院。
災害拠点病院	災害時に通常の医療供給体制では医療の確保が困難になった場合に、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の収容・治療を行う病院。
災害拠点連携病院	災害拠点病院等と連携し、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院。
災害時帰宅支援ステーション	帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設。学校等の公共施設の他、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設が指定されている。
災害時集合場所	災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、または帰宅困難者が公共交通機関が回復するまで待機する場所のこと。
災害時優先電話	災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、こうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる優先電話のこと。
災害障害見舞金	自然災害で後遺症を負った人たちに自治体から交付される見舞金。
災害情報共有システム(Lアラート)	市町村など地域の災害情報等を共有する共通基盤として、共有された情報をテレビやラジオ等の多様なメディアで一括配信するシステム。

災害情報システム（DIS）	災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てるためのシステム。
災害対策本部	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときに設置する組織。市における災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例、狛江市災害対策本部条例施行規則及び狛江市災害対策本部運営要綱で定められている。
災害対策用井戸	大地震やその他の災害で水道施設が被害を受け、住民に対する給水が困難となった場合、水源を確保するために指定された井戸。
災害弔慰金	自然災害により死亡した遺族に対して支給する弔慰金のこと。
災害ボランティアセンター	大雨や地震等の大災害時、ボランティアの受入れ、派遣、調整等を行う場所。
災害薬事コーディネーター	医薬品等の調達、供給や、薬剤師の派遣などの案件について調整をする人のこと。
災害薬事センター	医薬品等の受入れ、使用可能な医薬品の仕分け及び管理を行うとともに、地域内の医薬品供給要請状況を把握し、調整する場所。
災害用伝言ダイヤル	被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのこと。「171」をダイヤルし、音声の指示に従う。
在宅被災者	災害時に、自宅から避難することなく被害に遭った人のこと。
在宅避難者	被災者の中で「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者」、もしくは「ライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者」
サインカー	後部に大型の電光掲示板を装備した車両。
次亜塩素酸ナトリウム	無水和物はきわめて不安定で爆発、分解しやすい性質がある物質。
自衛消防活動中核要員	自衛、消防活動の中核を担う人々のこと。
事業継続計画（BCP）	（BCP：Business Continuity Planning）自然災害発生時等に長期業務中断を防ぎ事業継続を確実にするために策定する計画。市では「震災編」、「インフルエンザ編」が策定されている。
自主防災計画（自主防災カルテ）	地震発生時に自治体と連絡がとれなくても現場で対応できるよう、地元自主防災会等が中心となり、現場の状況に合わせて被災直後の混乱期を乗り切る目的で立てる計画。
自主防災組織	地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動等、町会や自治会等を主体に結成された地域の防災計画を担う組織。
地震計ネットワーク	国土交通省が地震直後の情報の少ない段階で、所管の河川・道路施設の緊急点検の必要性や被災状況の予測評価等、初動体制における施設管理者の意志決定を支援することを目的として整備したシステム。
地震被害判読システム	警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握するシステム。
地震被害予測システム	消防庁で開発した地震被害を予測するシステム。誰もが容易にしかもほぼ瞬時に地震被害想定を行うことができる簡易型地震被害想定システムとなっている。
止水板	集中豪雨等で氾濫した水の浸入を防ぐために、建築物、地下鉄、地下室、駐車場等の出入り口に設置する、水を止める建築部材。
地すべり危険箇所	土砂災害危険箇所のうち、地すべりを起こしている、あるいは起こす恐れのある区域で、河川、公共施設、人家等に損害を与える恐れのある箇所。都が指定するが、市内には存在しない。
指定公共機関	公益的事業を営む法人等のうち内閣総理大臣が指定した組織等。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局およびその他の国の地方行政機関で、政令で定められた組織等。
指定地方公共機関	土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する組織等。
指定防災事業所	高圧ガスの事故等の災害が発生した際に、災害の拡大防止のために人員の派遣や防災工具類の提供、関係機関への連絡等の協力活動を行う事業所として、高圧ガス製造事業所、高圧ガス販売事業者等が組織する協議会から指定を受けている事業所。

社会福祉協議会	福祉関連事業を推進する社会福祉法人。
社会福祉施設	社会福祉法や、福祉六法（生活保護法・児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・老人福祉法）をもとに作られた、社会福祉事業を行うための施設の総称。
住宅用防災火災警報器	火災の際煙や熱を自動的に感知して音や音声で火災の発生を知らせる警報器
受援計画	大規模災害時に各地から来る応援部隊や物資の受け入れ態勢をあらかじめ決めておく計画のこと。
首都直下地震帰宅困難者対策協議会	内閣府（防災担当）及び東京都が、首都直下地震発災時における帰宅困難者等対策について、国、地方公共団体、民間企業等における情報共有と横断的な課題を検討するために設置した協議会
上級救命講習	応急処置技能の認定を受けるための講習。普通救命講習の内容に外傷手当（三角巾包帯法等）や搬送法等を加えた講習となる。
消防少年団	心身ともに成長し、様々な社会の仕組み等を学ぶ小学生から中学生の時に社会人としての防災意識や防災行動の基本を身に付け、団体生活を通して責任感のある人間に成長するための教育をしようというもの。狛江消防少年団は、昭和 51 年 4 月に全国に先駆けて誕生した。
消防水利	消防活動を行う際の水利施設のこと。
消防団	住民の人命と財産を守るため、火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う消防組織法に基づいて自治体に設置される消防組織。狛江市消防団は、106 名（平成 30 年 3 月 1 日現在）の団員が所属し、地域防災の要として活発に活動している。
食物アレルギー	食物の特定の成分に免疫系が過敏に反応して、望ましくない反応を起こす症状。食品アレルギー、食事アレルギー、食事性アレルギーともいう。
女性防火の会	女性層に対する防災知識及び防災思想の普及と、防災行動力の向上を図るための組織。
浸水想定区域	水防法に基づき、洪水予報河川及び避難判断水位（特別警戒水位）への水位の到達情報を通知および周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、河川整備の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域のこと。
身体防護訓練	地震発生初期に対応するために必要とされる訓練。起震車による地震の揺れを体験することもそのひとつの訓練にあたる。
心的外傷後ストレス障害（PTSD）	（PTSD：Posttraumatic Stress Disorder）恐ろしい体験や圧倒的な体験から精神的に外傷を受け、それによって強い感情的反応が症状として現れ、長期的に持続する障害。
水衝部	水が激しくぶつかり合うところ。
水防災総合情報システム	都で観測している降水量や河川水位情報や注意報・警報をリアルタイム（５分ごと）に提供するシステム。
スタンドパイプ	主に火災発生時の消火活動等で使用する資器材。消火栓に直接接続してホースをつなぎ放水することにより消火等を行う。
赤十字エイドステーション	赤十字奉仕団等が帰宅経路途中での徒歩帰宅者への支援（簡単な応急手当・水分の補給・休憩等）を行う場所
赤十字奉仕団	人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織
全国瞬時警報システム（Jアラート）	気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動等するシステム。
総合行政ネットワーク（LGWAN）	全ての地方自治体間を相互に接続した行政ネットワークのこと。中央省庁、都道府県、市区町村の官庁が全て接続されている。
相互応援協定	災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体が民間事業者や関係機関等との間で締結する協定のこと。
耐震診断	既存の建物が地震の脅威に対し安全に使用できるか（耐震性を保有しているか）を見極めるために行う調査。
耐震補強	耐震診断によって耐震性が低いと判定された建物等に、耐震性を向上させるために行う補強（改修）すること。

地域内輸送拠点	地域内外からの緊急物資等の受入れ、配分、被災地への輸送等の拠点となる場所
地区消防隊	地域ごとに設立したボランティアの自衛消防組織。消防団ＯＢ等により構成される。
長周期地震動	地震発生時に通常の震動とは異なり約 2 ～ 20 秒周期で揺れる長い周期の震動のこと。
デジタルサイネージ	屋外や公共施設等のあらゆる場所で、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムのこと。
東京 DMAT	(Disaster Medical Assistance Team：ディーマット) 東京都が発足させた大震災等の自然災害等の災害現場で負傷者に対する医療処置を行う災害医療派遣チーム。
東京消防庁災害時支援ボランティア	地震等の大規模な自然災害、事故が発生した場合に、あらかじめ登録している消防署や最寄りの消防署に参集し、東京消防庁が行う消防活動を支援する事前登録制の専門ボランティア。
東京都 LCP 住宅	(Life Continuity Performance) 震災時においてもエレベーターや給水ポンプの運転に必要な最小限の電源を確保することで、都民がそれぞれの住宅内に留まり、生活の継続を可能とする性能を備えた住宅。
東京都災害医療コーディネーター	災害時に都が医療救護活動の統括・調整を円滑に行うために設置したコーディネーター。平時から災害医療対策への助言を行うとともに、災害時には、東京 DMAT や医療救護班の効果的な配分等についての助言・調整を行う。
東京都地域災害医療コーディネーター	東京都災害医療コーディネーターとともに、災害時における二次保健医療圏域内の医療救護活動の統括・調整を円滑に行うコーディネーター。
東京都防災(語学)ボランティア	都内で震災等の大規模な災害が発生した場合に、語学能力を活用して、被災外国人の支援を行うボランティア。
東京都防災行政無線	都が災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、都施設、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁等の都の主要な関係機関をつなぐ総合的な防災行政無線網のこと。
東京の液状化予測図	ボーリング資料、地形・地質図、液状化履歴図等の情報を元に予測された東京都内の地盤の液状化のしやすさ、しにくさを相対的に表した地図。
特設公衆電話	大規模災害時等に避難所等に設置される公衆電話。
特定沿道建築物	特に高い公共性を有する輸送道路の沿道建築物のこと。耐震診断を義務化する等耐震化を促進する必要がある。
土壌雨量指数	防災気象情報のひとつ。降水雨量から流出量と深い土壌への浸水量を引いて求める。地表層の含水量、大雨により土砂災害が発生する潜在的な危険度を示す。
都民防災教育センター(防災館)	模擬災害を体験しながら学び、もしもの時の防災行動力を身につける目的で設立された施設。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。
二級河川	一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定した河川。
二次災害	ある災害が起こった後に、それがもとになって起こる別の災害。豪雨のため地盤が緩んで起こる土砂崩れ、地震でガス管が損壊したことによる爆発事故、救助隊の遭難や被災等の例がある。
二次保健医療圏域	特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏(都道府県が医療機関の整備を進める際の地域割り)
日本 DMAT	厚生労働省により発足した災害派遣医療チーム。医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けている。
排水場施設	排水を公共下水道に流入させるために設ける、建物または敷地内等の排水管渠および、付帯設備の総称をいう。
ハザードマップ	自然現象に起因する災害の危険度を示す地図。市では、「地震ハザードマップ」、「洪水ハザードマップ」を公表している。
発災対応型訓練	模擬災害を発生させ、一人一人がその場の状況を判断して近所の人と協力し、消火活動や救助活動、応急手当等を行う訓練。

氾濫注意水位	水防団が出動等をする水位であり、河川の氾濫に注意した方がよい水位。
被災者生活再建支援金	災害で自宅に住めなくなった世帯や長期避難中の世帯に、被害に応じて支給される基礎支援金。
被災度区分判定	二次災害から住民の安全を確保するために建築物への立ち入りの可否等を判定する応急危険度判定が実施された後に、震災建築物の復旧を目的として震災建築物の主として構造躯体に関する被災度を区分判定し、継続使用するための復旧の要否を判定するもの。
非常用便槽	地震災害による建物の倒壊や断水でトイレが使えないときに、（被災した住民の衛生環境を確保するため）マンホール蓋をあけて便器を設置し、テントをはるだけで簡易なトイレとして使用できる下水道非常用施設（災害用トイレ）のこと。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。
避難所運営協議会	避難所生活で混乱が生じないよう避難所の運営を事前に協議・検討し、地域住民等による避難所の自主運営体制の確立を図ることを目的とした組織。
避難判断水位	河川において避難等の目安となる水位のこと。
普通救命講習	家庭や職場で最善の応急手当や救命処置を行えるように、心肺蘇生法、止血法、体位管理、応急手当等を学ぶ講習会。
プッシュ型支援	救助要請を出せないほど被災した場合も想定し、被災地から支援要請がなくても国や他の自治体が物資を送る支援方法。
ヘリサイン	災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的として、公共建築物の屋上等に施設名を表示したものをいう。
防火防災診断	既存建物が、現状の防火管理体制及び既設の消防用設備等で対応ができるかを確認するもの。
防災会議	市地域防災計画の作成および実施の推進を図るために、災害対策基本法等に基づいて市に設置される会議。
防災行政無線	非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とする、無線による通信網。災害時に有線回線が途絶した場合でも、使用することが可能である。
防災週間	防災に対する知識を普及・啓発するため、各種防災啓発イベントが実施される週間（8月30日から9月5日）。
防災マップ	避難所の位置等、防災に関する必要な情報を示した地図。
防災ラジオ	防災行政無線も受信することができるラジオ。
マンホールトイレ	下水用マンホール内に、汚物を直接廃棄する簡易設営タイプのトイレ。避難所等に設営する災害用仮設トイレとして使用される。
水再生センター	下水道の施設のひとつで、生活排水等をきれいな水にする施設
免震構造	建物の地番との間に積層ゴム等の特種な装置を付け、免震層を造ることで、地震力を建物に直接伝えないようにした構造のこと。
木造住宅密集地	老朽化した木造住宅が密集し、公園等のオープンスペースが少なく、道路が狭い等、防災上、住環境上の課題を抱えた地域。
用途地域	都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。都市計画法の地域地区の基本となるもの。
要配慮者	本計画では、高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定しており、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人をいう。
ライフラインネットワーク	電力・ガス・水道・NTT・鉄道等ライフライン各社が被災状況や復旧に関する情報の受発信について協力するネットワークのこと。災害時、最も重要なライフライン情報をスムーズに伝えるために、日常的な連携システムを形成し、防災に対しての啓蒙活動、災害時の被災情報、ライフライン情報、安心情報、病院情報等を迅速、的確に住民に伝えることを使命としている。
罹災証明書	自然災害により住家等が破損した場合、被害状況を確認し、証明するものをいう。この罹災証明は、保険金の請求や税の減免申告等の手続に必要となる。
流域雨量指数	河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。

登録番号（刊行物番号）

H29－72

狛江市地域防災計画（平成 30 年修正）＜資料編＞

平成 30 年 3 月発行

発 行 狛江市防災会議
編 集 狛江市総務部安心安全課
狛江市和泉本町 1－1－5
電話 03-3430-1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 390 円